

村上景國自筆寄進狀

信濃東光寺所藏

原寸

縦 〇・三三〇  
横 〇・五一〇

脈筋切本  
公直書

蓮花寺願

交束束田中

古南南一也

高代一書成

少公指去

長生寺の恒例

一筆段少抄卷

不之之成持一也

如外一村上像

月世方東國

曲自直與可被申候條不能具候恐々謹言

八月廿一日

唐式進之候

宜順(花押)

○本條ノコト、年次未ダ詳ナラズ、姑ク本日ノ條ニ收ム、



村上景國自筆寄進狀

信濃東光寺所藏

原寸

縦 ○・三五〇  
横 ○・五一〇

賜所  
公事

道元寺願

交 在末甲申

由 尚存一由

前代一寺願

由 人指責

寺 在末甲申

寺 在末甲申

寺 在末甲申

寺 在末甲申

天正四年  
月 日 景國

村上景國



村上景國自筆寄進狀

信濃東光寺所藏

原寸

紙 〇・三五〇  
墨 〇・五二〇



曲自直與可被申候條不能具候、恐々謹言、

八月廿一日

宜順(花押)

(唐人親廣)  
唐式進之候

○本條ノコト、年次未ダ詳ナラズ、姑ク本日ノ條ニ收ム、

二十三日、申、戌信濃海津城主村上景國蓮光寺ヲシテ、寺領ヲ安堵セシム、

〔東光寺文書〕濃〇信

脇坊同所ニ任置者也、

蓮光寺々領之處、(東條部)東條、田中於兩所之内、前代之寺領無殘五拾貫之分進置候、

仍恒例之寺役御祈念不可有退轉之狀如件、

天正十年

村上源五

八月廿三日

景國(花押)

快興法印 御同宿中

毛利輝元、兒玉元時ヲシテ、父就時ノ所領ヲ襲ガシム、

〔兒玉文書〕防〇周

父越中守給地竹原之内、國守名田參町、并島七段、佐々部之内、備前給田壹町

天正十年八月二十三日

三五二

國守名  
備前給



國本名  
陶保市

天正十年八月二十三日

三五二

參段同所國本名田貳町參段山里津田之内拾五貫前周防國陶保之内四拾石足但南湘院分賦殘共同所市貳ヶ所之事任先證并讓之旨令裁許候全可知行之狀如件

天正拾年八月廿三日

輝元(花押)

兒玉菊千世丸殿

吉和代官之事越中守以手續申付之候公役納所等堅固可申付事肝要候猶國右綿奎可申聞候謹言

天正十年

八月廿三日

輝元(花押)

(封上卷)

兒玉菊千世丸殿

輝元

○就時卒スルコト便宜左ニ合致ス

〔嘯岳錄〕

下 前越州太守惟真道空禪定門大連忌拈香(終下同)

獨立空山淚灑然到頭眞實復何宣舉香云辨香落第二頭去十月梅花勝紫梅大日本國安藝州高田郡吉田庄居住奉三寶弟子功德主藤原朝臣菊千代維

嘯岳鼎虎  
就時七  
日ノ法  
語々々

就時獄訟  
ヲ憐ム

晚天正十載壬午仲冬初五日正當先考前越州太守惟真道空禪定門大連忌之辰伏就于私第布設梵筵莊嚴靈前香茗華燭如法排辦茶果珍羞盡味陳列謹現前齋衆諷首楞嚴神呪而鼓瑠璃喉轉珊瑚舌之次借手前南禪小比丘鼎虎焚這一瓣心香諸人(還方)还知此香糜非是柏嶺千年翠非復華藏甘重蓮太極一氣混沌未分先乾父坤母密啓其意築著啐啄玄底之婆律收藏心田祕在胸宇可謂神仙祕訣父子不傳即今爇向爐上供養三世十方因中果上無邊聖賢今日教主藥師醫王西天東土列祖天衆地神及日域大小神祇三有九界群亡依草附木精靈等以表那吒太子拆肉折骨之因緣伏冀憑這妙薰力頓脫凡塵特地登仙去伏惟前越州太守惟真道空禪定門稱名下士無肚裏禪譬之姚黃魏紫則且富且貴擬之召棠萊狗則無黨無偏雅量海涵春育機變地轉天旋常憐獄訟是非不枉古道徧慎仕路進退如臨深淵遊戲六藝苑耕破一心田加之勵其兵則百戰百勝被堅執銳對其賓則一挨一撈挹袂拍肩是故結果自然芬々郁々積善餘慶密々綿々到這裏金香爐下捧爐神(神)突出曰和尚上來言語高則高矣不用劍去刻舷即今禪定門降臨法筵覆蔭后昆底一句把鸞膠續斷絃去露 欲見法身無相々門前不改舊山川

天正十年八月二十三日

三五三



天正十年八月二十三日

三五四

一周忌法

十七日ノ  
祥忌ヲ十  
一日ニ豫  
修ス

法華經ヲ  
石ニ寫ス

一字一石

惟真小祥忌香語  
舉香云、這妙兜樓屋裏珍、纔焚一瓣爲惟真、齋筵別有通霄路、鼻孔依然掛上唇、  
大日本國安藝州高田郡吉田庄居住、奉三寶弟子功德主藤原朝臣菊千代、維  
叱天正十一歲癸未季秋十又七者、家門伏值先考前越州太守惟真道空禪定  
門小祥忌之辰、於是攀供佛齋僧之舊例、先庚者十又一日也、仍就于本宅、布設  
梵筵、點北苑茗、羞南澗蘋、兼屬吾山淨侶、寫大乘妙典小石、可謂一字千鈞、且復  
宿夜修圓通妙文、効遵式大師鬘、自餘善根使悅衆書紳、今朝臨散場、營辦伊蒲  
淨供、同音諷誦首稜嚴神呪之次、借手前南禪小比丘鼎虎、焚這爛枯薪、奉供養  
三世十方諸佛薩陲、今日教主大勢至菩薩、西竺東震列祖師、上界下地人天鬼  
畜、及日域大小諸神、一切亡靈、七世六親等、仰冀以這ヶ薰力、不歷三祇修證、速  
離六趣迷津、恭惟惟真道空禪定門、雖居妄境、不染凡塵、承姓藤原末孫、積德餘  
薰未滅、任身越州太守、一團和氣、惟新、交朋友則必有信、使黎民則何移噴、或叱  
避閻浮塵、常携八正篲、或叱傾大海酒、克接四來賓、丁溪邊掃葉之佳句、擬井中  
投轄之故人、加之、施三玄三要甲戈、慕蹤林際白拈賊、寫一字一石妙典、致信竺  
土金色身、嗽六藝芳潤、修當來勝因、到這裏、三界唯一心、遶籬胡蝶、一心唯三界、

透網窮鱗畏甚麼、鑊湯爐炭、視甚麼、正覺城闐、正與麼、既香嚴童子突出曰、上來  
悉是惟真存日作略也、頭々上顯露、物々上彌綸、到向上田地、全無者也之乎、更  
何伸、和尚願代孝子、報恩一句、重轉法輪、嘆、父子不傳真妙訣、捧頭敲出玉麒麟、  
塔婆銘、一字一石之供養、  
六萬餘言閑妄想、寫來字々釋迦牟、儼然未散靈山會、石亦今朝可點頭、

〔萩藩閥閥錄〕

兒玉次郎右衛門

兒玉四郎右衛門勝茂先祖、  
兒玉越前守元茂次男、

兒玉越中守就時、始山縣彌十郎、  
後兒玉采女、

天正拾年七月廿五日死、  
五十七歲、

兒玉次郎右衛門元時、始菊千代、  
彌八郎、

慶長九年十一月廿八日死、  
三十三歲、

〔附錄〕

〔萩藩閥閥錄〕

信常太郎兵衛

いやは二郎事、うさそくあいちうい候い、そのほうそんふんのことく、むま  
めきさいとん申つく、ちく候、かさそく此事、ましく候、まよやうの事

天正十年八月二十三日

三五五

七月二十  
五日歿ス  
トノ説



天正十年八月二十三日

三五六

もちねんむまめこはうのし候、ほうきやくかく候、うしく、

八月六日

てる元御判

(信書) のふつち三郎さへもんとの

あいさへ

同

〔萩藩閥録〕

百六十九 佐世大學家來三戸八郎次

輝元公 御判

本物返 徳政

三戸善兵衛尉買地本物返之事、又者文狀處之儀、任證文堅知行可仕候、縱徳齋等行、何之仁に被成御書候共、彼者一度被加御下知候上者、少も不可有相違候、若餘仁に御捨等被遣候共、此以御捨之旨可遂言上候、重々可被成御下知候、此由可申之旨候、恐々謹言、

天正十年

兒玉小四郎

八月八日

元房判

三戸源藏殿

吳々御下知之旨、對源三被遣候、全知行專一候、

買地ノ公 認

其方買地之儀付而、言上之趣具令披露、被成御分別御袖判被遣候、縱御失念候而、何之仁に御書、御奉書被遣候共、其方事者、別而對公儀、度々忠儀仕、大殿様、隆元様御感狀被下、何れ一所被遣度之由、被仰聞之由、慥に先御判物見へ候、重疊被成御披見、今以無餘儀被思召之通能々可申與之由、被成御意候、誠面目之至不淺候、彌遂馳走御公役等可仕事肝要候、右之買地付而、他妨少も有之間敷候、此旨可得其心候、謹言、

小四郎

八月九日

元房判

三戸善兵衛尉殿

同 源 三殿

〔萩藩閥録〕

百五十六 飯田源之丞 細工人

飯田藏人助殿

輝元

防州吉敷郡東之庄之内、先國清寺領經免五石足之事、爲給地遣置候、全知行肝要候、謹言、

八月廿六日

輝元御判

天正十年八月二十三日

三五七

東莊 經免



天正十年八月二十四日

三五八

飯田藏人助殿

元乘

防州吉敷郡東庄、經免五石足之事爲給地被遣之御判頂戴候、全可有御知行事肝要候、此之由可申旨、恐々謹言、

天正十

堅田三郎左衛門

八月廿六日

元乘判

飯田藏人助殿

飯田藏人助殿

堅田三郎左衛門尉  
元乘

防刃吉敷郡東庄、元喜久坊屋敷之事、檢地之砌雖進之候、御判物ニ可書載之處失念候、無相違可有存知之事肝要候、此之由可申旨、恐々謹言、

天正十年八月廿六日

元乘判

二十四日、前田利家、能登氣多社ニ社領ヲ寄ス、尋テ、禁制ヲ掲グ、

〔北徴遺文〕○加能越古文  
叢三十八所載

一宮氣多大明神ニ寄進分四百俵、大門之前より東西いりきのめぐりを

檢地

俵高

以全可令知行候、於末代、相違有間敷者也、依如件、

天正十年

八月廿四日

利家(花押)

大宮司

監物殿

〔氣多神社古文書〕登○能

一宮社頭爲修理田、參百俵令寄進候、則大門脇ヨリ東西いりきよりを以全可有知行、於末代、不可有相違狀如件、

天正十

八月廿五日

利家 黑印○宛名

能州一宮

禁制

一 神林小松等伐採事、付 木之根等之事、

一 社中武家人居住事、

一 社中ニ立入狼藉之事、付 理不盡之催促之事、

天正十年八月二十四日

三五九

修理田三  
百俵

社中ニ武  
家人居住  
ヲ禁ズ



天正十年八月二十四日

右條々、堅令停止處若於違犯輩者、早速可言上者也、仍如件、

天正拾年八月廿九日

〔附錄〕

〔北徵遺文〕

叢〇加能越古文  
叢三十八所載

其在所肝煎爲褒美、居住近所拾五俵令扶助畢、彌可抽馳走者也、

天正十

八月五日

利家印

菅原  
行長所

其在所肝煎爲褒美、居住近所拾五俵令扶助畢、彌可抽馳走者也、

天正十

八月十五日

利家印

中川村

太郎右衛門尉所

細打

菅原繩打之内を以五拾表(俵下同シ)天神爲修理米令寄進候、同四拾表、成喜坊、遍照坊  
へ令扶助候、田地平坪者、寺前櫻町福屋堂之まへ也、仍如件、

天正十

八月廿日

利家印

成喜坊

遍照坊

〔溫故足徵〕

叢〇加能越古文  
叢三十八所載

土田庄之内を以拾參俵令寄進候、全可有知行者也、

天正十

八月廿一日

利家判

瀧谷

妙成寺納所

近江長濱城主柴田勝豊、德政ニ關スル條規ヲ頒ツ、

〔菅浦文書〕 六

天正十年八月二十四日

妙成寺



先例ヲ守  
ラシム  
長濱ハ德  
政ノ範圍  
外トス  
長濱中ニ  
テモ城中  
ト證文ニ  
アル分ハ  
破棄ス

天正十年八月二十四日

定德政條々

- 一 德政條目之儀可相守先例事、
- 一 長濱除之事、但、四方限入口、於他所之庭借渡米錢奇破之事、(兼平河)
- 一 雖爲濱之内、城米旨借狀仁書載米錢可爲奇破事、
- 右之旨人民依歎申、爲憐愍令奇訖、若式目於相違之輩者速可處嚴科者也、仍如件、(成服カ)

天正拾年八月廿四日

伊賀守 御判

近領中 坂田郡 淺井郡 伊賀郡

柴田勝豐、大澤次郎左衛門尉ニ、阿閉貞大ノ舊領、及ビ近江淺井郡ノ地ヲ與フ、竹生島寶嚴寺ニモ亦、淺井郡ノ地ヲ寄ス、

〔士林證文〕 三

千六百四十九石

阿閉分 北脇所々

貳千八百八十壹石五斗之内、  
五百三十貳石五斗山路分ニ引  
殘テ千六百四十九石也

參百五十壹石

錦織郷

以上貳千石者、

右全可有領知之狀如件、

天正十年

伊賀守

八月廿四日

勝豐

大澤次郎左衛門尉殿

〔竹生島文書〕 〇二

〇二 近江

於早崎村、參百石令寄進候間、如先規、全可有寺納候、仍如件、

天正十年

柴田伊賀守

八月廿四日

勝豐(花押)

竹生島衆徒中

〔附錄〕

〔淨信寺文書〕 江〇近

〇近

御地藏ハ八木廿斛、毎年令寄進之條、不可有相違候、委曲益安、狛新介可申候、恐々謹言、

柴田伊賀守

天正十年八月二十四日

三六三

三六二



天正十年八月二十五日

八月廿八日

淨信寺 御房中

勝豐花押

二十五日<sup>庚戌</sup>第七皇女<sup>御名</sup>安禪寺ニ入室アラセラル、

〔言經卿記〕<sup>三</sup> 八月廿五日、

一七宮御方安禪寺殿御入室也、愚亭ヨリ甘露寺マテ渡御、次甘ヨリ御寺衆御迎ニ參了、御輿副市川已下六人有之云々、女房衆相添了、甘露寺馳走也、

〔附録〕

〔言經卿記〕<sup>三</sup> 九月三日、戊午、天晴、時正、

一安禪寺殿へ阿茶丸參了、

十日、乙丑、天晴、

一安禪寺殿御乳人ヨリ狐ノ札所望、調遣了、内々約束也、

廿三日、戊寅、天晴、

一安禪寺殿へ參了、粟粉御酒有之、

信濃諏訪社神長官守矢信眞、北條氏直ノ爲ニ戰勝ヲ祈ル、是日、氏直、信眞ニ書ヲ與ヘテ、之ヲ謝ス、

〔守矢文書〕

〇三 信濃

勝頼分國中、氏直就御靜謐、當家天下靜謐、以先例當方可有御祈念之由肝要至極、目出珍重ニ候、即大途ニ可申上候、殊自分是も任先例之筋目、可有御祈禱之由忝存候、此度依先忠大祝申合候得共、貴所彌可頼入候、御旗本へ之言上可然候、委細自猪俣所可申入候、恐々謹言、

鉢形安房守

氏邦(花押)

八月九日

神長官

北條氏邦

氏直武田  
勝頼ノ舊  
領ヲ定メ  
ントス  
氏直諏訪  
頼忠ト申  
合ス

於神前被抽精誠、御玉會守符到來珍重候、彌祈念肝要候、恐々謹言、

八月廿五日

氏直(花押)

神長殿

安房守

氏邦

神長官殿

天正十年八月二十五日



天正十年八月二十六日

三六六

當社衆僧諸務被抽丹誠御玉會并守護被指越候、目出大悅之至候、就中從先代被加冥運之上、彌武命長興之意趣任入迄候、今度凶徒敗北之被凝精誠樣諸務一統之惻祈所仰候、恐々謹言、

中秋廿六日

氏邦(花押)

神長官殿

○氏政、諏訪頼忠ノ所領ヲ安堵スルコト、七月十三日ノ條ニ、信真、德川家康ノ爲ニ戰勝ヲ祈ルコト、本月十七日ノ條ニ、マタ家康ノ將酒井忠次、信真ヲシテ、社領ヲ安堵セシムルコト、七月十九日ノ條ニ見ユ、

二十六日、辛上杉景勝、越後赤谷城主小田切彈正忠二書ヲ與ヘテ、新發田攻撃ノ情况ヲ報ジ、其助力ヲ謝ス、

〔伊佐早文書〕○羽前

態以脚力申届候、仍昨日五十公野表著馬、無一字放火、明日中悉可成墟候、然間今一陳新發田館際へ押詰強損、其上急度可及擬候、於時宜者可心安候、將亦今般船數被相調候事、誠入魂不淺次第候、猶吉事彌可申候、恐々謹言、  
八月廿六日  
景勝(花押)

景勝五  
野ニ放  
火ストイ  
フ

小田切彈正忠殿

二十八日、癸羽柴秀吉、前播磨淡河城主有馬則頼ニ、美囊郡ノ地ヲ、前但馬出石城主山名堯熙ニ、播磨加古郡ノ地ヲ與フ、

〔有馬文書〕○伯備有馬

三木郡之内、淡川谷三千貳百六拾石進之候、全可有領知候、恐々謹言、

天正十

筑前守

八月廿八日

秀吉(花押)

有馬中務入道殿

〔古文書〕○山名  
○記錄御用所本  
山名右衛門督韶仙入道堯熙拜領、清水又三郎

時親書上、

太閤御判物

爲御合力、賀古郡木下將監近内以

三百卅石

ふふ又

貳百五十三石

山上

七百七拾貳石

玄のへ

天正十年八月二十八日

三六七



天正十年八月二十八日

五百七拾九石

七拾壹石五斗

合貳千石進之置候、可有全御知行候、猶近日可申談候、恐惶謹言、

天正十

八月廿八日

山名殿人々御中

羽柴筑前守

秀吉書判

德川家康、駿河根原郷ノ諸役ヲ免除ス、

〔富士根原村文書〕河駿

任先判形之旨、可爲九一色同前、并根原之郷家數三十間所、他郷候共、諸役免  
訴之上者、可抽奉公之狀如件、

井伊直政

天正十年

八月廿八日

朱印

井伊兵部少輔奉之

小林佐渡守殿家康、九一色ノ課役ヲ免除ス、

長宗我部元親、土佐岡豊ヲ發シ、阿波ヲ侵ス、是日、三好咲巖ノ一族十河  
存保ト中富川ニ戰ヒテ、大ニ之ヲ破リ、進ンデ勝瑞城ヲ圍ム、

阿波ノ諸  
士三好  
巖ニ降ル

〔昔阿波物語〕

阿波國徵古  
雜抄六所收

天正拾年

三好

山城殿御下り候時、阿波の

侍衆も、大略山城殿へ降參被成候、八多(勝浦郡)の麻植殿、八萬(名東郡)の新藏、一宮殿内衆、そ  
のなり大略降參被申候、其様子聞え候て、一宮殿内人質に取候て、土州(成相)の西  
寺の堅齋、池田肥前野中三郎左衛門、一兩具足の衆貳百(成相)のり、一宮殿内供  
も不付、壹人を取まりして、牟岐迄(牛カ下同)のうれ候、又八萬の庄野和泉、池田甚兵  
衛、くれゝ五郎左衛門、一兩具足百人(成相)まで、和泉を人質取て、牟岐へのうれ  
候、則一宮殿城へも、勝瑞より番衆を入、八萬(成相)のゑふす山へも、勝瑞を番衆を  
入候、此子細土州の不斷の物語、合戦する程取入事あし、ゝあつひひ  
して、ましましころす程の事(成相)あく候と、不斷雜談まで、如其牛岐の親開道喜  
と申さる侍も、味方として打果候、川村殿なども味方としてころす、その外  
何程と申積りあく候、あやうの物語を聞候て、一宮殿内衆も、逆ころされ候  
と被存、山城殿へ降參と聞え候、あゝ所、京まで信長とのを(明書)ひけちり打  
果候て、山城殿の取あへに御登被成候に付て、土佐の元親、八月廿七日、上  
郡へと南方へと兩手よて二萬人、中島迄差越候、其時一宮の城の勝瑞を番  
持仕候へ共、廿七日之夜あけくのき申候、八萬のゑふす山も、その夜にあ

天正十年八月二十八日

咲巖信長  
ノ計ヲ聞  
キ上洛ス  
元親兵ヲ  
阿波ニ出  
ス河存保  
一宮夷山  
ヲ放棄ス



存保勝瑞  
ニヨリ中富  
ニ出ツ

存保敗ル

勝瑞ニ歸  
ル

元親池淵  
ニ陣ス

けてのき申候、明て廿八日よ、土佐の貳萬人の人の先手、一宮殿、桑野殿、  
黒田原まで御出被成候、存保下同シ正安の勝瑞は御座候つを共、人數千よあゑらす、中  
富と勝こうととの間、御陣取被成候、先手百計、中富川端まゝ押寄候所  
よ、土州の二萬人の川の深きところも、淺き處も、平に中富地へわさし申候、  
これを見て、三好正安公中富之尾迄御馬をよせられ候、先手百計の衆、逆  
も叶軍よくなく候間、打死せんとて刀をぬき、う打しく川中へ渡り入  
候、正安公も先手の衆よりも、一町計東へ御馬を流し候て、打死被成候、  
と御意被成候を、臣下よ東村備後と申もの、年五拾餘りよなる人壹人、御異  
見仕、御のき被成候、殘ル衆、歳廿四五より上の小性衆なく、勝瑞町人貳拾  
人計、御供八拾人、外に無御座候つれ共、元親、いふよもえつらよ  
跡をつけ申候、中富の勝瑞へ一里よさらす候、早朝の軍よ、晝過く勝瑞へ  
御引被成候、存保下同シ政安討死可被成覺悟候ひつるか、細々御馬を引うへし被成  
候時、二萬人の足をふきとめ候故よ、ひま入申候、此軍の事、道知り拾八歳  
にく御供申候故、能せんし候、元親うその儘勝瑞へ付入候へ、一人も不殘  
討果候に、池ぶちと申所よ陣を居、貳萬人之衆に晝めしをつらひせ、二時隙

存保ノ兵  
町ヲ燒ク

元親勝瑞  
ヲ圍ム

信孝四國  
渡海ヲ中  
止ス

入、夕景よ勝瑞へ押よせ候、政安公の御城、ついでの中、拾間四方に而候籠  
城の覺悟仕る人も有、北地へおち行人もあり、無正躰モさき候く、持うよ  
めうよ見え候時、木村新丞と申人、城のうちを出く、勝瑞の町を一間も不  
殘燒拂ひ候時、うろよへたる籠城之衆、町の中ある故よ、煙のまきあり、人  
のたもても見えす候時、扱元親、こや城を取巻候と心得てえつまり申  
候、五日過く、勝瑞よは木竹の澤山ある所よ候、付て、悉木竹を切寄せ、こ  
き城なる故よ、燒ころす手たくを仕候、その時政安公御意よ、木村新丞、町  
をやうす候、町屋をこほしよせ、火を付候、一日ううちに城を燒候  
いんよ、さりとして、新丞手柄あて、今迄よりと御意被成候、存保下略ヲ  
棄テ、讚岐ニ逃ル、コトニカ  
ル、九月二十一日ノ條ニ收ム、

〔十河物語〕

天正十年ノ夏、信長公ノ三男織田三七殿四國ヲ拜領アリ、丹羽  
五郎左衛門尉長秀、蜂屋伯耆守ナト相添ラレ、三好笑巖案内トシ、泉州境之  
浦ヨリ兵船ヲ揃、寄渡ラント、順風ヲ待玉フ折節、信長公、信忠公御父子、明智  
日向守光秀、逆心ニヨリ、京都ニテ御腹被召タル由注進有テ、三七殿四國へ  
御渡海ナシ、其時節、土佐國長宗我部宮内少輔、秦元親阿州へ亂入ス、讚州ノ



存保讚岐  
ニ逃ル

香宗我部  
親泰

一宮夷山  
ノ番手衆  
勝瑞へ退  
存保勝興  
寺表ニ陣

天正十年八月二十八日

三七二

十河隼人佐政泰阿州へ出張シ、中富ト云所ニテ十河ト元親ト合戦アリ、元親勢ハ一萬五六千也、十河僅三千ナレハ、十河一戦ニ負、又讚州十河ノ居城へ楯籠ル、扱長宗我部ハ阿州ヲ討シタカへ、讚州ヲモ三分二手ニ入レシカドモ、十河、虎丸兩城ハ堅固ニシテ落ス、十河ハ隼人佐政泰、虎丸ハ安富玄蕃允持タリ、

〔三好記〕

下

長曾加部(長下阿)

元親勝瑞 江押寄事、付洪水出事

天正十年八月廿七日ニ、土州ヨリ長曾加部元親阿波ノ國へ押寄ラル、二萬餘騎ヲ二手ニ分テ、一方ハ舍弟長曾加部内記亮親康(卷)ヲ大將ニテ南方口ヨリ押寄、今一方ヲハ甥ノ長曾加部新右衛門尉親吉ヲ大將ニテ、上郡中嶋表ヨリ押寄タリ、一ノ宮ノ城モ、夷山ノ城モ、其夜三好方ノ番手ノ者共、勝瑞へ引退ク、翌日廿八日ニ、土佐勢二萬餘騎、一ノ宮長門守成助、桑野康明ヲ先陣ニテ、黒田ノ原マテ押寄タリ、十河存保公ハ五千餘騎ニテ、勝興寺表ニ本陣ヲ堅メサセタマヒ、先陣二千餘騎ハ、中富ノ川端マテ打出タリ、土佐勢二萬餘騎ハ、川ノ逆卷水ニ駒ヲ同時ニ打入、流武者ニハ弓弰ヲ取セテゾ渡シケル、存保公中富表ニ駒ヲカケスエ、軍ノヤウヲ見給ケル、先陣二千餘騎打死

討死ノ三  
好衆

セント思ヒ切タル兵共ナレハ、駒ヲ汀へ馳寄セ、浪ノ白羽ノ太刀ヲ拔、切先ヨリ火炎ヲ出シ、互ニ爰ヲ全途ト戦シニ、天運無私、矢野伯耆守入道、子息備後守、赤澤○コノ次、南海治亂、入道宗傳○コノ所、南海治亂、赤澤鹿之丞、西條益大輔○南海治亂記、輔ヲ馬詰三四郎、岡甚之丞、七條孫次郎、坂東肥後守、弟五郎右衛門、三好何右衛門、波國衆也、註アリ、竹内笹大輔、右衛門ニ作ル、笹大代内匠、姫田甚左衛門、野本○南海治亂記、是阿、竹内笹大輔、右衛門ニ作ル、笹、松大輔、近藤内藏助、野中玄蕃、香美馬之進○南海治亂記、光富新左衛門ノ次、南海治亂記ニ、是ハ土佐衆也、元親堀江○南海治亂記、藤大輔、佐藤久右衛門、安養寺左馬助、瀬部喜右衛門、原田久左衛門、高志右近、清久三之丞、内藤助大輔、○南海治亂記、助大輔ヲ大夫ニ作、奈良太郎兵衛、宇足津ノ城主也、トアリ、コノ次ニ、寒川三河守、其子權之丞、是讚州寒川、大内二郡ノ城主、寒川丹後守カ子也、孫也トアリ、片山岸右衛門、角田平右衛門、飯尾善ノ丞、○南海治亂記、智惠嶋源次兵衛、乘嶋○南海治亂記、馬ニ作ル、入道來心、甘利奥右衛門、白鳥左近、高島宇右衛門、飯田半右衛門、弟十拾大輔、○南海治亂記、同第十大、田村盤右衛門、鎌田九馬右衛門、○南海治亂記、久鈴江新兵衛、古川龜右衛門、粟飯原平ノ丞、○南海治亂記、栗飯、石川六之進、櫛淵左近、湯淺豊後守、新

天正十年八月二十八日

三七三



天正十年八月二十八日

三七四

東村備後  
守存保ノ  
進出ヲ諫  
止ス

勝瑞城ノ  
防備完カ  
ラズ

居川洲右衛門○南海治亂記淵宇奈瀬○南海治亂記龜之進○南海治亂記芥河○南海治亂記川治○南海治亂記作ル、兵庫、四宮外記、由木善左衛門、古津竹右衛門、中庄主膳、延野兵衛進○南海治亂記是上方諸方名、其ノ外名ヲ得シ勇士、クツキヤウノ侍三百餘騎討死シケレバ、存保公モ討死シ給ハントテ、先陣近ク押寄せ給ヒケルヲ、家臣東村備後守ト云老功ノ兵進ミ出テ申ケルハ、敵ノ進ム時ハ其勢ヲ拔ス莫、是太公カ兵道ノ祕術ニテ候、又長良ガ兵書ニモ、見其虛則進、見其實則止ト云ヘリ、敵今實也、先進ム敵ノ勢ヲ御拔カシ候得ト、再三理ヲ盡シテ申ケレハ、存保公此義ニ同シ給ヒ、靜ニ人數ヲクリ引ニ勝瑞ヘゾ被引ケル○南海治亂記三好家ノ衰ヲ見テ、今ハ是マテト思ヒ定メテ死ヲ致ス志、ソレ武士タラン者誰カ是ヲ感歎セサランヤ、可惜々々、其時戰死ノ注文七百六十六人、又一書ニハ、九百七十人トアリ、何ノ是ナル事ヲ不知、是レ長曾我部元親モ靜ニ跡ヲ被付シガ、二萬餘騎ノ兵ニ中飯ヲ調サセ、夕景ニ勝瑞ヘ被寄ケル、勝瑞ノ城ト申ハ、幕々敷堀ヲモホラズ、僅ニ屏一重バカリ塗テ、方一二町ニハ不過、其内ニ櫓十四五程搔雙ヘタリ、○南海治亂記此城ハ上代ヨリ屋形構ナレハ、方二ナレバ、誠ニ運ヲ開ルヘキ事ニ非ストアリ、僅ニ五千餘騎ノ小勢ニテ、大敵ヲモ不恐、誰ヲ頼ムトモナク防ギ戰給ヒケル存保公ノ心ノ程コソ不敵ナ

レ家臣木村新之尉近光、勝瑞ノ在家ニ火ヲ付、一字モ不殘燒拂ヒ、城中靜マリ返テ居タリ、元親ハ勝瑞ノ在家ヨリ北ナル龍音寺ニ本陣ヲ堅メ、士卒ハ在家ノ燒跡ニ陣ヲ取テ居タリ、○下略元親、勝瑞城ヲ圍ムコト數日、遂ニ存條ニ收ム、平島殿先祖并細川家三好家覺書異事ナシ

〔長元記〕

下 阿波一ヶ國九郡ヘ長宗我部元親公弓箭御取出ノ事

元親阿波  
攻略ヲ議  
ス

家老城持  
衆ノ意見

一兩具足  
衆ノ意見

秀吉ノ三  
好氏ヲ援  
ニケザル  
伐ツベシ

一阿波ノ國ヨリ、元親公御歸陣ナサレ、其砌家老城持召寄ラレ、一座敷ニ置セラレ、一兩具足功者共十人計召出サレ、別ノ座敷ニ御置ナサレ、兩方ヘノ御使被仰趣ハ、阿波ノ弓箭ノハカユカス、申ソ見ヨト御尋子、家老城持申様國ノ府中ニ山モナク、足永ニ打出陣取如何御座有ヘキ、三好モ未半國ニテ、所勢ハ多勢ナリ、御手ニ入タル山寄ニ、年々陣取打廻、毎秋ノ作ヲ薙、敵ノ下々疲レナハ、謀叛人モ降參モ御座有ヘシト申ス、扱一兩具足申様、忽ニナサレテハ、阿波ノ國ハ沙汰ノ外、土佐ノ國ヲモ三好家ヘ御トラレナサルヘシ、其子細イカナレハ、○下野守カ三好笑岸河内半國知行仕ル、養子ハ羽柴筑前殿ノ御從弟子ト承、阿波ハ三好ノ國ナレハ、筑前殿ヨリ加勢ニテ、笑岸阿波ヘ渡ルヘシ、左モナキ先ニ正安○存保同シト實否ノ合戰遊ハサレ、正安ヲ

天正十年八月二十八日

三七五



天正十年八月二十八日

三七六

打果シ、阿波ノ國ヲ殘ナク御取ナサル、御分別此時ト言上、土佐ノ一兩具足ト云ハ、他家ニテ馬廻ト申同前如件、

一元親公仰ニハ、一兩具足申様誠以神妙也、弓箭ノハカ遣ルヘキ段申ノ見ヨト仰出サル、一兩具足申様ハ、正安居城ノセウスイヨリ、八里隔テ、土佐ヨリノ大道ノオサヘノ城、一宮、夷山其中ニ大道アリ、此所ニオサヘヲ置、御打通リ、セウスイノ三里此方ノ中富川、是迄御出馬候ハ、少人數ニテ、足永ニ御打出ヲ幸ト、三好モ定メテ合戦コノミテ自身出ラレヘシ、此時ニ正安ヲ討果ス御術、サモ御座アルヘシヤト言上如件、○南海治亂ハ早大分土佐方ニ服シ、敵地ハ三分ガ一ニモ不足候、阿波ノ大西ヲ限リテ、伊讚ノ土佐方ヲ以テ、東讚岐ヘ發向セシメ、十河ノ城ヘ被取詰ベク候、土佐ノ兵阿波半國ノ兵ヲ以テ、勝瑞ヘ被取懸ベク候トアリ、

一元親公、當秋ハ中富川邊迄御出馬ト、三好家ヘ相聞テ、三好殿ノ家老衆各正安ノ御前ニ出テ申様ハ、長宗我部コソ中富川迄、當秋ハ必打出申スノ由風聞承ル、土佐ノ人數モ、伊與ノ宇和郡ヘモ指向ヒ、在陣トソ申ケル、左モ有ナラハ、當國ヘ遠路ヲ打越ス、其人數降參衆ヲモ相加ヘ、二萬計モ有ヘキヤ、夷山其外方々ヘオサヘヲ置、中富川迄コス人數一萬ノ外ハヨモ

有シ、天モ照覽アレ、元親ニ中富川ヲハ渡サスマシ、此方ヨリ川ヲ越討果シ申スヘシ、元親自身ヨモ是迄出ラレマシキト評判アリ、土佐ノ人數ハ猛勢ト、末座ヨリ申時、上座ヨリ其時ニ、何程モ有ハアレ、天下ニ於テ、三好衆ノ一戦ニ及フ時、三千ノ外不入ト、高言申サル、長宗我部、是迄ハ思ヒモ寄ヌ事也ト、一曲ヲ唄ツ、酒宴ヲナシテ、諸共ニ、帶紐解テ居タル由、後々其沙汰如件、

一元親公阿波ノ中富ヘ御出馬ノ時、一宮ノ城主成佐逆心企ツル風聞ニ付テ、一宮ノ城ニ番衆御籠、御手當ナサレ、敵城夷山ニオサヘヲ御置、兩城ノ中ナル大道ヲ打通リ給ヒ、先手香宗我部親安大將(兼下同シ)ニテ、中富川ヘ押出、元親公、同子息信親公半道跡ニ御陣取、三好殿其時ニ中富川ヘ出アハシ、桑木原ニ人數ヲ立テ、川邊ヘ先手打出ル、土佐ノ先手親安ヘ、功者ノ士申様、先手ノ人數計ニテ、三好ト鍵ヲナサレヨト、親安公ヲ進ムレハ、親安ノ返答ニ、元親兼テノ仰ニハ、御下知ナク、合戦堅ク無用ト仰付ラル、此旨守レト有、其時功者又申候、軍法モ時ニヨル、土佐ノ人數ノ進ム由ノ躰定メテ見知ヘシ、サモ有ナラハ、三好殿ヨリ急セウスイヘ引取申サルヘシ、イ

天正十年八月二十八日

三七七



カニノト申共親安合戦不進ノ其時功者又申様只今三好討漏サハ土佐ノ國ノ果口ト高聲ニモタヘケル然所ニ元親公御備推來ル其時先手三千餘ハ親安川ヲ渡サルレハ敵川中へ渡入水煙打立テ雙方鏖ヲ合セケル土佐衆ハ少突立ラレ水上へ川タケニナル時信親御馬打入ラレ續イテ元親御懸リ味方ノ人數踏伏テ懸レ々々ト御下知ニテ三好殿負ニナリセウスイへ引取ヲ追討ニ討程ニ首數九百七十三著到ニ付ル處如件○土佐軍記

〔元親一代記〕

中

一信長卿と元親被申通事付御朱印面御違却之事

信長卿御上洛以前ハ被申通し也御奏者ハ明知（中下同シ）又明知殿御内齋藤内藏介ハ元親爲こ小舅也明知殿御取合ヲ以元親ノ嫡子彌三郎實名の御契約致ス此時元親ハの使者加久見因幡守ト云者罷上る進物ハ長光之御太刀御馬代金子拾枚鷹二連則信と言御字給依之信親と申也其御祝儀として信長卿ハ左文字御太刀鞘ハ梨子地金具分後藤仕物也御馬一疋栗毛拜領有此以由緒四國之儀ハ元親手柄次第ニ切取候へと御朱印被致頂戴より其後元親義（中下同シ）を信長卿へ或人讒申と有聞及申所ハ元親事西國ニ無双弓取今

元親ト信長及ビ秀長トノ關係

信長元親ノ子トシテニ偏諱ヲ與フ

信長四國ヲ定メントス

信親ノ進言

の分に切取よおいての連々天下之危よを可成阿州讚州さへ手こ入申候ハ淡州も程有間敷候と申上信長公實もと思々ん其後御朱印面御違却有（彼カ）て與州讚州上老申阿波南郡半國本國相添可被遣と被仰出より元親四國之義ハ素手柄次第に切取事（其カ）更ハ信長卿不可爲御恩儀ハ存外成仰驚入申とて一圓御請不被申又重テ明知より齋藤内藏介兄石谷兵部少輔を使者ハ被下より是ふを御返事被申切也就夫四國ハ御手遣火急ハ御沙汰有信長卿御子息三七殿四國之御軍代被仰付先手として三好正巖（中下同シ）天正十年五月上旬阿波勝瑞へ下著ス先一ノ宮（中下同シ）巖山表へ被懸兩城ヲ攻落ス三七殿ハ岸ノ和田迄御出陣と有扱齋藤内藏介ハ四國の義を氣遣に存よつて明知殿謀叛事彌々被差急既ハ六月二日ハ信長卿御腹召き此注進堺ハ上ノ坊と云者申來ル三好正巖ハ阿波打捨登ル既元親運を披キ給し也其砌元親以外の煩也嫡子信親其時十七歳ニテ元親へ被申様ハ頓ハ阿波へ罷立一宮巖山の兩城を取返シ三好と合戦の足代ハ被成候而可然候半と被申也元親尤之義ハ候へ共來ル八月内ハ先無用ハ而候と留給ひ々共手廻小性分迄（其カ）て打立阿州海部（中下同シ）にて跡勢追々元親ハ近澤越後守を信親



へ使こ被立、今度其方の存分若者より尤之義也、然共八月催し打立て、三好と一合戦して、阿讃兩國の弓矢を得つせん之思也、其内少の事こ手をつき、軍兵疲ぬゑし、親泰も云越し、其上元親の御病氣も重り申と、日々申越こよ、先境目ノ城普請等云付、越後達而御異見申、先供して歸陣有し也、

一三好合戦之事

去程より三好一身之手柄に依、信長卿之御軍勢を申請、既正巖阿弼へ下著して、一ノ宮、巖山兩城を取返し、既信長公御腹を被召、三好手失畢、雖然信長公時代不轉心緒、今こ令敵對之條、此度催し打立て、阿讃兩國弓矢ヲ片付給ふ、此度人之二男三男何之無足者よらに、心懸次第こ罷立、其身恩賞望次第さるへし、十五以後六十以前と觸渡ス間、此度と罷立、先國本か人數を引て立頭分宿毛甚左衛門、十市備後守、桑名彌次兵衛尉、光留權介、津野藤藏人、海治亂記、久武内藏介、馬場因幡守、吉良播磨守、同左京進、江村孫左衛門、桑名人字ナシ、太郎左衛門、姫倉豐前守、吉田次郎左衛門、同三郎左衛門、同三郎左衛門、同三郎左衛門、衛門、安田又左衛門、桑名丹後守、同平右衛門、同將監、是より阿波分城主等野中三郎左衛門、北村間齋、同南海治亂記、東條關兵衛、牛岐右京亮、同南海治亂記

三好咲巖  
信長ノ兵  
ヲ借リテ  
一宮、巖山  
ヲ復ス

元親、人數  
ヲ催ス

元親、所屬  
ノ諸將

元親、早淵  
ニ陣ス

存保中富  
川岸ニ築  
地ヲ構フ

作、仁宇但馬守、四宮肥後守、同左馬大夫、夫ヲ允治亂記、大香宗我部左近大夫親泰、此人數著到前後二萬三千餘騎、先親泰之城本牛岐へ著合、五日評定有て、八月廿六日こ牛岐を打立、其日一宮、巖山兩城ノ間ヲ押テ通る、此城か足輕鐵砲打掛ル、元親の小敵を目こ掛戰、玉藥を盡して、謂ましきと、惣軍兵へ被言渡、うゑのす打通て早淵と言所こ陣ヲ居る、此日一宮城か人數を見積事、貳萬六千こさきと云、扱翌日川か南地在々の民家放火して、天正十年八月廿八日合戦也、南海治亂記、此所ニ、兵ヲ二地ニ分テ、一方ハ香會我新右衛門尉ヲ帥トシテ、上郡中島表ヨリ押寄ル、一方ハ長會我方ノ番手衆モ、其夜勝瑞ニ飯ル、然シテ土佐方二萬餘兵、一宮城、夷山ノ城モ、三好勝ヲ先陣トシテ、黒田ノ原マテ押來ル、三好居民部大輔存保ハ、五千餘兵ヲ端マテ打テ、角て三好の中富川淵三十丁許こ築地を丈夫こ持、扱元親早淵を被打出處、午刻より先手親泰川淵へ被付さり、南海治亂記、元親ノ陣ヘハ親泰ニ申ケルハ、後陣ヲ不待、川ヲ渡ルヘシ、必ナクシテハ戰ヲナスベカラカ曰ク、今度ハ元親ヨリ堅ク制セラレテ、下知ナクシテハ戰ヲナスベカラ玉ト也、軍法ヲ破ルヘカラス、功者申ハ、軍法モ時ニ因ルヘシ、早ク懸リ河



香宗我部  
親泰矢野  
伯耆ヲ斬  
ル

元親存保  
ヲ勝瑞ニ  
圍ム

天正十年八月二十八日

三八二

介馬も鞭打て先へ掛ル其時信親内藏介と一度に掛出んとせらるる元親信親も馬の口能取となすあと言ふ所信親馬取の手を鞭にて玄々うこ打て手綱を引取川へ掛入はる元親を打續川へ乗込る所先手は南親海治亂記ニハとや河の半戸を越舟渡りの川を共大軍にせられ渡瀬を下り陸武者の腰へ立也敵の築地ノ越川へ打入て鑓ヲ合○南海治亂記此所ニ親泰が三千ノ兵川長ホト落サル所ニ久武信親ト三好矢野伯耆其日の戰奉行成しモニ渡シテ川中ニテ鎗ヲ合ストアリト三好矢野伯耆其日の戰奉行成しウ大將と目掛親泰へ名乗懸り鑓にて親泰の具足の草摺を打上ひさ口を一鑓撞り親泰馬上にて鑓を打退其手を事共せず伯耆ヲ撞り郎等首を取敵味方入違懸ツ返ツ打ツ打ツ火花を散し終に三好猛勢に被追立敗軍ス殘少に被打成勝瑞の城へ逃籠ル○コノ所南海治亂記ニ存保桑ノ木ヲ見ルニ先陣二千餘人今日ヲ限ト思ヒ切タル義士ナレハ二萬餘人ヲ請留テ一足モ不引討死ス存保モ今日ヲ限ト思ヒ切タル義士ナレハ二萬餘人ヲ請テ掛ケルカ家臣村備後守十河但馬守二騎ハセテ謀ヲナスハ大將ノ死ヲモテ勝瑞ニ引玉ヘテ返シ馬前ニ勝瑞ヘ歸リ入ルトアリ時刻不移勝瑞へ押詰町ヲ焼破りひさくと取巻其日の暮矢入有鐵炮一挺に二放シ宛の觸也○交コ名アリ前掲海治亂記ニ三好同衆死暮本ハ夜半前迄鐵炮の音寔に

三好勢一  
宮夷山板  
西ヲ棄ツ

矢野伯耆  
守中富ニ  
出陣ス

天正十年八月二十八日

三八三

天地も震動し則勢樓組上攻ル此勝瑞の川上と云城有同名掃部介其日の合戰場を追込已に三ノ丸迄破り本ノ丸一本アリ所堀一重に成既切崩さんとせる所元親を掃部方へ使有三好を責テ候ハ端城の矢を一筋不射共大略皆退散ス左様之事手を碎人數を損ス事不謂打捨置急勝瑞へ越へきと有掃部のとんさいの城廻りを發向仕勝瑞へ越此口にて首三十取越右跡をあして打通一宮蠻山の城も此とんさいの城も則廿八日之夜落ル也元親兼て宣し事諸人後舌を卷り扱首の注文七百六十三也○下略存保勝瑞城ヲ元親ニ致シテ讀岐ニ去ルコトニカ、ル九月二十一日ノ條ニ收ム

〔矢野氏覺書〕○阿波國徵古 天正十年八月廿七日土州長曾我部一屬二萬餘騎よて寄來る十河存保公五千餘騎を引率し勝興寺迄御出陣爲伯耆も御供し勝興寺城に扣候へ共土州勢大軍の由相聞え候に付中富村へ罷越候（矢野）備後守其外侍共中富の宮に陣取申候伯耆守軍勢見及候所大勢に相見え候一宮中々小勢よて如何あらんと無心元申に付備後申候何程の事うあらむとい乍申是も如何共思ふ躰ふて土佐の軍兵川を隔候故何とそして川を渡へしとする内寄手よひおどしの鎧を著る武者ざいを



川中ニテ  
戰フ者  
伯耆守備  
後守等討  
死ス

存保勝瑞  
ニ入ル

矢野志摩  
妻子ヲ連  
レテ逃レ  
野川渡場  
ニテ討死  
ス

桑名彌次  
兵衛

天正十年八月二十八日

三八四

振上ケ川瀬を教る所、大勢平渡り、川口へうち入、渡申候、水上の泳越程ふ候へ共、下の陸地の如く也、軍兵共悉く渡り及一戰候、其時備後守を初めとして、扣る侍共、中富の地への揚まじと、川中ふて鎧を合す、大勢無勢あれ、不叶、矢野伯耆守、同備後守、其外究竟の侍數多被討、身方皆々敗軍して引退くを、敵追懸、村々へ討入候に付、隣郷在々之者、皆吉野川を北へ逃申候、其時存保公一戰不及とせ給、いと被仰候を、何も達而押留申候故、軍兵引具し、先勝瑞の城へ御歸陣有る也、其剋吉野川大川故、成瀬、大妻の渡場へ大勢逃さり、舟乗沈死するも有、大うの渡場まで被討候、其時矢野志摩佐川北へ越可申候とて、妻子召連、渡場迄退候所、土佐勢數多追來、渡場までうち死す也、さて土佐の軍勢共、在家より火をうけ、焼拂ひ、勝瑞へ押寄、見性寺に陣を取、略

〔桑名彌次兵衛勳覺〕

阿波國勝瑞と申川に而、三好家と合戰有之候、双方川へおり入、則川中にて鎗合申候、彌次兵衛川中にて、武者壹人鎗合候て討取、主も手ヲ負被申候、又川を追上ケ候て、一人討取、片時之間に、敵貳人討取被申候、此働により馬ヲ乗とあし候に付、味方中尋候へ共無之候、そを敵陣

へ味方之様こまきれ入、此、かしこ被尋候への、敵騎居候を見出し、則馬ヲ取返し被歸候により、元親公御意被成候者、手柄之儀毎度乍有、今度之働不可勝計、殊右馬あとの首尾無比類儀也と被仰候得と、諸侍輩も、尤御意之とくと皆々被感候、

〔崎山重次筆記〕

○土佐國編年  
紀事略所載

土州長宗我部阿波國へ相働、中富村鎗場

木下孫大  
夫

細川之照

〔細川系圖〕

○阿波

之照飛驒守

天正十年九月廿一日、長曾我部元親攻十河

存保、此時屬元親、於中留村相戰、追擊存保之軍甚急也、討存保之家人馬詰三四郎者、存保急馳馬、在馬上而以長刀擊、忽貫胸前之肋骨三枚、然尙不屑之奮戰、存保竟不能勝、捨奔、且鐵炮之玉來而入體中、其玉永留體中、軍散而後住居于山口、○柏木系圖

天正十年八月二十八日

三八五



天正十年八月二十八日

三八六

〔七條氏系圖〕

章

七條兼仲

兼仲 七條孫次良、天正十壬午九月十五日戰死、法名亨照院殿秋空菖達大

居士、行年二十九、

〔七條氏本支錄附言〕

淡州洲本藩中七條彌三右衛門系譜

同實遠

七代實遠 七條孫次郎、童名五郎作、天正十年壬午秋、與長曾我部元親戰于

中富死之、實八月廿八日也、法號仁岳院義山道仙居士、年三十六、

〔土佐諸家系圖〕

二十 竹内系圖

竹内刑部大夫 山陰道丹波國住人

竹内若狹守 阿波國住居

竹内笹大夫

竹内若狹守

若狹守 天正十壬午八月二十六日、三好正安阿州中富川合戰討死ス、大將

分四十三騎、雜兵數多討死ス、三好家ニ仕、軍功度々アリ、細川ニ仕、又三好

家ニ仕ル歟、

同笹大夫

笹大夫 三好隼人正存保ニ仕、天正十年八月廿六日、阿州富川ニシテ、長

宗我部元親ト合戰討死ス、子孫アリ、土佐ノ國ニ移住ス、可尋、

石川略系圖

朝辰 八郎五郎

石川道義

道義 天文廿三甲寅年ニ生、幼名六之進、天正十壬午八月廿六日討死ス、行

年二十九才、三好隼人正存保ニ仕、天正十壬午八月、土佐國長宗我部秦元

親勢ヲ出シテ、阿州ヲ犯ス故、中富川ニ發向シ、數日防戰スト雖、三千餘騎

□向攻戰勝利ヲ得テ、土佐勢首將凡六百十騎、雜兵三百八十餘人討取引

退ク、三好方モ窮竟ノ大將五十五人、雜兵百餘人枕ヲ並討死ス、六之進モ

長宗我部ノ堅陣ニ大太刀ヲ以テ欠入□ル討死ナリ、其妻甲斐々々敷幼息

龜壽丸ヲ抱、祇谷ノ山中ニ陰レ、土佐國ニ越テ、豊永郷小笠原氏ニ所縁ア

リテカクマハレ、韭生ニ越、日ノ御子村ニ住シ、田地ヲ開發シ、一兩具足ト

成、其後成長ノ後名ヲ小五郎ト革ム、

〔土佐諸家系圖〕

八 五百藏系圖

清光 筑後守

五百藏清憲

清憲 左衛門次郎 天正十年八月二十六日、阿笏中富合戰、元親御供討死、

天正十年八月二十八日

三八七



〔土佐國諸氏系圖〕 斐生五百藏氏系圖

正清五百藏

治能門次郎 天正十年八月二十六日、秦元親公ニ仕、阿笏責ニ奉供仕、於

中富合戰而討死ス、

吉田系圖

重康吉田伊賀助

孝俊同左衛門佐和食穴内 天正十年、阿州中留川ニテ討死、

猪野系圖

昌之猪野三郎五郎

良範猪野又次郎、イニ又三郎トアリ、 天正十年八月廿六日、阿州中留川ニ討死、元親公御

供、

〔土佐諸家系圖〕 五 河田略系圖

守邦同三郎右衛門尉

孝直喜兵衛尉 同十年壬午九月廿一日、從元親公阿州中富川合戰、三好存保ト

戰、有戰功、歸國死生不知、墓未詳、

同治能

吉田孝俊

猪野良範

河田孝直

日和佐源

〔土佐諸家系圖〕 十 濱系圖

日和佐肥前守源 略 上 其後細川家滅亡シ、長曾我部元親押領ス、依テ元親

ニ仕フ、天正十年八月二十六日、中富川ニヲヒテ討死ス、

○元親存保ト中富川ニ戰フコト月日詳ナラズ、姑ク昔阿波物語、三好

記、元親記等ニ據リテ、本日ノ條ニ掲グ、マタ、勝瑞落城ノコト、九月二十

一日ノ條ニ、雜賀ノ兵是役ニ元親ヲ援クルコト、十月十四日ノ條ニ見

ユ、

〔參考〕

〔續本朝通鑑〕 正親町天皇二十 八月是月、略 長曾我部信親告其父元親

曰、三好笑巖蒙信長之眷遇、故阿州士民屬之者多、方今信長薨逝、豈不起兵乎、

時元親罹病、故猶豫、信親頻請不已、於是元親駕疾率大兵陣早淵、笑巖使矢野

防之、長曾我部親泰率兵接戰、矢野氏遂敗、時紀州雜賀兵士往會元親軍、由是

笑巖彌失防戰之力、

〔土佐物語〕 十三 一宮神託之事

案のどく十河隼人正存保、同年八月初、讚州十河ノ阿州勝瑞の城ニ移テ、三

天正十年八月二十八日

三八九

笑巖矢野  
氏ヲシテ  
元親ヲ防  
ガシム

存保十河  
ヨリ勝瑞  
ニ移ル



天正十年八月二十八日

三九〇

好隼人正とそ申さる、去程は長宗我部元親阿州へ發向有るしとて、兼て諸方觸られしうの、軍勢岡豊は馳集る事夥し、去共存保の聞ゆる勇士と云、軍調練の家臣數多相双ひ、まゝを一門の歴々五畿内は充滿されり、合力の兵馳加て、勢の雲霞の如おして、手痛き合戦あらんすらんと、向のぬ先は諸軍勢かたけを吞て氣を詰、勇む氣色のあがりたり、元親の兼て日を定、既岡豊を打立給ふり、一宮高賀茂の社參り、大明神を拜し、祈誓を凝し御座し、少眠り給ふと見えし、あつと云てついで、神前は近付畏、首を地は付給ひたり、家臣共驚見居る所み、暫有て本の座に立歸り、涙を流し、偕を有難き事はあらまや、急き奉幣を捧、神樂を奏し奉まると仰さる、家老を初近仕の輩この、何事を宣ふそと聞きまゝる風情まゝ、互に目と目を見合、いらる申者もなかりたり、元親顔色替り、何と旁の唯今は奇瑞を拜しあら、忝し共思のぬり、いり成故候と尋給へり、何れ、いや何支を拜し奉らば候へり、御誼の趣、いり成子細共承り得ま候と申さる、宮内少手<sup>(元親)</sup>を抵て、唯今に御神跡を拜せさるり、御詞を承らぬり、元親一人は拜させ給ふ事、不思議さよ、今度の合戦事故かく、速に四國退治する擁護の力を加へ給へと、祈念を

元親一宮  
高賀茂社  
ニ詣ッ

元親神託  
ヲ蒙ル

凝しける所、社壇の御戸自開け、衣冠正しき御粧まゝ立出させ給ひ、妙聞けさうに御聲み、汝父祖の志を繼、箕裘を業として家を興さんと、其孝心感き、仍て影身を放ま、弓矢の力を添守る也、此度阿州の軍の物の數は、あらま、一戦は勝利を得て、四國悉く手裏に入事、今明年の間を過は、あまへく疑ふるあらばと神勅有て、則社壇に入せ給ふ也、是程まのあまへ成を、汝等の見を聞えせぬ事、此不思議さよと宣へり、諸軍勢承り、是の希代の珍事、扱の神慮お叶給ふ大將也、今に四國の主に成給ふと、始の心を引替、早打立んと勇ま進む事限あし、元親悦の餘りに、卯花威<sup>(義)</sup>の鎧一領、金作の太刀一振、寶殿は納らまされり、家老の面々を始、諸士以下相順ふ輩、我を々と弓矢太刀刀を獻しける間、社壇は充滿て、塚のこくは積上り、

中富川合戦之支

斯て元親一宮を立て、直に阿州へそ向のれり、其勢都合二萬三千餘騎、天正十八年八月廿六日、一宮夷山は押の勢を置、兩城の間を押通、黒田の原へ打出り、三好隼人正存保是を聞て、五千餘騎を率し、勝興寺表に本陣を堅め、三好備前守二千餘騎先陣として中富は出向ふ、敵川を越來らり、其半途

天正十年八月二十八日

三九一



親泰先ヅ  
川ヲ渡ル  
三好備前  
守之ニ當

矢野伯耆  
守

吉田孝俊  
同孫介

を討へしと、川が六町計引退き、鎧冑を作て待りけり、其勢ひ暴水漲來て、平地忽ち江海と成、大山崩れ海を埋共、頭を廻すへきとの見えさりたり、寄手先陣香曾我部安藝守親泰馬欠出<sup>(馬下同)</sup>し、中富川へ乗入々をば、諸勢一同は水煙を立て渡したり、三好備前守二千餘騎馬を一面に立双へ、真騫ふ欠合互に鬨の聲を擧、入亂を火を散して戦々る、土佐勢大きに巻り立らせ、混<sup>(マ)</sup>ふ退しうり、親泰怒て懸れくと欠出し、下知せらるるを、大將と見濟し、武者二騎是非なく打て掛る、親泰心得ふりと鎧取て、二騎の敵を弓手妻手へ突伏ふり、矢野伯耆の、其日軍奉行成しう、是を見て、願ふ所と鎧を持って突て懸れり、親泰も鎧取直し戦々り、伯耆親泰は膝れ口を突所を、事共せは、伯耆を馬より下へ突落、郎等下司彦之丞走寄て首を取、時お惣軍一同お咄と喚て懸り、乃れり、親泰すの討せぬと見る處ふ、吉田左衛門佐<sup>(孝俊)</sup>、同孫介兄弟馬は轡を並へ競懸る、敵の中へ些を擬議せま掛入、四方八面切々廻る、其勢ひも、大勢四方へ散々れり、兄弟一所は打寄息繼所も、又大勢一度お打て懸る、兄弟左右は別を懸破てり裏へ通り、取て返しうり喚て欠入、千變萬化は手を碎けり、大勢又開き靡く所ふ、渡邊龜太夫と名乗、孫介お打て懸る、互に手利の達

者あれり、暫勝負のみえさりしう、孫介運や盡ふりたり、龜太夫は討せたり、龜太夫を八ヶ所深手負々れ共死せは、左衛門佐の大勢を追散し、立歸てこれ共孫介の見えず、郎等も孫介のと問ひ、討せ給ひ候やらん、御馬計欠廻り候と答々る、左衛門佐涙を流、討せさるか生捕せさるう、同兄弟と云あるら、片時離るる、更もなく、戰場は臨くも、掛る時も一所は欠、引時も一所お引、互に安否を問せし、彼う生死をを知を扱有へきや、所詮一所おあらんと、又大勢の中へ欠入、八方亂し切て廻り、裏へ抜て見を共、孫介う行衛のなし、弓手を見せり、四五十騎真丸に備さる所有、若此中に生捕せて有をやせると、一文字に欠入て見を共、孫介のみえす、扱を討せさるらん、今のは迄成と鞍うさに立上り、大音擧、土佐國の住人吉田左衛門佐孝俊と申者也、我と思はん旁の出合給へと呼り、馬を東頭に立く扣さり、時お山田陸太夫と名乗出く切結、陸太夫の十七ヶ所手負々れ共、深手あらねり事共せは、左衛門佐の數多の敵と戦ひ、腕弱り終は山田に討せたり、黒岩掃部種直の敵を鎧付首を取、立上らんとする所を、敵の郎等欠來り、後を掃部諸膝を切々落し、うつふしに成所を、押て首を落し、主は首も取添立退所を、中内左衛門是

吉田孝俊



天正十年八月二十八日

三九四

を見て、掃部子玄蕃に斯と云らせられたり、玄蕃聞を敢て、一文字に欠出し、親の敵通さしと詞を懸追欠る。敵ふりうへり見て、やさしやと二ツは首を投捨、稻妻のよく飛懸るを、玄蕃むらいて打られたり、左の肩先を右に乳の下迄打込、倒るゝ所を首打落、二の首に親の首を取添く歸りたる。元親の先手お軍始ふるを見て、旗の手を進め給へり、二萬餘騎一度は川へ打入渡を程よ、さしをに廣き大河あれ共、大勢よせを留られ、逆水岸お餘り、十方よ別を本の淵瀬の中々に陸地を行るとく也、二萬餘騎は兵共、一騎を残りは向の岸み欠上る。先手是に機を得て、先陣後陣一同お関を作て進まられたり、三好隼人正も相懸りに懸て、互よ數千挺の弓鐵炮放懸、時の聲矢叫の聲、山川よ響渡りく夥し、敵味方入亂を、手負死人をうへります、兩虎二龍の闘て、いつ果へきとを見えさりたり、去を共三好の小勢おせり、終よ懸負色めき立て見えられたり、元親大音擧、爰を揉や者共と、士卒は氣を勵し、隙透間なく下知し給へり、さしをの三好を強勢を碎うれて、散々に成て敗走を、其中に矢野伯耆入道、其子備後守、同又六郎大勢の中へうけ入て、切死おこそ死よたり、此又六郎と申り、土佐國安藝の領主備後守國虎の一子、千壽丸ト言しり、

矢野又六郎

東村備後  
存保ノ進  
出ヲ止ム

去天文の頃、國虎没落の時、千壽丸を呼、汝は阿州よ落行、矢野は一族を憑て時節を待、父の讎を報すへしと云しうり、諫に任、當國へ立越しに、矢野の一女有く男子おきせり、養子婿にして家嫡とあしられたり、養父と一所よ討死し、泉下に恩を報したる志こそ哀おせ、赤澤入道宗傳、同鹿之丞、其外究竟の勇士三百八十騎、敵よ總角を見せしと、一足も退るを枕を双へ討死しより、其外雜兵四百六十三人討れたり、土佐方よを津野刑部を始、名有士彼是二百七十六騎、雜兵三百八十四人討れより、存保の多の士を討せ、何の面目有之、何所へう落行へき、討死せんと既お欠出んとし給ふ所を、東村備後馬此前お欠ふさがり、この何事に候や、軍は勝負の時の運よ寄事に候へり、先爰を引せ給ひ、重て御本意をとけらるへう候と、詞を盡し諫ければ、存保理よ服し、馬引返し給へり、土佐勢をしと附てはまさしと揉よりたる、義を知恥を思ふ輩、返し合へり、防き戰、爰よ誰とに不知、黒糸の鎧著て、三間柄の鎗を持、諸軍に引さあり、敵近付の突退へり、落行武者有、吉田勝五郎是を見て、天晴敵やと欠寄せ、由々敷見え給ふ物うを、引返し勝負有、是は吉田勝五郎と申者也と、詞を懸れ共聞ぬ由よて行たるを、何國へう逃さんと打てり

天正十年八月二十八日

三九五



天正十年八月二十八日

三九六

る、こさうした小冠者めと、鎧取直し突く懸る、勝五郎二尺三寸の太刀を  
持て戦しう、袴つと入て引組より、敵の大男あれ、取て引寄せち付んとす  
る所を、勝五郎腰の指添を抜、弓手の脇を馬手の乳の下へ差通も、大男を大  
変れ手あれ、弱る所を取て押へて首を取、臼杵源兵衛を返し合く、戦を、  
井上喜介討取より、此喜介と云い、土州長岡郡大津の住人、強力乃大男也、折  
しを重き病を請て臥居よりし、今度阿州の軍より、大小上下老若共、心懸  
次第に馳向へしとの御觸まで、殘なく打立所よ、我より、重病よ侵さる、  
い、よく、士冥加盡果よりと、獨怒りける、既よ走入て、馬引出し打乗、既  
よ出んとする所を、一門親友馳集り、是の物よ狂ふ、此病惱まで遠路争う  
叶ふるき、軍の此度よ限るへうらに、むらに無益と制しなれ、喜介、病よ臥  
て徒よ死せんか、敵よ逢くこそ死なれ、爰を放せと引切、諸鎧を合く欠き  
る、馬よての果敢とらしと、道よて馬を乗捨、續けや者共と、飛うとくに急  
ぎる、彦五郎と云下人一人鎗をうさけて續る、昨日の晩景よ土佐の大津  
を立て、土佐道六十里を今朝阿州中富よ著、川中よて敵と組て首を取、又臼  
杵を打取ぬ、安並三左衛門の大勢と戦ひ、高名を極め、深手数多負り、

井上喜介

一  
テ  
土  
夜  
ニ  
シ  
走  
ル  
六  
十  
里  
ヲ

木  
村  
新  
之  
丞

吉  
田  
康  
俊  
同  
政  
重

元親醫師を添て、足代の城へを遣しける、佐竹右兵衛津川彦太郎、奥宮掃部  
專當左衛門太夫群ふ抽、思ひく、分捕を、斯て三好存保の難なく勝瑞の  
城へ引取給へ、家臣木村新之丞近光城下に在家、火を掛、一字を殘さず  
焼拂ひ、静り返て待懸より、元親時を移さず押寄、城をむくと取巻、鐵砲  
一挺よ二放宛の定よ、申の下刻よ亥の刻の終り迄、數千挺の鐵砲を打立、  
天地を動かし、百千に雷れ一度よ落掛るとぞ覺る、棲樓を組、仕寄を付、箒  
を焼、其役々の其所を守り、其外の陣屋よ入る休る、爰よ吉田左衛門  
佐一子右近康俊十九歳、孫介より長子勝五郎政重十五歳、親伯父の討を  
るを、夢ふを不知、今日に軍物語して居る所よ、左衛門佐、孫助より等共  
追々に來て、兩人討死の由を告より、右近、勝五郎大きに驚、涙よくれて  
居よりし、良有て右近、其敵の名の何と言つるぞ、山田陸太夫、渡邊龜太夫  
と名乗候と答る時、勝五郎兎角に詞なく、太刀を取て立出る、右近、勝五  
郎袖を扣く、御身の何所へ行そと問われ、勝五郎、親伯父に敵を其儘閣  
と云、或や有、城中へ欠入本望を達せんと、振切て出んと、右近、申さる、所  
の理り也、去あうら心を静て聞給へ、夫武士に戰場に臨て討死するの覺悟

天正十年八月二十八日

三九七



天正十年八月二十八日

三九八

の前、歎くは不覺れ至り也。此度の年十五以上六十以下れ士、大小上下父子兄弟、心掛け次第殘らに打立へしとの御觸まぐ、我々父子も向ふ也。されり左衛門佐殿、孫介殿を呼く宣ふり、三好存保の隱をかた勇者といひ、歴々の一族阿讃五畿内不充滿されり、定く勢の雲霞のことく成へし、凡戰場ふ出る者、生く歸らんと思ふ事なけを共、就中此度の討死と思ひ定る也。御邊と孝俊の先手なを共、右近と勝五郎をの旗本に指置へし、父子一所不有ての事、に臨て欠ましき所ををりけ、引ましき所をを引、犬死ををし、又の不覺をを取えれ也。兎角一所の叶ましと思ふのいうにと仰られり、孫介殿、尤餘儀あに御謀候と、御身と康俊をの旗本不置を候そや、今更思ひ當て難有候、而の大勢れ中へ唯一人行向ひ、何程の事をう仕出さん、況敵の居所をを不知、怒又犬死して、父祖の名迄穢し給らん、支こそ悲しけれ、詞を盡理を責て申されり、勝五郎兎角の詞あく、差うつむひて靜りたる志こそ哀也。右近は後よ吉田孫左衛門とて、武勇の名を顯、元親（殿）肱股の臣と成、勝五郎の後よ又左衛門、市左衛門共名を改め、武篇高名數多く、首の上よ二十一ヶ所の疵を蒙り、周身は疵りかそふるにいとまほらす、自身敵の首を取事百十五、

七條敏仲

朝鮮國よて軍將朴好仁を生捕、猛虎を討し、此者也。

〔七條氏禊記〕 若宮碑

夫豺獮猶能知報本、人而忘其本、無乃不如禽獸乎。七條邑故城主七條孫大夫君、諱敏仲、本姓藤原、系出于左中將諱實方、左中將長子長快、任紀伊熊野祠別當、在職日久、以其神封在我阿也、來居七條城、因氏焉、數世至君。天文二十一年八月、細川持隆爲家衆三好義賢所逼自殺、君憤激起兵、與久米義廣等戮戰于黑田、不克、而君驍勇絕倫、手斬數十人死、年三十八。君性溫順慈仁、死之日莫不灑泣焉。君長子諱兼仲、稱孫次郎、時尚嬰孩、及稍長、膂力過人、甚好武技、雄豪肖父、亦能愛士。天正十年九月、秦元親率兵二萬來襲勝瑞、三好存保發五千騎拒之、而孫次郎君兵二千騎爲之前鋒、與元親兵夾中富川而陣、血戰數合、竟死之。年二十九、聞者嘆嗟惜之。至天和二年、孫次郎君百回忌辰、寶藏寺主宥遍和尚立祠于遺墟、以安二君之靈、稱若宮大明神、自後每年八月二十八日、里民相共肅供祭儀、夫逆臣若義賢者、人々得而討之、况孫大君於持隆爲其長致死乎、至孫次郎君之事、乃爲仇家死、於義似悖、蓋其必有故、然諸史無明文可考、嗚呼二君之事跡距今數百年、而子孫累世繩々不絕者、是固二君之餘慶、其可忘乎哉。

同兼仲

若宮大明神

天正十年八月二十八日

三九九



天正十年八月二十八日

四〇〇

清香不肖謹閱傳記略考其功德與同族豐實等謀勒之于碑以旌于不朽且示後昆以不忘之意

銘曰

破敵如神 撫民如親 父子英傑 斯勇斯仁

威靈可畏 功德可庇 二神永護 衆庶所利

嘉永三庚戌八月十五日 後裔藤原清香拜撰

〔七條氏〕本支錄附言 太平記 抄録 教實事

諸將戰死の勝瑞實録中富川の合戦天正十年九月十五日申刻也大將分侍分共お千三百廿六人戦死也今勝瑞村お西光寺跡といふあり其所お大塚と稱して將士及士卒埋し塚あり十間四方おて高さ六七尺許もあるもほるとも多くの見え難しといへり此九月十五日と云ひ三好軍記お天正十年八月廿七日元親勝瑞へ押寄しと云ひ誤て見性寺お所傳の系圖おも孫次郎兼仲九月十五日戦死とあるおたうへり九月十五日合戦おて十七日十八日大雨洪水おて敵兵大お困窮し民屋お升り樹木お上

中富川合戦九月十五日説

大塚

りて多く討きたる故お元親陣を引て和議せしと實録おあるを正しとせ

へし三好記お九月五日大雨洪水とあるお誤なるといへり

戦死ノ諸士ヲ弔フ歌

詣諸將戦死之墓哀傷歌

見性寺所傳

諸人の閨れ扇も名のよみて二葉の紅葉軒の玉水 寒川秀實

山の月流るゝ水は稻妻や山菅生る下は諸人 弘多

諸人といふもさらさらお山乃月名れ長柄の橋柱うぬ 弘多

徒は世をふる我の面なくて立吹風よゆむる朝顔 弘多

村芒昔花あらは秋なら變し物ち君う面影 矢野駿河女

常よても猶一本の芒の君う筐とおもへり 弘多

秋來せぬ我のとなりし村芒なへては人乃筐と思へり 弘多

野邊よ來て虫と供よそ鳴せぬる雲井の橋乃縁なけむり 木内氏

諸人の俵かえま白萩の露とし供よ消んと若おもふ 弘多

とせ萩葉の露と消よし諸人の筐の野邊の菴お花 サヌキ板東

天正十年八月二十八日

四〇一



飛鳥川昨日は鏡ぬきうへて苔衣著て轡虫とも  
 我袖の身涙のことを去る雨は朽果ん道卯の木本草は交る諸人  
 亡人を思ひ越路も涙よて霧は隴乃木槿をを見る  
 空蟬乃ほきらめか尋て鏡山俣見んとの事かゝを野への苔は残して  
 かそゆるも供よと願ふ渡り川朝顔の身は行る定光  
 玉鋒乃道の尾花は跡をへて思ひは露はひとま諸人  
 立添て見をの尾花をかゝみよてあやめも去らぬ曙の月  
 花と聞て折んとまれのの行るの野邊の土筆のあ

右歌の豊後國羈崎の浪人此村は滞留して戦死の咄を聞て、武士乃本意  
 たるを羨て西光寺に墓所參て斯よめる虫くひの和尚より飛鳥井中  
 納言卿へ尋しよ蜻蛉カゲロウうと、木々成へしといひしとあん、  
 諸人の空しき跡を尋れの昔にかゝみかたを鳴なは

戀戀しきこと遠山の花乃雫は掛樋とむらへ水はひゆく道は憂物をあし  
 岩見潟俤な涙のことし床の儘尾花う末よそ、く秋風兼中妻

友成相模太郎

政則

河野右門太夫

保行

秋風ふなひく尾花をかゝみよて答ふる物の虫の聲く  
 諸人乃かゝみの野邊は男めし杉菜交りふ白露を置  
 思へともおもとぬとれし思ひきやせをなく落る桐一葉かな  
 右二十四首の歌の戦死乃人々は妻子、或の由縁乃人、大塚の墓は詣てよ  
 めるなり、是も見性寺は遺せるよて、歌乃傍注の、大川和尚の解しかさう  
 ぞしうの、飛鳥井卿の御考を願ひて、歌のかささらふ注し給ひしかりと  
 ぬへり、

○元親、次子香川五郎次郎ヲシテ、東讃岐ヲ略セシムルコト、藤尾城主  
 香西好清、香川信景ニ依リ、五郎次郎ニ降ルコト、尋デ、五郎次郎、好清等、  
 兵ヲ進メテ、十河城ヲ攻ムルコト等、便宜左ニ合致ス、

〔南海治亂記〕九 元親出陣於阿讚二路記

天正十年信長薨シ、阿波路ノ敵兵引上シカバ、元親其弊ニ乗テ、早速ニ兵ヲ  
 舉ントス、然レモ凶年相ツバイテ、又兵亂ニカ、リ、四國中糧食乏ク、運送可  
 爲糧無レバ、秋毛ノ實ルヲ待テ、元親兵ヲ出サントス、阿讚ノ諸將ハ、信長歿  
 シ玉フヲ聞テ力ヲ落シ、燈ノ消タルガ如シ、



元親ノ陣

阿讚兩州  
ニ兵ヲ發ス

讚岐發向  
衆ノ元親ノ

香川五郎  
次郎

天正十年八月二十八日

四〇四

六月ヨリ元親、即チイヨ、讚岐ノ方人ニ陣ブレシ、七月末ヨリ東讚ニ發向セシム、土阿ノ兵將ハ、元親自身引率ノ勝瑞ニ發向ス、元親此度ハ阿讚兩州ノ弓箭一決ノ時ナレバ、諸士ノ次男、三男無足ノ輩タリモ、心掛次第ニ可打立、恩賞ハ望ニ可合叶、十五已上六十以下皆軍ニ可從ト陣ブレ也ケレバ、阿州著到ノ兵數二萬三千人、讚州ノ兵一萬餘人也、元親二路ニ出陣ノ日期ヲ約シ、七月二十日、天正十年西長尾ニ集ル群將ハ、香川五郎次郎曾我部親政、餘人大西上野介、同上、中内源兵衛、餘人國吉三郎兵衛、同上豫州馬立中務大輔、新居前川、曾我部金子、目取采女、右合香川信景、三千長尾大隅守、羽床伊豆守、新名内膳亮、千餘凡一萬二千人、長尾岡田栗隈ニ雲霞ノ如ク陣ヲ取、西長尾ノ城ニ諸將群會ノ軍律ヲ定ム、次序ヲ逐テ進發ス、

先鋒先導ハ羽床、伊豆長尾、大隅勤之、其次香川、三千其次イヨ七人衆、目取采女、馬新居、金子前川、曾我部相ツバ、イテ先陣トス、土佐方先鋒ハ大西上野介、□□□中内源兵衛、財田内ガ嗣子、中國吉三郎左衛門、西長尾ノ城主ヲ先陣トシ、此手ノ大將長曾我部親政、元親ノ二男、後香川家ノ也、同二十三、西長尾ヲ立テ、羽床、長尾ヲ先馳トシテ、那珂、鶴足二郡ニ發向ス、

五郎次郎  
國分寺ニ  
陣ス

藤井太郎  
左衛門

三好方奈良太郎兵衛尉、微少兵ニテ相對スル事ヲ得ズ、川津律郷二村三ヶ所ヲ持ト雖、大兵亂入ノ可防様無、降ヲ乞テ宇足津ヲ去リ、東方ニ引テ行ク、行程六里、東香川ノ小シ山鼈塚ニ陣ヲ居テ、香西伊賀守方へ使ヲ通シ、曰、一戰ニ及バ、合力可仕旨ヲ約シ、三日陣ヲ張ル、親政、長カ、ハ國分寺ニ來リ、本堂ヲ以テ陣營トス、新居國分ノ諸士凡民ニ至迄、資財雜具ヲ地中ニ埋メ退散ス、敵其村里ニ入テ陣屋トスル故ニ、放火ハセズ、資財ハ掘出シ打碎杯シテ、至ラヌ事ヲナス者多シ、

爰ニ香西家ニ、藤井太郎左衛門ト云フ大百姓有、去者ニテ健成者百人ヲスグリ持テ、大剛ノ者ニテ、智謀萬人ニ超ヘタリ、伊賀守、香西ヨリモ、渡邊ノ氏ヲ許シ親屬ノ縁者トス、此者手ヨリ能須、谷川ト云竊ノ者ニ三十人ノ寄子有、是ヲ西長尾ヨリ附ヲキテ、日々夜々ニ通達ス、時ニ敵既ニ鶴足津ヲ陥タルト聞テ、北條西ノ庄ノ城在番ノ者モ、香西ノ城へ引退ク、敵亦西ノ庄ニ入テ、元親、山内源吾ヲ城主トシ、兵ヲ數百人入置キ、國分寺ニ入ト告ル、百姓藤井、太郎左衛門曰、地ノ利ハ兵ノ助ケナルニ、何ノ方便モ無、切所ヲ敵ニ越サセテハ、居ナガラニ亡ヲ待ト云フ者也、粉懸亦長谷岡ハ究竟ノ詰ナレバ、此ニテ一

天正十年八月二十八日

四〇五



天正十年八月二十八日

四〇六

香西氏ノ方略

方謀可爲、本軍ハ外ノ者モヲ、我ニ五百人賜ラバ、伏兵ヲ可爲、本軍ハ其跡ニ附テ北グルヲ逐ハ、可必勝、大軍トテモ不可懼、戰ハ謀ニ因ル者也ト云フ、香西太郎左衛門大隅守カ子、香西加藤兵衛是ニ同メ、太郎左衛門ヲ謀主トス、則渠謀テ曰ク、新居、宮尾兩城ニハ、作旗ヲ立テ、榊川ニ鐵鉋（榊川同シ）三十丁ヲ十丁宛ニ連ラネ、三所ニ伏セ、後ロニ太郎左衛門鎗五十本ヲ伏セ、其後軍ニ久利三郎四郎五百人ヲ三手ニ作テ伏兵トス、斯テ八月朔日未明ニ到テ、兵ヲ伏セ待所ニ、土佐方國分寺ヲ立テ、新名内膳ヲ先導トシ、イヨ六人衆、同國西方衆列ヲ逐テ押出シ、端岡ノ鼻ヲ廻リ來ル處ヲ、藤井太郎左衛門足下ヨリ起テ、鐵砲ヲ打掛ケ追立テ、後陣ノ兵段々ニ起テ馳向フ、敵崩レテ道ノ外ヘ溢レ、向田ノ方ヘナダレ落ツ、後陣ハ先ノ事ヲ不知メ騷動ス、香川三千人ヲ以テ山上ニ上リ、羽床ハ麓ニ廻テ出來ル、藤井ハスキマカゾヘナレハ、速ニ兵ヲ引テ、新居ノ奥大門村ニ旗ヲ立テ、變ヲ見ル、敵ノ大軍競進シテ充滿スルヲ見テ、藤井亦軍ヲ潛メ赤谷村ヘ入、此所ハ百人有レハ、二千三千ニテモ破カタキ所ナレバ、敵モ不攻來故ニ、山越ヲシテ香西ノ城ヘ藤井ハ飯ル、敵ハ大谷ノ城ニ旗有ヲ見テ、大軍我先ニト攻寄ル、元ヨリ謀ナレバ、城中ニ兵ハ無、

端岡ノ衝突

粉懸ノ戰

夫ヨリ東ニ向テ押出ス、粉懸一本松ノ切所ニ向フ、爰ニハ能須、谷川藤井ノカ僕ノ二人外間ヲ頭トメ、鐵鉋三十丁ヲ三所ニ伏セ、香西兵庫鬼無、政助、兵衛、原、守、二百人ヲ本軍トメ待カケ、鐵鉋ニテ打立追崩シ、敵ヲ大谷村迄追入テ引取ル、土佐方兩所ノ伏兵ニ逢テ、不利故ニ、粉懸ノ切所不超（越下同シ）止ヌ、是ヨリ一里東ニ方ツテ、奈良太郎兵衛三好山陣ヲ取テ手合ヲナス、彼是遠慮有故也、同二日ニ香川相計テ、新居、赤谷ノ押ニ兵ヲ置、梟山ノ半腹ニ旗ヲ立、敵ノ有無ヲ跡ヘ告ベシト下知メ、難ナク山ヲ踰ヘテ鬼無村ニ出ル、是ヨリ村續ハ敵ノ謀計リ難シ、唯川ニ添フテ、平陸ヨリ可押入、然レモ小山ノ敵、又ハ村里ノ小城持氏、後ロヲ壓フ事モヤ有ン、手ヲ合テ、後拒ノ兵ヲ可用ト評議スル處ニ、天氣クモリ大雨フリ出デ、陣スル事不能シテ、俄カニ引取、新居郷中ノ人家ニ入盈テ居ス、

土佐衆ハ國分寺ヲ本陣トメ、諸人皆國分村ヘ引取處ニ、榊川初ハ渡リモ易カリシガ、昏カ、リケル時分ヨリ、俄ニ水増テ、人ノ一長半計ニ成テ、人馬多陷（後）歿ス、此川ハ常ハ小川ナレモ、山高ノ險ケレバ、俄水ノ出ル事如斯、小山麓塚ニ陣シタル奈良太郎兵衛尉モ、山陣成難メ山ヲ下リ、民家ニ入り雨ヲ止

天正十年八月二十八日

四〇七



備前ノ海  
賊兵亂ニ  
乗ジテ  
岐ニ掠奪  
ス

天正十年八月二十八日

四〇八

ノ夫ヨリ阿州ニ入、三好存保へ寄食ス、小山ニハ資財ヲ捨テ去ル、是雨ニ逢  
フテ重目増、人馬ノ力ニ不及故也、海邊ニハ備前地ノ海賊、讃州ノ亂ヲ聞  
テ船ヲ寄、亂取ニ牛馬迄奪取、可防ニ堪タリ、三日ニノ香川ノ渡モ出來テ、香  
東ノ通用モ成リヌ、

八月四日、西方ノ兵國分寺ヲ立テ東方ニ向フ、此時（本津六郎兵衛植松右敵  
近カ弟、敵  
方見分ノ爲ニ新居ニ到リ、神高越ヲ歸ル時、敵ノ先鋒早佐料ノ古城ニ來  
ル、本津即城内ヲ通テ北門ニ通ル時、土佐ノ兵是ヲ見テ、遁サジト追來ル、北  
門ノ橋中ヲ引テ有、本津ハ葦毛ノ馬四寸ニ及ビ、大ク長モノ引カケ飛セケ  
レバ、難無踰タリ、敵モ同ク飛セケルガ、小長ノ馬ニテ不相及ノ、堀ノ内ニ沒  
ス、本津馬ヨリ飛下取テ歸ル、其跡ヨリ敵滿々ト來レテ、皆土佐駒ノ小長モ  
ノナレバ、橋ニテツカヘ追來ラズ、ヤガテ藤尾ノ城ニ著テ此旨申ス、衆等  
是ヲ聞テ、手分ノ其備ヲ爲シ、伊勢ノ馬場、本津口兩手ノ兵將ヲ定メ、指向シム  
ル也、

香西伊勢馬場并西光寺表合戰記

同天正十年八月五日、西方ノ敵佐料ノ古城ニ來テ、先陣ノ兵伊勢ノ馬場ニ押

土佐駒ハ  
小長モノ

大手口ノ  
香西好清  
部下ノ諸  
士

瀧宮豊後  
守

伊勢馬場

豫州衆ハ  
鐵炮上手

出スト聞シカバ、香西伊賀守ガ陣代瀧宮豊後守、香西太郎左衛門（大隅守ニ  
一男、二  
手ニ分テ相向、先ツ大手口イセノ馬場へ、瀧宮豊後守一千餘人ヲ以テ押出  
ス、從軍ニハ、植松帶刀、其弟彦太夫、飯沼五郎兵衛、軍使ニハ、植松綠之介、眞部  
彌介也、其先鋒ニハ、久利三郎四郎、仲備中守、遠藤遠江守、其子喜太郎、飯田右  
衛門督、中飯田備中守、下飯田筑城清左衛門尉等也、此瀧宮ハ畿内四國ノ戰  
ニ馴テ、弓矢巧者ナレバ、宵ヨリ手分ヲ定メ、作山ノ城ニ百餘人ヲ込メ、旗生  
々ト立居テ守ラシメ、内傳屋敷ニモ百餘人ヲ込メ、旗少々立テ守ラシメ、是竹  
村路ノ右ニ有レバ、横撃ノ爲ニ、（植松帶刀、同彦太夫、三百餘人ヲ以テ宵ヨリ行込シム、  
旗ヲ偃シ軍ヲ潛メ屈居シ、敵勝ニ乘リ進來ル時、凱音ヲ發テ横サマニ出、突  
撃スベシト相定ム、然ノ翌五日ニ兵ヲ出ス、先鋒ハ久利三郎四郎、仲備中守、  
遠藤遠江守、上中下ノ飯田五百餘人、  
二陣ハ瀧宮豊後守（大將、三百餘人ヲ以テ、伊勢ノ馬場ニ押出ス、  
時ニ土佐方ハ、豫州ノ六人衆五千餘人ヲ以テ軍ヲ始、其跡ニ香川衆土佐衆  
相繼ケリ、豫州衆鐵炮上手ナレバ、味方（三好、ニ手負者多シ、  
敵大軍ヲ手分ノ、脇道ヨリ後へマハリ、横合ニ出ントスレテ、豊後守（瀧宮、地利

天正十年八月二十八日

四〇九



天正十年八月二十八日

四一〇

ヲ設ケテ備ヲナシ、今池トテ三町計池水ヲ左ニ、當岡村ノ岸田ヲ右ニ、當前一筋ノ道ヲ懸引ノ場トシ陣列ヲナシ、カバ、敵大兵ト雖、急ニ攻撃事ヲ不得シテ暫挑戰ヌ、其中ニ久利三(此取)四郎、鎧ニ當テ死、仲備中守モ同死、土佐方競進シテ奮撃シ、我が前兵擾亂シテ、豊後守ガ手先ニ崩カ、ル、其時は竹村ニ籠タル植松帶刀、植松彦太夫、是竹万五郎、諏訪亦右衛門、飯沼五郎兵衛三百餘兵ヲ以テ驅出シ、敵ノ左陣ヨリ鎧ヲ打懸、敵兵其不意ニ出ルヲ以テ拒ク事ヲ不得、一本木ノ地藏ノ前迄崩カ、ル、豊後守、帶刀兵ヲ引揚ントスル處ニ、敵方ノ後陣入替テカ、リ、鐵砲師ヲ初ム、豫州河野流トテ、鎧鎧上手ナレバ、馬上ノ將ヲテラヒ打ニ打ホドニ、瀧宮豊後守ヲ馬上ヨリ討落ス、植松彦太夫モ股ヲ打セテ引退、飯沼五郎兵衛ハ、肘ノ口ヲ打セテ引退、植松帶刀大勢ニ渡合、手兵ヲ下知シテ相戰、自身槍ヲ取テ、敵ヲ敵立テ攻入、太刀打シテ敵ヲ追立、家人十八人一圓ニ成テ引退ク、其時備前兼光ノ切先少シ打折ヌ、其刀子孫子今持テリ、和平ナリテ後、太刀打シタル兵士、帶刀ニ對面セントテ來ケレ、帶刀ハ、館ニ在テ事ヲ計リシ故ニ不遇、其姓名豫州河野ガ庶流曾我部又八郎、腰小旗ノ紋、角切折敷ニユリ三文字ト名乘リ置也。

河野流  
豊後守鐵  
砲ニテ打  
タル

香西勢敗  
ル

搦手ノ香  
好清部  
下ノ諸士

搦總兵ハ大將討タレヌレバ、力無敗軍ス、軍使植松綠之助、若綠ノ指物引退處ニ、敵早馬ヲ汰テ、追カケ言ヲカクル、綠之介引返シテ、比類無戰ヲナシ、主從八人、死ニ戰死ス、眞部彌介ハ御方ノ戰死ニモ不構、手負ゾ々ト呼テ引退ク處ニ、敵長追シテ來リ、後陣ノ兵ノ不續ヲ見テ取テ返シ、槍ヲ打合、高名ノ退ク、彌介心早クシテ、目ノ利タル舉動數度有、剛ノ者也、然シテ味方ノ兵卒參差シテ引退ク處ニ、内傳屋敷ヨリ旗ヲ押立、百餘人段々ニ立テ押出シカバ、敵方多兵又二ノ師ヲ待テ押出スト見テ、兵ヲ止メ敢テ襲來セズ、其隙ニ新手ノ兵百人ヲ後拒トシテ、藤尾ノ城ニ入ル、此本道ハ山ノ根ヲ切通ニシ、其中間ニ作山ト云フ小城有、此城ニ旗立双々、多兵待カケシ、躰ヲ見テ、敵方遠慮シ、此道ヨリ不押寄、山手ヲ取テ上ノ山ニ押上ル、是豊後ガ軍配ノ宜キ故、少兵ヲ以テ多兵ヲ拒ギ、我が戰死ノ後ト雖、敵是ヲ憚テ不逐、是ヲ見聞スル人々皆感涙ヲ流シ、豊後ガ戰死ヲ不惜ト云々ナシ、

搦亦搦手西光寺表へハ、香西太郎左衛門一千餘人ヲ三手ニ分ツ、先天神郭ヲバ宮武六右衛門、松浦清左衛門、山地小内膳、葛西三郎右衛門、秋山四郎兵衛、泉房五郎左衛門、山脇圖書助等三百餘人ヲ以テ固メタリ、西光寺前、先鋒

天正十年八月二十八日

四一一



天正十年八月二十八日

四二二

香西太郎  
左衛門

ハ佐藤孫七郎、居石五郎兵衛ガ一男也、後ノ佐藤掃部頭舎兄、松繩手ノ宮脇  
彈正其弟兵庫、中之村ノ藤井、同所ノ雜賀、西濱ノ岡田丹後、坂田ノ河野、坂田  
ノ庄官、高丸ノ眞部、楠川、大田ノ犬養、一ノ宮ノ大宮司、飯沼成相、河邊ノ民部  
五百餘人ヲ以テ先陣トス、其二陣ニハ、香西太郎左衛門、香西縫殿助、新居權  
守、軍使ニハ、本津六郎兵衛植松右近ガ弟ナリ、三谷掃部左衛門五百餘人ヲ以テ列ヲ  
ナス、然ル處ニ西方ノ兵將長尾ノ國吉三郎兵衛、財田ノ中ノ内源兵衛、阿州  
大西上野介ヲ旗頭トシ、三千餘人、西光寺表ニ押向フ、其後軍如雲發レリ、西  
光寺繩手ト云フハ、左ニ潮ノ大溝、長五丁計ニシテ、右ハ深田ノ足入也、其中  
間ニ幅二間許ノ土居一筋ノ道ニシテ、殊ニ二町計リノ間ハ、左右ヘ相可救  
徑路モ無、佐藤孫七郎五百餘人ヲ率ヒ、一戰ヲ始ム、時ニ香西太郎左衛門謀  
テ曰、香西縫殿、新居權守、軍使三谷掃部左衛門二百餘兵ヲ以テ、釣ノ濱ノ間  
道ヲ經テ本津ニ至リ、金臺防(坊)ノ林木ノ中ヨリ、関ヲ作テ伐可懸ト下知ノ、其  
身三百餘人ヲ以テ、旄ヲ取テ進發シ、孫七郎ガ後陣ヲ詰ル、敵進來テ相懸リ  
ニ攻戰スル所ニ本津ノ回軍林木ノ間道ヨリ、関ヲ發シテ後ロニ出シカバ、  
土佐方不堪シテ敗北ス、孫七郎、太郎左衛門北グルヲ逐フテ、二丁餘ノ土井

西光寺繩  
手

小畑ノ槍

香西勢敗  
ル

土佐勢天  
神郭ヲ破  
ル

道ヲ超テ、本津ノ彼方ナル小畑ニ蹈止リテ、勝時ヲ揚テ引退カントスル處  
ニ、土佐方ノ二ノ手大西上野介、檢使入交リ、孫右衛門後ニハ藏五百餘人ヲ  
以テ、眞黒ニ馳來リ、數珠懸孫兵衛ト云フ大剛ノ者、一番鎗ヲ入ル、城兵モ二  
度メノ鎗ヲスル者多シ、是ヲ小畑ノ槍ト云云、敵猛勢返來テ、我先ニト諍戰  
ス、城兵若干討レテ孫七郎戰死ス、太郎左衛門、六郎兵衛身方ノ崩ル、ヲ見  
テ、馬ヨリ飛下リ、槍ヲ取テ、崩カ、ル身方ヲ敲立、拙ナシ返セト云ナガラ、郎  
從二百餘人ヲ以テ、面モ振ラズ突カ、ル、敵三千人許勝侈テ來ル處ヘ、入り  
代リ火ヲ出テ攻戰ヒ、香西太郎左衛門、木津六郎兵衛、其外勇剛智能ノ者數  
百人戰シテ、小畑ノ戰破レシカハ、敵方競進シテ攻寄ル、其折シモハ引汐ニ  
テ、西光寺ノ前干潟トナレバ、即天神郭ニ取カクル、城兵ヨク拒守シテ、寄手  
鐵炮ニ方リ死ヲ致ス者其數ヲ不知、城兵宮武六右衛門鐵炮ノ上手ナレバ、  
敵數人打落シ、敵又乘入ル時、鎗ヲ取テ突落シ、後又刀ニテ數人伐伏セ、手ヲ  
負セテ戰死ス、近藤藤右衛門モ大力ノ剛ノ者也、敵數十人打亡テ戰死ス、葛  
西三郎右衛門、松浦清左衛門、秋山四郎兵衛、山路小内膳、山脇圖書助、泉房五  
郎左衛門等各大剛ノ舉動ヲナシ、多兵ヲ殺シテ戰死ス、天神郭破レシカバ、

天正十年八月二十八日

四二三



天正十年八月二十八日

四二四

猛勢ニ切所ナク、海川ヲ超テ釣ノ濱ニ攻上リ、堀ノ内ノ郭ニ攻入ントス、然ル所ニ、香川信景ノ陣ヨリ旗ヲ振テ、矢留ト呼ハル、是香川、香西、世々好ヲ結デ、互ニ患難ヲ救ヒ、領家ヲ保守スル事數回ナレバ、今度モ藤尾城ノ西ノ山手荒神ノ森ヲ、香川家ノ攻口トシテ、三千餘人ヲ以テ相圍、佗人ノ兵ヲ不交、是ハ此城近年ノ取立ニシテ、溝壘モ成就セズ、山ノ手ヲ敵ニ取ラレテハ、一支モ成ガタキ地ナレバ、香川氏コレヲ助ケ、我カ兵ノ攻口トシ、暫ク城ヲ持コタヘサセ、和平ノ扱ヲ入ベキ爲也、此故ニ香川家ノ使者、搦手平賀口ヨリ香西加藤兵衛ガ宅ニ來テ、兩陣和平ノ意ヲ伊賀守ニ通ズ、伊賀守ヨリ加藤兵衛ヲ遣ハシテ、其事ヲ計ラシム、是去年ヨリ香川氏、使者ヲ以テ通ジテ、其旨アル故也、信景ノ取計ニ依テ、香西氏本領麾下ノ采地トモニ少モ相違ナク相保テ、佐方<sup>(土佐)</sup>ノ軍ニ加ルヘキ由盟約ヲナシ、和平相濟也、夫ヨリ土佐方ノ軍、兵山ノ手ニ引上ゲ、陣ヲ取、兩陣戰死ノ者眷屬トモ往來シテ、其首ヲ乞取、其家々ニ葬ヲナス、哀ト云モ疎也、豫州六人衆ハ、土佐方ニ候シテ、始陣ノ舉動ナレバ、伊勢ノ馬場合戰ヲ眉目トシテ、戰ノ巨細ヲ記シ、首帳ヲ認テ、元親ヘ送ル、當國西方ノ諸將モ、西光寺表ノ戰ヲ記シ、首帳ヲ以テ元親ニ達シ、各

其褒賞ノ書ヲ賜フ、然ヲ元親阿波ノ國ノ戰ニ亘シゲクシテ、紛失スルカ、土佐ノ書記ニ洩スコソ惜ムベシ、サテ又浦邊ノ守拒ハ、唐人彈正、片山志摩守、木津右近三人奉テ、中須賀平賀釣ノ濱ヲ警衛ス、近郷ノ凡民子女ニ至マデ、公文、田所ヲ頭トシテ、赤谷ノ奥ニ入置、藤井ノ渡邊太郎右衛門ヲ遣ハシテ、是ヲ守ラシム、海上ハ鹽飽ノ宮本、吉田、日々ノ四宮、直島ノ高原等、力ヲ合テ警固ヲナス、其始末カクノ如シ、今度ノ戰ハ、我カ領内ニ敵ヲ受タル故ニ、諸將ミナ居所ニ好士ヲ留テ、婦女ヲ守ラシム、是ニ由テ戰ニ出ル兵士少シ、和平調テ後、伊賀守悅タル色モナク、諸臣ヲ聚テ謂テ曰ク、今日ノ戰ハ、身方少勢ナレバ、歴々ノ者ドモ戰死シテ、我カ遺恨止事ナシ、今夜ハ勝賀路ヨリ敵ノ後ヘ兵士ヲ回シ、夜師ヲ仕カケ、長曾我部氏ガ首ヲ取ツテ、今日戰死ノ輩ニ報識<sup>(報)</sup>スベキト思シニ、香川殿ヨリ扱ニ依テ、和平調ヌレバ力ナシ、阿倍有政ガ天文ヲ考ルニモ、今夜ノ夜戰ハ、身方ノ吉兆ニ方レリ、長曾我部ヲ不擊コソ殘リ多キ事ナレ、惣ジテ戰ハ大將ノ目ノ入ルモノニ非ス、我ガ盲ナルヲ恨事ナカレ、各ガ動ヲ能セバ、是レ我ガ明目ナリ、大將ハ謀ヲ帷幄ノ中ニ運シ、勝事ヲ千里ノ外ニ決ストアレバ、我ガ視ル意ノ入ルニハ非ス、各カ耳

天正十年八月二十八日

四一五



目ヨソ我ガ耳目ナレト語リケレバ、聞者ミナ涙ヲ流シ、アツハレ祖累世ヲ  
 繼來レル血脈也、タゞノ人ニハ非ズ、眼ヲ明テ參ジタキ者カナト云合ケル、  
 伊賀守又曰ク、人ノ死生ハ定タル也、トカク死スベキ命ナラバ、戰場ニ出  
 テ朋傍輩ト肩ヲ双ベ、國家ノ用ニ立テ死ンコソ、武士ノ幸ナレ、老極テ何ノ  
 功モナク死センハ、口惜カルベキ次第也、今日伊勢ノ馬場、西光寺ノ前ノ戰  
 ニ、瀧宮豊後守、新居太郎左衛門以居所カ舉動ハ、敵味方ノ知所ナレバ、四國  
 中ニ隱ナシ、後々ハ天下ニ名ヲ顯シ、世々ノ記籍ニモ遺ベシ、我モ今日ヲ限  
 ニシテ、兩將諸雄ト同死セント思シニ、和平成ヌル上ハ力ナシ、今日戰死  
 ノ家ニハ、日ヲ追テ厚ク報謝スベシ、寄手モ今夜ハ退參セズ、身方モ夜守ノ  
 備ヲ失事ナカレト言語シテ、扱ノ哀ヲ悦喜シタル氣色更ニナシ、聞者其勇  
 ヲ感ズ、伊賀守ノ内ノ政所ハ、備州日々瀬戸四宮隱岐守ガ女子也、容貌美キ  
 聞ヘアツテ、對テ内室ニ備フ、合戰ノ日、白綾ノ單ヲ著シ、白綾ノ鉢卷シテ、奴  
 僕數人ニ粥擔シ、仕女數人ニ器ヲ持セ、天神郭ニ來リ、守拒ノ兵ニ向テ謂テ  
 曰ク、汝ヂタチ能聞玉ヘ、當家ノ大事今日ニ在リ、各譜代ノ郎從トシテ、君臣  
 世々ノ榮ヲナス、今日ノ死ヲ厭フ哀ナカレ、死ヲ必トセバ勝テ又榮ベシ、嘗

好清ノ妻

相公ノ守リ、何ゾ莫ンヤ、勇ベシ、勤ベシトテ、自ラ柄長杓ヲ取テ粥ヲ酌、諸卒  
 ニ進ム、諸卒感ジテ涙ヲ不流ト云、哀ナシ、此書記ハ、其時成資ガ祖母少女ニ  
 シテ、内政所ノ室ニアリ、植松左衛門尉兒ニシテ、伊賀守ノ傍ニアリ、此二人  
 カ説ト、眞部彌助入道林禿ガ作タル舞ノ本ト引合、間々又老父老婦ガ語傳  
 ル所ノ要ヲ撮テ記之也、

西方諸將發向東方十河城記

天正十年八月六日、香西伊賀守土佐方ニ降シテ後チ、先ヅ兵引國分寺ニ歸  
 リ、東方ニ發向セン、哀ヲ議ス、香西氏拜禮ノ爲ニ、香西加藤兵衛、片山志摩守  
 ヲ遣ハス、謝禮、哀終テ東兵ノ哀ヲ議ス、加藤兵衛ガ曰ク、是ヨリ東方ニ於テ、  
 此大兵ニ出向フベキ者一人モナシ、十河ノ城ニハ、存保ノ名代ニ、三好隼人  
 佐ガ居ルト云ヘ、城ヲ出ル、哀ハ有ルベカラス、名城ヲ頼ンデ相守ルノミ  
 ナルベキ也、長曾我部親政其意ニ同ジテ、八月十一日、國分寺ヲ立テ、東方ニ  
 赴ク、其兵一萬餘人、伊賀守ガ兵一千餘人ヲ以テ馳加ル、香西氏モ地戰ニハ  
 六千人ト云ヘ、近年内亂シテ、綾郡ノ兵將離心シテ與力セズ、香西香東二  
 郡ノ兵四千人積ナレ、我カ境内ニ敵ノ入タル故ニ、子女ニ附テ巢穴ニ入

三好某十河城ヲ守  
長宗我部兵十河城ニ向



十河城兵  
籠城ノ用  
意ヲナス

十河城ノ  
要害

長宗我部  
氏ノ兵城  
ヲ圍ム

異國ニテ  
求メタル  
大鐵炮

シメ、藤尾ノ城ニ込ル者三千人アリ、其内伊勢ノ馬場合戰ニ千餘人、西光寺  
前合戰ニ千餘人手ニ合ヌレバ、城ヲ守タル兵千餘人バカリ、新手ナレバ、兵  
衆疲レテ、漸ク千餘人ノ兵ヲ三手ニ造シ、香西加藤兵衛、植松帶刀、其子左衛  
門、唐人彈正、片山志摩守等ヲ兵將トシテ東行ス、十河ノ城ニハ、西方ノ大兵  
向フヨシヲ聞テ、城中ノ兵衆ヲ減ジテ永籠城ヲ計、逞兵ヲ勝リテ一千人、三  
月糧ヲ積テ籠城ス、敵兵一萬餘人山田郡ニ入テ、秋毛ヲ刈、菽禾ヲヒイテ、人  
馬ノ食ヲ足シムル程ニ、幾日モナク野ヲ溝ミ、凡民ノ寄ベキ便モナク、四方  
ニ惑ヒ行ク事疎マシキ事也、十河ノ城ト云フハ、三方ハ深田ノ谷入ニテ、南  
平野ニ向ヒ大手口トス、土居五重ニ築テ堀切タレバ、攻ルベキ様モナシ、土  
性實ニシテ恰配ヲ不用切立ツレバ、堀ヲ越堀ヲ登ルト云事曾テ不成シテ、  
力攻ニ及バス、萬餘ノ兵衆篝火ヲ四方ヲ圍ミ、田ノ中ニ道ヲ築テ四方ヨリ  
攻口ノ用ヲナス、城中ニモ鐵炮多クシテ、四方ノ樓ヨリ放ツ程ニ、築通モ半  
途ニシテ止ヌ、香西氏ガ陣ハ、西ノ方テ城ニ並ビ、流出タル阜ノ尾ナリ、  
城ノ樓ト二丁バカリ有ナン、先年能島ト合力シテ、異國へ涉リタルトキ、求  
メ得タル大鐵炮二挺アリ、是ヲ運輸シテ、右ノ樓ニ仕掛ケ、段々ト放ケレバ、

前田甚之  
丞

寄手糧食  
缺乏ス

城兵ノ夜  
襲

樓傾敗シテ人影ヲ不見、ソレヨリ東西ノ攻口へ持行テ、玉藥ノ用アル方ヨ  
リ程ニ城中イタミ、外へ動クベキ用ナシ、内ニ守ルベキ方便モツキヌ、其中  
ニ前田甚之丞カ從<sup>(上脱カ)</sup>四方ノ陣ノ隙ヲ計リ、夜討シテ糧食ヲ奪取ル事數回也、  
或ハ旗ヲ取ラレ、或ハ兵具ヲ取ラレタル陣ハ數多也、八月中在陣シテ郡中  
ニ求ル糧ナク、國遠クシテ運送ノ用モ續サレバ、長陣モ不成シテ、兵士ヲ故  
郷ニ還シ、三千人ノ兵將ハ、千人止リ居ル也、九月廿六日、敵モ長陣ニ疲レテ、  
夜ノ守モ緩ク成、城中モ疲テ戰フベキ機力ナシ、三好隼人佐ヒソカニ前田  
甚之丞ヲ呼テ曰ク、敵方長陣ニ疲レテ怠慢アラント欲ス、此時諸手ニカマ  
ハズ、長曾我部ガ本陣ヲ窺ヒ、能キ隙ヲ以テ、夜討ノ親政ヲ討取ラバ、惣兵皆  
退散スベキ也、汝必ス能計ルベシト命ゼラル、故ニ數日ニシテ案内ヲ知り、  
我カ手ノ功者ノ竊盜二百人ノ内ヨリ、五十人勝テ内へ入り、百五十人ヲ三  
所ニ立、内ノ相圖ヲ以テ、外ヨリ攻入ル、其時内ニテ敵ニ紛レ、交テ撰伐ニス  
ル程ニ、頭分ノ者數人伐捨ケリ、闇伐シテ飯リシガ、多分ハ親政ヲ擊取ラン  
ト思ヒシニ、親政ハ遁レヌ、夜中ニ陣中騒動シテ、上ヘヲ下ヘト返セヒ、敵ハ  
夜討ノ達人ナレバ、其シホ知テ引取タル故ニ、一人モ死セズ、其後甚之丞、隼



天正十年八月二十九日

四二〇

人佐ニ告テ曰、謀ハ人智ニアリ、死生ハ人運ニアリ、此度親政ヲ不殺ハ、長曾我部氏ノ運ツヨキ故也、其得失ヲ計テ降參シ、三好家ノ運ヲ伸ベ玉ハ、智ト云ベキ也ト申スト也、○南海通記、土佐編年記事略、異事ナシ、但シ、南海通記ハ天正十一年ニ作ル、

〔香西記〕 讃州藤家香西氏略系譜

元清 又元載、駿河守、法名宗信、

好清 又佳清、伊賀守、法名宗可、

同十年八月五日、土佐兵襲來、則會戰而屢拒戰之、時西讚香川山城守信景整和議、竟諾而與于元親矣、

〔土佐國諸氏系圖〕 大西略系圖

久武

某 大西上野介室、齋藤下總守女、

天正十年七月廿日、豫州西長尾ニ集ル群將、長曾我部親政一千餘人、大西上野介一千餘人、中内源兵衛五百人、國吉三郎兵衛五百人、

二十九日、甲寅、德川家康、甲斐新府ニ在リテ、北條氏直ノ若神子ノ陣ニ對ス、是日、家康ノ部將大須賀康高、榊原康政等、氏直ノ豆生田ノ砦ヲ攻ム、松平家忠、マタ兵ヲ出シテ、敵陣傍近ノ禾ヲ取ル、

〔家忠日記〕

二 八月廿五日、庚戌、ふるい落候、

廿六日、辛亥、むゐい取出番、一日一夜番也、

廿七日、壬子、小口番當候、

廿八日、癸丑、

廿九日、甲寅、敵陣取近所あり、田候、雨降、

晦日、乙卯、

〔大須賀記〕

天正拾年六月廿八日、大須賀五郎左衛門大將分（康高）こて、岡部二（正樹）郎

右衛門、穴山衆、柴田七九、駿河小身衆、甲州へ打入申候、權現様、跡（康也）が七月廿七

日（康孝）こ御著被成候處、○家康、甲斐ニ入ルコト、北條氏直人數三萬五千餘（康孝）こ而、

信州へ發向被成候處、信府（新）こて御相陣（新）こ罷成候、權現様之御人數（新）こて、甲州

駿河衆加り、壹萬五千（新）と申候、敵陣之間壹里餘御座候所、敵方（新）を備を出し、苅

田竹木を取申候（康孝）こ依而、八月廿七日之晚（康孝）、大（康孝）り（康孝）を被遣候、大須賀五郎

左衛門、榊原式部大輔、石川日向守、久野三郎左衛門、内藤三左衛門、三宅惣右（康成）

衛門、本多豊後守、其外之衆、以上七頭參申候處（康孝）こ、步（康孝）こ而參候故、大將分者不

被參候、り（康孝）の指圖者、横須賀之者共功者（康孝）こ候間、横須賀衆下知次第（康孝）可

天正十年八月二十九日

四二一

氏直ノ兵 三萬五千  
家康ノ兵 一萬五千  
氏直ノ兵 田ヲ苅ル  
かまりノ指圖ハ横須賀衆ガ



功者  
氏直ノ兵  
柴ヲ生田ノ  
築クニ

二生十八日  
豆生田ヲ  
攻ムヲ切  
柵ヲ結ビ  
皂莢ヲ切  
込ム須賀  
大須賀康  
高須賀康  
政等豆取  
田ヲ奪生

岡本權之  
助若ヲ奪  
還ス

康政二十  
七日氏直  
破ノ伏兵  
ヲ直

康政伏ヲ  
設ク兵ヲ  
氏直ノ兵  
禾ヲ茹ル  
原田權左  
衛門

天正十年八月二十九日

四二二

仕之由、六頭之衆被仰付候(豆生田)、まめうと申在所に、まけこの内も取手をと、  
存之外人數多ク居申候由、聞付申こ付て、○寛永諸家系圖傳大須賀康高傳  
なれたるゆへ、諸將の兵士も、かれが案内にしたがひて、終に則御旗本へ御  
敵兵の眞目宇田の取出にある事を見しりて云々トアリ、  
注進申候之處、權現様御機嫌克明朝御馬可被出之由被仰出候付て、七頭之  
衆廿八日未明こ、まめうとの取出へ押寄責申候へ共、大柵を丈夫に結ひ、其  
間へさいうちの太木ひま切込、其上弓鐵炮きひしくうち申候こ付て、ま  
のしをうへ申候處こ、横須賀衆うらめ手か廻り、味方鎧多ク御座候へとも、  
其内鎧二本ぬきんで敵をきくゆし、則兩人鎧下之頸二ツ、同鎧脇之頸二ツ、  
其外の頸貳ツ、以上六ツ之内、横須賀之家中へ五ツ半、榊原式部大輔内へ半、  
是の横須賀衆、式部大輔衆相討し御座候故也、殘五手への頸壹ツを不參候、  
手も相申候衆者、權現様御前へ直こ參、一々こ被懸御言葉、御前こ而一々注  
文こ御付被成候、其跡へ七頭之衆、城へ亂入申候處、岡本權之助と申人大將  
分こ而、又城を乗返し申候、是の岡本半助親こ而御座候、其上御曖も罷成確  
水がとうげを切、御國定御座候而、互之御馬入申事、○大須賀家譜同ジ、寛永  
賀傳、寛政重修諸家譜大須賀康高傳、並ニ異事ナシ、

〔寛永諸家系圖傳〕

十四

榊原康政式部大輔

天正十年七月、康政、大權現ふ供

奉し、北條氏直と甲州新府小對陣の時、八月二十七日、康政敵のふせをきし  
兵をうちて敗走せしむ、○寛政重修諸家譜、榊原康政譜ニハ、大須賀康高等  
リ、

〔榊原家傳〕

○朝野舊聞哀  
藁二百四所載

天正十年壬午八月二十七日、甲州新府ヲ權現

様被爲責候時、康政公伏兵ヲ出、城中ヨリ馬草ヲ茹セ候ニ、騎馬三十騎程カ  
マリヲ出シ申候所ヲ、康政公家中ノ者共切掛リ候へハ、城中人數ハ引取申  
所へ、原田權左衛門鎗ヲ持テ突掛リ、鎗ヲ合セ申候、其節權現様、御陣ヨリ御  
一覽被遊、唯今權左衛門鎗ヲ合候者ヨ々々御意御座候、

〔譜牒餘録〕

二十八  
原田權左衛門

榊原虎之助家臣

覺

私祖父原田權左衛門と申者、權現様參州こ被成御座候御時、度々御戰場  
之御供仕候、

甲州武田と御一戰之時、於眞目宇田高名仕候由、

天正十年、權現様、甲州新府に御動座之節、一揆起、彼者共引取申時、權左衛門  
追懸橋ヲ越候處、敵間御座候こ付、鎧ヲ以突申候段被遊上覽、御褒美之上意

天正十年八月二十九日

四二三



天正十年八月二十九日

四二四

御座候由、○下

〔寛永諸家系圖傳〕

百五十四 久世廣宣三、四

氏直若御子御陣とり、大權現と

對陣せること二十日餘り、北條の兵、禾を荻とらんうゝめ、日々兵出出して、  
 豆生田の取手、茂樂、同月廿七日、七人の將より伏兵を設、大須賀康高これ謀主と  
 かりて、取手の動靜を見る、明日御出馬あるへきの仰り、其夜味方の陣中  
 騒動し、大半引退く、廣宣をよひ四人蹈止、諸軍を鎮翌日御出馬之時、七人之  
 内、輕兵、茂擇、先手とし、荻田の兵を追とらんとき、敵大軍を見て暫戰引退、  
 廣宣直ふ豆生田の取手をせむ、敵弓鐵炮をもつて稠射る、廣宣城ふ乗んと  
 して土居ふの將、敵八人出むらひ、廣宣と突合、此時味方相續敵これを見  
 て引退、廣宣是を追、時ふ野中六右衛門後紀州頼宣卿の病死、家ありて鏑をもつて廣宣と  
 突合、廣宣鏑を打落され、これをとらんとして、右を顧處を、野中鏑をもつて  
 鼻骨を突、振むらふ處を、又左に耳根を抜く、次は左の眼の上、泣き、土居  
 より突落し、上よりかさねく、時、廣宣右の手ふて野中う鏑の鋒をとり、  
 互に引合、其後左の手は鏑を取、刀を抜、野中是をみて鏑を取て引退、廣宣こ  
 れを逐、土居ふ登、又敵一人鐵炮をうまへ、土居乃内ふらり、一二間を隔是を

氏直ノ兵ヲ追テ  
 禾ヲ兵ニテ  
 豆生田ニ  
 伏兵ヲ設ケ  
 家康ノ兵  
 茂樂ノ兵  
 同月廿七日  
 七人ノ將ヨリ  
 伏兵ヲ設ケ  
 康高ノ謀主ト  
 成リテ  
 取手ノ動靜ヲ  
 見ル  
 明日御出馬  
 有ルヘキノ仰リ  
 其夜味方ノ陣中  
 騒動シ  
 大半引退ク  
 廣宣ヲヨヒ  
 四人ヲ蹈止ス  
 諸軍ヲ鎮  
 翌日御出馬  
 之時  
 七人ノ内  
 輕兵茂擇  
 先手トシ  
 荻田ノ兵ヲ追  
 トランとき  
 敵大軍ヲ見テ  
 暫戰引退ス  
 廣宣直ニ  
 豆生田ノ取手  
 トセム  
 敵弓鐵炮  
 をもつて  
 稠射ス  
 廣宣城ヲ  
 乗ントシテ  
 土居ヲヨヒ  
 八人ヲ出  
 ムラヒ  
 廣宣ト突  
 合ス  
 此時味方  
 相續シ  
 敵これヲ  
 見テ引退ス  
 廣宣是ヲ  
 追フ  
 時野中六  
 右衛門  
 鏑ヲ  
 取テ廣宣  
 ト突合ス  
 廣宣鏑ヲ  
 打落サレ  
 これヲ  
 取ラんと  
 シテ右ヲ  
 顧ミ  
 野中鏑  
 ヲ取テ  
 廣宣ト  
 互ニ引  
 合ス  
 其後左  
 ノ手ハ  
 鏑ヲ取  
 テ刀ヲ  
 抜キ  
 野中  
 是ヲ見  
 テ鏑  
 ヲ取テ  
 引退ス  
 廣宣  
 此レヲ  
 逐ク  
 土居  
 登リ  
 又敵  
 一人  
 鐵炮  
 ヲ射  
 ヲマ  
 へ  
 土居  
 乃内  
 歩  
 行  
 一  
 二  
 間  
 ヲ  
 隔  
 テ

菅沼兵藏

家康廣宣ノ戦功ヲ賞ス

くあつ、廣宣う脇の下をとほり、久代某う腰を打貫く倒伏、廣宣かへり見、  
 敵を逐く城の内ふ入、又敵一人鏑をもつて廣宣を抜りんと、時ふ鏑をも  
 へす、故に持所乃刀をさしをた、すて鏑をむらひこれとへらひ、其敵を突  
 倒し、首を掻きまると刀なし、土居乃きとよかへり、件乃刀を取時、敵起立て  
 廣宣は馳むらひ、數刻相戰といへとを、面乃疵より血なり、遂て眼明なら、  
 故は土居の下ふ退く、久代某も死して敵はむらひ、勇をあらはす、故は敵  
 引退、廣宣頻ふ件乃敵を追、又敵一人廣宣ふせむらひ、抜せめた、らふ、是  
 を討く首を取、城外ふ出る時、一千餘騎の兵競來、味方菅沼兵藏敵の來とう  
 へらひ、柵をこえて走りそらんと、廣宣は數ヶ所疵をうらふる故は、敵の  
 備は入紛さるへし、若うあてす討死せんといふ、兵藏是を聞すてうらた  
 へよりて、後より去らひ來、漸ちうつきてこれををを味方あり、廣宣これ  
 より大權現の御前ふ參し、討取所の首を獻、廣宣深手を負ふふよりて、大  
 久保次右衛門忠佐これを抱、伯父内藤十右衛門、廣宣う太刀をもち後候、大  
 權現、石川伯耆守敏正を召、仰ふいとく、廣宣う父勇者長登ふり、去られとも若年まで  
 討死、これ祖父平大夫に似らりと、のまひ御感斜ならず、かふしけなく

天正十年八月二十九日

四二五



天正十年八月二十九日

四二六

も御手洗りら、藥を廣宣り鼻の疵よつけまふ、まゝ外科山本上林○武德年集  
琳○小林昌を召廣宣り鼻おちさるやうに、療治をくまふへきの旨仰付らる、  
成○上下略酒井忠次等、乙骨ヨリ若神子ニ退キ、氏直ト對陣スルコト、及ビ廣  
宣○長久手ニ秀次ノ兵ト戰フコトニカ、ル、本月一日ノ對陣及ビ十二年四月  
九日ノ條ニ收ム、寛政重修諸家譜久世廣宣譜異事ナシ

〔寛永諸家系圖傳〕

七十 坂部廣勝三 までふまゝ氏直若御子ニ陣ど

り、大權現と對陣する事廿日あまり、北條氏刈田の爲、日々兵を出し、且豆  
生田れとり出をかまふ、同月廿七日、諸將相議して伏兵をまうらんと、大  
須賀こせが謀主より、きてよして仰ふ、明日御出馬あるべきとあり、翌日、御  
出馬れ時、輕兵をえらひて先手とし、刈田の兵を追しむ、刈田れ兵えばらく  
さうふといへとも、敵れ大軍あるをみてひきえりぞく、此時廣勝軍功あ  
り、稻垣彌六うさとしよあててこせをみま、○上下略、忠次、若神子ニ退キテ、  
長久手ニ戰フコトニカ、ル、本月一日、及ビ十二年四月、  
九日ノ條ニ收ム、寛政重修諸家譜坂部廣勝譜異事ナシ

渥美勝吉

渥美勝吉源五 同十年、甲州豆生田にをひく、大權現、勝吉をしく伏兵れ將  
となさまむる時、首四級を得より、其一級り勝吉是をとる、○上略

服部正吉

〔寛政重修諸家譜〕

千三百七 服部正吉和泉守 今の呈譜重好に作る、蘆田右

衛門佐信蕃にけりへ、天正十年、東照宮、北條氏直と甲斐國若神子に御對陣  
のとき、氏直、豆生田ふ砦を築き、兵士をしておせ、汝をらしむ、味方乃兵、禾  
を刈捨むうため、彼地ふ出張をぬれ、とき、正吉も其列よあて、富戰功をあら  
いせ、

石原重宗

〔寛政重修諸家譜〕

六 石原重宗孫助 武田信玄をよび勝頼につかへ、蘆

田右衛門佐信蕃が手に屬す、天正十年、東照宮、甲府に御出馬のとき、信蕃に  
したがひ、御麾下に參りて、軍忠を勵し、豆生田合戦のときも軍功あり、のち  
信蕃が男松平修理大夫康國、其子右衛門大夫康眞にしたがひて、上野國藤  
岡にあり、

大久保忠

〔寛永諸家系圖傳〕

四十 大久保忠豊喜六郎、○同十年、甲州新府合戦○

高名

忠直○甚左衛門尉 同十年、甲州新府ふをひて、北條氏直と御合戦のとき、敵  
兵をうちとる、○忠豊及ビ忠直、戰功ヲ立ツルコト、日次詳ナラズ、  
後ニ掲グル武徳大成記ニ據リテ、姑ク茲ニ收ム、

○康高、康政等、豆生田ヲ攻ムルコト、日時詳ナラズ、家忠日記ノ家忠禾

天正十年八月二十九日

四二七

同忠直



ヲ刈ルコトニ併セテ、姑ク本日ノ條ニ收ム、

〔參考〕

〔神君御年譜〕ニ 八月廿九日、吾兵至敵地而苜稻、敵自豆生田出而襲之、吾

前隊與敵戰、敵敗北、吾兵追之、終破豆生田砦、○創業記考異、御年譜、微考大抵同ジ、

〔家忠日記增補〕七 八月廿六日、大神君松平主殿助家忠ニ命メ、新府ノ向

城ヲ守ラシメ給フ、

廿七日、新府中ニ陣スル御味方ノ諸將等、相議メ、各謀者ヲ遣シ、竊ニ敵陣ヲ

窺カハシム、大須賀康高ガ軍士、是ニ馴タル武功ノ者アリ、諸將ノ謀者彼ヲ

先トノ敵陣ヲ窺フ、敵大豆生田ノ砦ニ在ル事ヲ見テ、歸リ來テ、此由ヲ告ル、

是ニ依テ、大須賀康高、神原康政ヲ先陣トシ、諸將兵ヲ發メ、大豆生田ノ砦ヲ

襲フ、敵拒ギ戰フト云ヘドモ、御味方ノ兵進テ是ヲ攻撃ツ、遂ニ大豆生田ノ

砦ヲ破テ、多ク首級ヲ得タリ、

廿九日、松平主殿助家忠、新府ノ向城ヨリ輕卒ヲ發メ、苜田ス、吏士ヲメ敵ヲ

押ヘシム、敵敢テ是ヲ拒グ事ヲ得ズ、

〔武德大成記〕十一 豆生田合戰ノ事

二十九日  
豆生田ニ  
戰フトノ  
說

二十七  
日  
康高  
等  
豆  
生  
田  
ニ  
戰  
フ  
ト  
ノ  
說

二十九日  
家忠  
未  
ヲ  
苜  
ル

家康ノ兵  
禾ヲ刈テ  
豆生田ニ  
出ヅ  
氏直ノ兵  
之ヲ襲フ  
家康自ラ  
兵ヲ率ヒ  
テ戰フト  
ノ說

徳川氏戰  
功ノ諸士

豆生田砦

氏直、砦ヲ豆生田ニ築テ、兵士ヲシテ是ヲ守ラシム、味方ノ兵禾ヲ刈捨ンタ

メニ、豆生田ニ出張ス、敵兵急ニ是ヲ撃テ殆ド危シ、久世三四郎廣宣、フミ留

テ防キ戰フ、神君事ノ危ヲキ、給テ、自ラ兵士ヲ率テ是ヲ援ケ玉フ、大久保

五郎左衛門、神原式部大輔、酒井左衛門尉、大久保七郎右衛門、石川長門守、本

多豊後守、岡部次郎右衛門先陣タリ、小田原勢大軍ヲ見テ引退ク、久世三四

郎馳セ進デ、野中六右衛門ト鏖ヲ合セ、疵ヲ蒙ル事數箇所、深ク柵内ニ入り

首級ヲ獲タリ、久松某、菅沼兵藏等フルイ戰フ、木内忠左衛門蕃正、服部和泉

守正吉、依田肥前守、○武德編年集、信政トアリ、小林理右衛門重吉、櫻井仁兵衛久忠、大久

保喜六郎忠豊、大久保荒之助忠直、石原孫助重宗、坂部三十郎廣勝、原田權左

衛門モ軍功アリ、小田原ノ兵士防ギ戰ヒガタクシテ退ク、大久保次右衛門、

久世三四郎ヲ抱テ、神君ニ謁見セシム、神君其功ヲ感シ給テ、藥ヲ出シテ是

ニ授ケ、且ツ彼ガ父祖ノ武功ヲ説テ賞美シ給フ、○朝野舊聞、哀藁所收、

〔甲斐國志〕四十七、北巨摩郡、逸見筋、十大豆生田砦、若神子ノ東南拾四五町ニ

テ、中間ニ玉川ヲ隔テタリ、天正十年、壬午ノ時、北條方ヨリ砦ヲ構ヘタル處ト云、土堤

堀ノ形チ多ク存メ、疆域廣ク、砦ノ中ニ民舍アリ、里人云、當筋ニ七屋敷ト云



天正十年八月二十九日

四三〇

アリ、此レ其一二テ、藤卷伊豫守居之、今ニ問銷ノ井、他屋ナト云名ヲ存セリ、  
藤卷ノ事ハ士庶部ニ詳ナリ、

上杉景勝、越後新發田城主新發田重家ヲ伐タントシテ、上野原ニ抵ル、  
是日、穴澤鷹待城主穴澤忠長ニ書ヲ遺リ、色部城主色部長眞等ノ兵ヲ糾  
合シテ來會セシム、

〔上杉年譜〕

景勝七

八月

二十九日、公信州ヨリ御納馬有テ、重テ新發田表

ヘ御進發有テ、重家カ逆心ヲ討罰アルヘキ旨仰出サル、幸ニ篠岡ニ相越、飛  
脚ニ御書ヲ副ラレ、今日巳ノ刻、安田ヨリ上野ト號スル地ニ御出馬有テ、明  
後日ハ新發田ノ館際マテ押詰ラルヘキ間、其軍配怠ルヘカラス、色部修理  
大夫、大川駿河守カ從兵ヲ彌催促シ、速ニ參陣アルヘシ、コレニ依テ、穴澤鷹  
待城主穴澤善左衛門忠長下シ賜ル、其御書云、

先達而兩度如申通、路次不合期之條可爲遲々候、篠岡之飛脚幸之條令馳  
一翰候、兼日如申遣、自信州納馬、則新發田爲對治出馬、今日巳之刻、安田至  
于號上野地、令出馬候、明後日者館際迄押詰、先近邊成黑土、其上急度可及  
擬候、色部、大川以下有催促、早々參陣尤候、謹言、

八月廿九日

景勝

穴澤善左衛門殿

○景勝、重家ヲ伐タントスルコトヲ長眞等ニ報ズルコト、本月一日ノ  
條ニ見ユ、

〔參考〕

〔管窺武鑑〕

四

景勝公越後蒲原郡へ自信州被寄御馬事

第一、景勝公、今度ノ一亂ニ付テ、柴田ヘノ御手遣御延引、八月四日、信州海津  
城ヨリ直ニ御出馬、野尻迄御著、五日ニハ、春日山城下ノ町ヲ押通、東道七  
里行、府中ニ御著、コ、ニテ御供衆ノ内、柴田近邊ノ面々ニハ御暇被下、日  
限ヲ被仰定、御先ヘ差遣之、景勝公ハ府中ニ六日御逗留、十一日ニ發崎ニ  
御宿陣、ソレヨリ柏崎、出雲崎、三條、菅野ニ御宿陣、十六日、杉原城ヘ被爲入、  
十七日寅刻、城主杉原左近將監案内トシテ、柴田、井地峯、池ノ端、三ノ敵城  
ノ間ニ、堅固御陣取被成、敵城御巡見也、扱又敵疲勞ノ御手遣トシテ、二組  
充番代ニ毎日刈田放火働被仰付トイヘ共、敵一度モ不出、味方モ小勢故、  
城ハ御攻サセ不被成候、

天正十年八月二十九日

四三一

景勝海津  
ヨリ越後  
ニ還ル

十六日杉  
原ニ入ル

重家ノ兵  
ヲ出テ



景勝陣ヲ  
撤ス

重家ノ兵  
景勝ノ歸  
路ヲ襲フ

杉原左近  
ノ戦死

天正十年八月二十九日

四三二

第二、被寄御馬次而ナレハ、敵城御攻可被成トノ御觸アルヲ、宿老衆、此度ハ打續長陣ニテ、諸勢殊外勞倦仕候間、先々被納御旗可然候、イツ迄被捨置候テモ、柴田事ニ候ヘハ、爲差事非可仕出ニ候ト御諫申上ル、口傳、景勝公被仰付、十月廿七日ノ曉、刈集メタル稻秣陣屋等ニ火ヲ掛、陣拂ノ節、風アツテ様子能其烟下ヲ引揚ル、殿備所ノ案内者ナレハト、達而望ニヨツテ、杉原左近被仰付、其日卯ノ刻許小荷駄ヲ先ヘ繰、一里半許押行時、俄ニ天氣替リ、雨雪夥風烈吹テ、東西不分、諸備ノ火繩ノ火モ消、御持筒七十五挺、百騎ノ笠著タル衆許火ヲ不消シテ持タリ、口傳、此時柴田忍來リ、山手ヘ付テ能見切、山手ヘハ歩卒ヲ用、本道ヘハ柴田カ兵何歟三千許、関ヲ作、突懸テ喰留ル、杉原備ヲ立攻テ能切拂、繰引ニ依テ、春日山衆放生橋ヲ越ル、杉原一入精ヲ出シ、敵ヲ防處ニ、敵山手ノ兵ト一ツニ成テ、無二無三ニ切懸ル、杉原内ノ小原雅樂、小反シテ敵一騎討取之、是ニ續テ、廿六七騎反シテ防戰トイヘ、敵猛勢ニテ追立ラル、故柴田乘勝テ競來ル、杉原自身取テ反シ、六七町程押返シ、數多討取處、柴田、井地峯兩人我旗本ヲ以、兩手ニ分、跡ヲ取切故、杉原一足モ不引討死ス、直江ハ殿備ノ二之手ナレ共、二

藤田信吉  
ノ奮戰

上條宜順

之見ヲ入事不成ハ、其所反セハ、味方ノ右ハ山、左ハ水田深シ、放生川ハ狭<sup>（坂カ）</sup>レ、谷川ニテ、峯高ク底深ク、岩石多、働自由不成、柴田方ハ彌競テ喰留ル、直江請取テ防トイヘ、右ノ通節所ニテ、風雨ハ味方ヘ吹懸ル、敵ハ案内能知、殊杉原ヲ討取テ競進、景勝公御旗本ヲ以テ、敵ヲ可被追拂トテ、持セ給フ片鎌ノ御持鍵ヲ取テ、既ニ乗出給フ時、沼田浪人藤田能登守走寄テ、<sup>（信吉）</sup>御馬ノ口ニ絶リ付、唯今柴田ヲハ追拂可申處ニ、輕々敷御事勿體ナシ、某參見積可申候、我々討死仕テノ以後ハ、兎モ角モ御分別次第也ト申テ、御馬ノ口放ツナト、手明衆ニ堅申付、藤田采拜ヲ取テ、上野ヨリ附來タル士八十三騎、外手明ノ者廿五人ニハ長柄ヲ持セ、足輕或ハ長柄鍵持等ヲハ、御旗本ノ役者衆ニ預ケテ殘シ置、手明ノ長柄ニ騎馬十人計交テ先兵トシ、殘士ヲ我旗本ト定テ、山手ヘ押立、山手ノ敵ヲ乘割、本道ノ敵ヘ横合ヨリ関ヲ作り、一度ニ乗入、一度ニ居リ敷、敵少シ猶豫スルヲ以テ、藤田手先ヘ敵ヲ請取、是ハ敵直江衆ヲ追立テ、直江モ敵ヲ僞引テ、廣ミニテ守反サ<sup>（上條宜順）</sup>ント仕ル處ナレハ如此、又<sup>（上條宜順）</sup>島山モ山手ヘ付テ、藤田如ク関ヲ咄ト作り、太鼓ヲ早メカ、ルヲ以テ、敵彌足次亂ル、其度ヲ不透、藤田自身鍵ヲ取、眞

天正十年八月二十九日

四三三



天正十年八月二十九日

四三四

萩田主馬

先ニ進ミ、敵ヲ一騎突落シテ、魚津賀門右衛門ニ首ヲ取セ、味方ヲ下知シテ切立ル、跡ヨリ畠山差續ク、直江モ備ヲ立堅入替ラントスル故敵敗北ス、放生橋ヲ追留トシテ八町餘追討シテ、擊取首數三百有餘ノ内、八十六藤田手へ擊取之、其外放生川谷路へ倒落テ死スル者多シ、又藤田山手へ勤ヲ見テ、安田、泉澤ヲ初テ、山手へ切懸リ追崩シテ、首數百六十討取之、頃日迄松平越後守殿所ニ罷在、萩田主馬モ、此山手ニテ人ヲ擊タリ、其外所々ニテ取タル追首共ニ、諸手ノ首數雜兵共ニ合五百七十餘、味方討死四百餘、就中老功ノ士大將杉原左近討死也、

附リ、敵ハ味方放生川(ニカ)ヲ追留リ候ヲ幸ト悅、早々城々へ退也、

第三、右藤田攻合ノ少前ヨリ、天晴候故、此競ヲ以テ、敵城へ可被取懸ト被仰出御奥意、宿老衆達而制止申、口傳、然故被納御馬、山手へ備ヲ分テ押ス、本道ハ小荷駄ヲ押、小荷駄ノ殿リハ、藤田能登守承之、小荷駄奉行兩人ハ、丸田周防、山岸右衛門也、山手ノ跡備ハ、泉澤河内也、霜月二日、春日山へ御歸陣、五日ヨリ七日御能被仰付御機嫌ヨシ、

附、愚父(實目定吉)舍人助モ、藤田ト連其場へ參、委見覺候、十四歳ノ幼時故、軍功ハ

景勝春日山ニ歸ル

信吉吉江氏ノ後ヲ襲グ

ナシ、

第四、藤田抽忠勤御感狀賜、本書不寫留候、初極月吉江喜四郎後室ヲ、藤田妻ニ縁組被仰付、吉江一跡長嶋城共ニ被下之、(正一月)閏極月朔日婚禮相濟、喜四郎役義ノ通七手組ノ頭、剩先手ヲ藤田ニ被仰付、藤田手前二百五十騎、與力五拾騎、合三百騎之士大將也、

附、吉江喜四郎ハ、謙信公代ヨリ武功ノ士大將、當春越中魚津城加勢ノ大將ニ參、討死仕、男子一人四歳、其姊一人アリ、四歳ノ男十五ニナリ候ハ、別ニ吉江ノ跡ヲ可被下間、其内、藤田モリ立候へト被仰付、名ハ長滿ト云、十四歳、天正二十年、越後頸城郡ニテ領知賜リ、喜四郎ニ成、十九歳ニテ卒、前書ニ記之、此書末ニモ記之、

第五、杉原左近將監討死故、杉原城其近邊ノ衆番手ニ居ル、然ルニ左近親類ニテ、家老仕細越將監ト申者ニ、杉原衆ヲ被預、直ニ杉原城ニ被差置候、此細越方へ柴田因幡ヨリ、當方へ隨心候ハ、杉原城ハ勿論、其外ニ立身サセ、運ヲ開候ハ、可應其望旨誓詞ヲ認、柴田ノ地下人才覺ナル者ニ持セ越候、細越領掌シ、初ノ極月中比柴田衆ヲ引入、番手衆ヲ過半討テ、杉原城

天正十年八月二十九日

四三五

吉江喜四郎ト其子孫

杉原城ノ始末

重家杉原城ヲ誘降ス



天正十年八月三十日 是月

四三六

ヲ渡ス、柴田即細越ニ城ヲトラセ、釧持市兵衛、梅津宗山兩人ヲ指加テ、杉原城ヲ柴田ヨリ持堅ル也、

三十日、乙德川家康、木曾義昌ヲシテ、信長加恩ノ信濃安曇、筑摩二郡及ビ其本領ヲ安堵セシム、

〔古今消息集〕五

今度從信長公被遣候あつミ、つくま兩郡之儀、并貴所御本領事、聊以不可有相違、彌無二御入魂肝要候者也、仍如件、

天正十壬卯等ノ書入ナルガ如シ、ハ、後

八月晦日

家康御書判

木曾殿

○家康、佐久郡ノ人質ヲ還サンコトヲ義昌ニ求ムルコト、八月九日ノ條ニ見ユ、

是月、北畠信雄、舊ニ依リ、尾張雲興寺、大隆寺并ニ末寺、及ビ曼陀羅寺等ニ禁制ヲ下ス、

〔雲興寺文書〕〇尾

禁制

〔東海傳〕  
白坂 雲興寺

- 一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉之憂、
- 一 於境内殺生并寺家門外、伐採竹木借宿事、
- 一 祠堂物買得寄進田地、雖爲本人子孫、不可違亂、次直江龍源寺直心庵、不可有相違之支、
- 一 准總寺庵引得之地、門前棟別人夫諸役等相懸入、譴責使支、
- 一 於國中渡諸役所之事、
- 右代々任先判之旨、諸役等令免除訖、若於違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾年八月 日

信雄〔花押〕ハ〇コノ花押、

定

大隆寺并末寺

〔張州雜志抄〕

十七龜白山 海東郡津島

- 一 猥爲下不可剪採竹木之事、
- 一 不可有新儀之諸役事、
- 一 祠堂田畠等不可有違亂事、

天正十年八月是月

四三七

墨印ノ花押



天正十年八月是月

一下々寄宿并殺生不可在之事、  
一理不盡使不可入之事、  
右條々、信忠判形旨不可有相違、若違亂之族、忽可處嚴科者也、仍下知如件、

花押(北信清進)

天正拾年八月 日

〔尾張曼陀羅寺記錄〕

禁制

曼陀羅寺(葉栗郡)

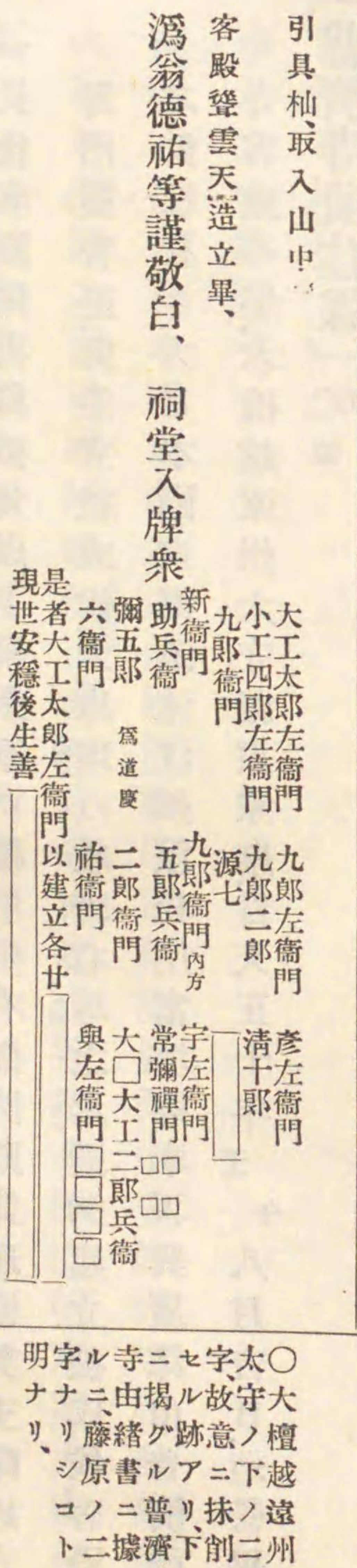
寺領内ニ  
一向宗ノ  
道場ヲ置  
クヲ禁ズ

一伐採竹木事、  
一殺生事、  
一祠堂買德(傳)寄進田地令違亂事、  
一寺領百姓以下新儀諸役之事、  
一於寺領内諸奉公人、並一向宗道場居住ノ事、  
右條々任先判(之旨取カ)若違背之族、可加成敗者也、仍下知如件、  
天正十年八月日  
御判〇此下ニ、信雄  
花押ヲ寫ス、  
德川家康、遠江普濟寺ノ客殿ヲ再興ス、尋テ、家康ノ臣稻垣長茂、牧野康  
成モ亦各、衆寮、庫裡ヲ再興ス、

〔普濟寺棟札〕

江〇遠

前住分出錢、同塔主分出錢、同衆僧出錢、并信俗男女等勸進、就其者舜總藏主、去巳年九月從半、許多  
作材木取、晨峨々登峰、頂擬良材、昏深々下、洞底用勞、頻也、如此五十日有餘、以此功作今□□□□  
大日本國東海道遠江州濱松庄富塚郷奉再興廣澤山普濟禪寺客殿一字、住持西來院傳法沙門  
大檀越遠州太守□□家康 大工太郎左衛門 小工四郎左衛門  
皆天正十年午八月吉日造營畢、隔庵求出錢



〔普濟寺由緒記〕

江〇遠

一當山之儀、後鳥羽仙院之皇胤なる故、家康公御  
在城之時、他ニ異ナク御崇敬故、當寺一山之禁制、箇條書御直筆之御華押  
迄被下置、御志護法、不淺御座候得共、一時不得止爲御城御要害、元龜三  
天正十年八月是月

開祖寒巖  
義尹ハ後  
鳥羽天皇  
ノ皇胤ト  
ノノ皇胤ト  
ノノ皇胤ト



家康三方  
原役ノ時  
普濟寺ノ  
諸堂ヲ燒

天正十年八月是月

四四〇

藤原家康

年三方原御對陣之節、瀧翁和尚と以御密談、諸堂燒却被爲遊度旨御頼有之、御治世之後御建立被爲成下之御誓約故、任其上意、七堂并塔司十三ヶ寺一山不殘燒失致候由申傳候、

一其後客殿御再興被爲成下候、衆寮ハ稻垣平右衛門殿爲珊瑚梢契玉、齡延貞壽兩靈菩提、御造立被成候、大庫理ハ牧野右馬之丞殿御建立被成候、客殿之御棟札ニ、大日本國東海道遠江州濱松庄富塚郷、奉再興廣澤山普濟禪寺客殿一字、大檀越遠州大守藤原家康、皆天正十年<sup>壬午</sup>八月吉日、造營畢、

〔普濟寺前往牒〕<sup>江〇遠</sup>

月窓派<sup>從天正九年</sup>當山前住西來院瀧翁德祐 繼勤  
至天正十年<sup>壬午</sup>

天正十年八月吉日、德川家康公客殿建立之棟札、

月窓派<sup>從天正十年</sup>當山前住西來院瀧翁德祐 繼勤  
至天正十一年<sup>癸卯</sup>

稻垣長茂  
衆寮ヲ再  
建ス

天正十一年、稻垣攝津守衆寮再建、

誓海派<sup>從天正十一年七月廿八日</sup>當山前住圓通寺代住豐場 勤之  
同十二年<sup>甲申</sup>

牧野康成  
庫裡ヲ再  
興ス

天正十二年、牧野備前守大庫裡再興、

〔參考〕

〔普濟寺棟札〕<sup>江〇遠</sup>

奉造立客殿壹宇、

南閭浮提大日本國東海道遠州路濱松庄富塚郷廣澤山普濟禪寺者、吾華藏<sup>榮茂</sup>大和尚開闢之靈場而、勸請法王禪師之名區也、中遠甲對陳之頃、東照大權現預約住持曰、若許燒伽藍充戰場、有待我報汝矣、住持諾、仍燒焉、開陳之後、天正拾年<sup>壬午</sup>八月、大權現不食言再興、以革新諸堂、一派世以爲榮者也、但道俗之資助工役之勤勞、幸有舊時之梁札、今不暇<sup>榮茂</sup>牧舉、爾來年代深遠、而堂宇盡腐朽、雨侵佛軀、風拂眞影、嗚呼誰不嗟歎焉、于茲十三派下之耆宿不忍見焉、群義一

家康再興  
客殿腐  
朽ス

貞享ノ棟  
札

天正十年八月是月

四四一



天正十年八月是月

四四二

決、而隨其豐儉出金若干、殊設一軸之化疏、或門葉或檀家、偏扣門々戶々、募粒米半錢之功、適月窓派下延命幻寄、兼中圓頭陀住于當山之日、取材於木會、浮船於尾海、鳩工課夫、粵天林西來宗源二三之古宿、曳石搬土、其勞不可勝計、就中當鄉隣村日出役夫、濟々蟻行、區々鱗連、可謂爲勤也、今也落成功滿之日、一十三派之諸老、聚會于當山、前宵執行懺摩法一座、朝來轉讀大般若全部之次、經行一匝、以致供養之誠、伏冀上梁之後、柱石堅硬、棟梁不傾、特願山門鎮靜、檀屋永盛、次助緣之緇素、隨喜之貴賤、現在蒙無比之娛樂、當來生不退之淨域、矣如上之爛葛藤、書以充于上梁之文者也、

貞享二乙 丑 歲六月吉辰

幹事 延命寄生當寺現住 兼中圓 謹誌焉

圓通寺 存盛 福庄寺 應逸

楞嚴寺 文英 法藏寺 淳東

新豐院 峯前 宿蘆寺 英積

龍泉寺 雄閑 常光寺 東石

萬松寺 順梁 天林寺 揚堂

寶鏡寺 宣揚 西來院 重播

妙嚴寺 北辰 宗源院 養悅

大工 桑原源右衛門勝元

小工 山崎重左衛門則重

〔普濟寺前往牒〕江〇遠

當國上嶋 西來院代住 此住客殿再興畢、  
月窓派當山前往延命寺兼中重圓 勤之  
(貞享) 同二乙丑年夷則廿八日

普濟寺大殿再興、此年正月十一日普請始、六月十三日造畢、

天正十年八月是月

四四三



天正十年九月一日

九月丙辰朔

四四四

一日、丙辰德川家康、甲斐ノ士窪田正勝、山本忠房ニ、各同心ヲ還付シ、給分諸役免除等舊ニ仍ラシム、尋テ、多田正吉等ノ本領ヲ安堵シ、或ハ新知ヲ給ス、

〔古文書〕

○窪田 記録御用所本

窪田助之丞正勝拜領、同辨次郎正永書上、

東照宮御判物、

同心三拾五人之分、如前々令還補訖、若於難澁之輩者、披露之上可加下知、兼又給分、陣扶持、夫丸屋敷、名田、被官人并諸役免許等之事、如年來不可有相違、以此旨、可勵奉公狀如件、

天正十年

九月朔日

窪田助之丞殿

成瀬吉右衛門尉

日下部兵衛門尉

奉之

〔御庫古文書纂〕

○山本 鐵次郎所持

權現様御朱印寫、

同心貳拾人如前々令還補畢、若於難澁輩者、披露之上可加下知、兼又給分、陣

給分  
陣扶持  
夫丸  
名田  
被官人  
成瀬正一  
日下部定吉

扶持、夫丸屋敷、名田、被官人并諸役免許等事、如年來不可有相違、以此旨、可勵奉公之狀如件、

天正十年

九月朔日

御朱印

成瀬吉衛門尉

日下部兵衛門尉

奉之

山本彌衛門尉殿

〔古文書〕

○多田 記録御用所本

多田三八正吉拜領、同三八正峰書上、

東照宮御判物、

甲州鎮目内百貫文、板垣内拾八貫文、押越拾貫文、増利内五貫九百文、下桑原拾貫文、并被官、夫丸屋敷等事、  
右爲本領之由言上之旨、所宛行不可有相違、以此旨、可抽軍忠之狀如件、

天正十年

九月二日

安部善九郎

奉之

多田三八殿

〔古文書〕

○横地 記録御用所本

横地彌三元貞拜領、同左門安澄書上、

東照宮御判物、

天正十年九月一日

四四五

安部正勝



天正十年九月一日

四四六

甲州長塚分七拾貫文、右見出分貳拾貫文、同餘部分貳貫文、小河内貳拾三貫文、長坂清四郎手作分等之事、

右爲本領之由言上之間、夫九共、如前々不可有相違、以此旨、可存忠信之處(狀脱之)如件、

大久保忠泰

大久保新十郎(忠泰)奉之

天正十年

九月三日

横地彌三殿(元貞)

〔古文書〕

○水上六郎兵衛利光拜領、同帶刀正相書上、

東照宮御判物、

甲州中條之内貳百貫文、信州小松貳百貫文事、

右爲本領之由言上之旨、不可有相違、以此旨、可存忠信之處如件、

天正十年

九月五日

水上六郎兵衛殿(利光)

安倍善九(善九)奉之

〔古文書雜纂〕

甲州相田貳拾九貫文、下河原柳内壹貫六百文、信州小野五拾貫文事、  
右爲本領之由言上候間、不可有相違、以此旨、可存忠信候狀如件、

天正十年

九月五日

山本十左衛門尉殿(德川家康)

安倍善九(善九)奉之

〔譜牒餘錄後編〕

三十七丸山源兵衛

處士之上

會祖父丸山市正、武田信玄奉公仕罷

在候、其後天正十年、大權現様甲州江御入國之時分、市正被召出、松平玄蕃助殿、内藤三左衛門殿を以、市正之本領被下置、御朱印頂戴仕候、略中

甲州窪八幡内七貫五百文、信州田子江三拾貫文、并扶持六貫文事、  
右爲本領之由言上候間、不可有相違、以此旨、可存忠臣之狀如件、

天正十年

五月五日

御朱印

丸山東市佑殿

〔古文書〕

○大木才兵衛親照拜領、大木才兵衛親慈書上、

天正十年九月一日

四四七

松平清宗  
内藤信成



天正十年九月一日

四四八

大木郷  
紺座

東照宮御判物

甲州大木郷之内七貫五百文、中郡紺坐(座)五拾貫文、南條内五貫文、棟別貳間免許、并知行付被官等、其外名田事、右爲本領之由言上之旨、不可有相違候、此旨可抽戰功之狀如件、

天正十年  
午壬

安倍善九  
奉之

九月七日 御朱印

大木初千代殿

〔家忠日記増補〕

八

九月十九日、曾根平太夫カ忠死ニ依テ、其子松千代ニ、

大神君、大久保忠隣、成瀬一齋ニ命ノ采地ヲ賜ル、

甲州曾根堀内分、慈照寺寄進共ニ四十貫文、駿州改替慈照寺分之内十二貫文、并名田、被官等之事、右父平太於中(山梨郡)收令討死之條、本領不可有相違者也、仍如件、

九月十九日

大久保新十郎

曾根松千代殿

成瀬吉右衛門  
奉之

小石和郷

〔齋藤文書〕

藏〇武

甲州小石和郷七拾五貫文、并夫九貳人、被官等之事、右爲本領之旨言上候間、被下置之候、彌以此旨、可抽忠節之旨、被仰出候者也、仍如件、

天正十年

井伊兵部少輔  
奉之

午 九月十五日

福徳印文

大森主税との

〔古文書〕

岩間

〇記録御用所本 岩間善九郎正明拜領、今福伊織勝巳書上、

甲州市部内五拾貫五百文、未丸貳人、(夫カ)但此内壹人、佛陀寺之内廿五貫文、宮分八貫文、雜田庵分壹貫貳百文、藤敷雜司四貫三百文、東昌院分三貫文、春日屋敷壹間、并村上與右兵衛分三拾五貫文、棟別七間門内之諸役免許、信州野溝平田村井庄之内六百俵、名田、被官等事、右爲本領之由言上之間、所宛行不可有相違者、守此旨、彌可抽軍忠之狀如件、

天正十年

大久保新十郎  
奉之

天正十年九月一日

四四九

井伊直政



天正十年九月二日

九月十九日 御朱印

岩間善九郎殿

○家康、甲斐諸士ノ本領ヲ安堵シ、河野通重ニ同心ヲ還付スルコト、八月七日ノ條ニ見ユ、

二日、信濃松本城主小笠原貞慶、金松寺ニ寺領ヲ寄ス、

〔信陽玉證鑑〕

五 金松寺所持

西牧北條之内、定納五拾貫之所進置候、尙以兔川寺主馬助、肥前守、可申上者也、仍如件、

天正十年

九月二日

貞慶(花押)

(南安縣郡) 金松寺

〇川邊氏 舊記同シ、

長宗我部元親、足利義助ニ馬ヲ遺ル、

〔蠹簡集竹頭〕

此馬小銘(傳)と申、隨分引廻し、乘心地能候、御召料可然候、猶圓光寺、北村賢齋可申候也、

天正十年九月二日

元親

(義助) 足利殿

〔平島記〕 當國ノ太守達拙家ヲ憐ミ給事

天正十年ノ秋、元親又當國(河野)江打入、勝瑞三好存保ヲ責順エシ時、元親ハ夷山ト云所ニ陣取居テ、八万村糸光寺ト云出家ニ、西寺賢齋ト云法師武者ヲ相添越、如先年御領分相違御座有間敷候、此馬小鋸ト申テ、隨分之引廻シ、乘心能馬ニテ候トテ、今度モ名物ノ布等ヲ相添越ケル、其後元親讚州(江)責入シ時、義助モ侍三人陣ニ立セケル、此者共十河ノ城責ケル時、少ノ高名ヲモシテ歸リ申ニヨリ、元親猶以念コロ有也、

〔參考〕

〔平島記〕 足利義助 義冬(傳)二男也、天文十

丑年ニ、平島ニテ生ル、母ハ右同前

(備前國美内介)

也、右義親早世故、義助惣領ニ立テ、義冬ノ家ヲ繼也、文祿元(辰)年七月二日ニ、平島ニテ卒ス、年五拾二歳也、同所ニ葬ル、法名寶山、

三日、長宗我部元親、阿波一宮城主一宮成相ヲ夷山城ニ殺ス、是日、細

川信良、書テ元親ノ弟香宗我部親泰ニ與ヘテ之ヲ賀ス、

天正十年九月三日

四五二

四五〇



天正十年九月三日

四五二

〔香宗我部家證文〕

中山五郎 太夫藏

成相重々表裏之儀從在之、生害之旨不及是非候、早々於内段令祝著候、自此方飛脚差越候條、定而可相届候、尙福良出羽入道可申候、恐々謹言、

九月三日

信良(花押)

香宗我部左近大夫殿

上卷ニ香左 信良

〔長元記〕

阿波一ヶ國九郡へ長宗我部元親公弓箭御取出ノ事

一宮ノ城主成助ハ、知行大身、寂前ヨリ土佐へ降參ニ付テ、元親公別而念比ニナサレ、年月程フリテ後、成助内々逆心ノ企アル由風聞故、中富合戰ノ時、一宮ノ城ヨリ成助後切スヘシヤト、元親公御思召、其御手當ナサレ御打通り、中富ニテ三好殿ト御合戰、元親公御利運ニナリテ後、成助切腹仰付ラル、所如件、

〔昔阿波物語〕

阿波國徵古 雜抄六所收

天正十年、元親ハ四ヶ國の主護マかりテ、霜

月ニ一宮の成助殿を談合事とシ、八万のゑひす山へ呼申時、御供ハ星合六進、一宮主水、三人計城へよひ上ケ、討果シ候、其刻庄野和泉ハすこし

一宮成相 逆心ノ風 說

成相成敗 十一月 說

星合六進 一宮主水

も表裏か無御座候故、本知貳十貳町ゑびす山のあよりよて被下候、

〔三好記〕

長曾我部元親治四國事、付諸侍ヲ方便討事

天正十年十一月七日ノ日、一宮成助ノ所へ内談ノ有トテ、下八滿夷山ノ城、元親ノ所ヨリ竊ニ使者來レリ、成助時ヲ不移被參タリ、相伴人々ニハ、舍弟主計正、星相六之進マデヲ内室へ呼入、合圖ヲシテ侍共ヲ隱シ置、能隙ヲ窺ヒ、三人ナガラ討果ス、成助ノ家來ノ侍一宮主水正、坂東市正兩人ハ何ト哉覽、覽ノ躰不審ニ見ナシ、則人質ヲ取り、命助カリ一宮ニ歸ル、

〔平島殿先祖并細川家三好家覺書〕

阿波國三好先祖

成助 一宮長門守也、實休妹婿也、此人前ニ如云、眞之并元親ト一味シテ、長春ヲハ無難討果シケレトモ、又元親逆心シテ、天正十歲ニ、阿州夷山ト云所ニテ、元親ニ討レニケリ、成助討取シ者ハ、元親ノ侍畑彌助ト云者也、此義末ニシルス、

〔參考〕

〔土佐物語〕

十一 一宮成助新開道善最後之事

天正十年九月三日

四五三

十一月七 日說 成相弟主 計頭

成相ハ三 好實休ノ 妹婿



長治戰死  
ノ後三好  
黨人ナシ

天正十年九月三日

四五四

一宮長門守成助ハ、一旦元親ヲ降參したりしが、熟世間の躰を考ふるハ、河内守長治討れて後ハ、三好黨ヲ頭を出さるものもあし、五畿内に三好ガ一黨多しといへども、諸方の怨劇ハ、當國下向の事ハ思ひもよらす、然レバ國中ハ怖るべき者もあらず、元親などが下手に成て、年月を送らんハ、活甲斐もあき事ども也と、同年の夏の末、反逆を企、偷ハ新開道善、夷山の城主何某を始、便宜の輩をぞかゝらひたる、唯二人して云事どもにも、天知地知我知と云り、是程諸方へ觸廻し、大勢をかゝらんとん、あじウハ隠れ有へき、香宗我部安藝守早く此由を聞て、岡豊へぞ告にける、元親怒て、さらハ此方よりもさむりれとて、阿州中郡へ發向と披露し、一宮マて軍評議あるべしと、味方乃城々へぞ觸られたる、長門守是を聞て、愚人夏の蟲飛て火入とハ斯る事マや有らん、元親是へ來る事こそ不運ある、座敷の程を謀り、何某ハ兎してくめ、誰々の角してうてと、方便の次第を云含め、さらぬ體マて居りしハ、運の極とぞみえにける、元親城に入給へバ、成助迎へ出來るを、大勢中マ取籠る、成助最後もよありけり、心得りと腰の刀をするりと拔、前後マ當り左右を拂ひ、火をちらして切合、終マ其處マて討れたる、蠻山マハ是を聞て、儲

一宮城ニ  
殺ストノ  
説

成相ノ最  
後

一宮城

ハ身の上とや思ひ々々、行衛を去らば、落失たり、○下略、新開道善誘殺セラ

六日ノ條ニ收ム、本書此條天正五年ノ間  
ニ收ム、參考土佐軍記所載古城傳承記同ジ

〔阿波志〕

名東郡

○阿波國徵古雜抄續編所收

一宮城

一宮宮内大夫

成宗を元

祖とシ、成宗を三好郡の領主小笠原阿波守長宗の二男とシ、祭官大宮司家  
祭官ノ家相續シケルガ、宗長ニ至テ、神職 是より氏を一宮と改め、代々此マ  
ヲ小笠原宮内大夫長宗ニ傳フト云々、居城ハ、長門守成助マ至リ、一族として三好家マ背き、長曾我部元親お組し、  
三好長治を亡し、存保を攻る、然レとも元親猶其野心をうたがひ、天正十年  
十一月七日、謀を以て下八万村夷山の城マ招き、成助及ひ弟主計正主從七  
人ヲ切害シ、爰マ於て一宮家滅亡シ、家政公御入國の節、暫ク一宮の城マ居  
賜ふ、南北マ二營あり、其南營ハ則朝廷の監司居る、公ハ則北營マ寓、然後マ  
居を名東郡富田庄猪の山の城マ移シ、家政公益田宮内少輔をして、一宮の  
城番とし、兵三百を置き、是を守らしむ、寛永十年、國老益田豊後長行、及ひ外  
記藤七等を、一宮山中マ籠居

四日、己未上杉景勝、信濃ノ士仁科織部佑ノ本領ヲ復シ、新知ヲ加へ、織部  
佑ノ臣耳塚作左衛門ニモ亦采地ヲ與フ、

天正十年九月四日

四五五



天正十年九月四日

四五六

池田郷

〔歷代古案〕 七

於今般其地、可抽忠信之由候間、任望之旨、本領之儀勿論、  
一池田郷 一瀧澤 一萩原 一細野 一松川 一小鹽  
出置之候也、以上、

天正十年

九月四日 (上杉景勝) 朱印

仁科織部亮殿 (佐力)

〔別歷代古案〕 十五

於今般其地、可抽忠信之由候間、任望、  
一小宮 一谷岡口 一野口  
出置之候、彌粉骨肝要候也、以上、

天正十年

九月四日 (景勝) 御朱印

仁科家來 耳塚作左衛門殿

〔上杉年譜〕

景勝 二十七

同年秋九月四日、信州ノ士仁科織部佐 (佐力) 耳塚作左衛門

今度忠義ヲ抽テ、武門ノ奔走、時ノ面目タリ、左右ニタヨリ、本領ノ地下シ置  
ルヘキ旨願ヒ奉ルニ付、望ニ任セ、舊領修治スヘキ由仰出サル、其御書云、  
略、天正十年九月四日附、仁科織部亮宛、景勝宛行狀、及ビ耳塚作左衛門宛、景勝宛行狀ニカ、ル、前掲、歷代古案ニ同シ、  
加賀ノ士、蜷川新七郎等、上杉景勝ノ來援ヲ請フ、是日、景勝、當月中ニ必  
ズ出馬セント答フ、

〔別歷代古案〕 十五

去月八日之書狀、今月三日到來、慥見届候、皆々越中境堪忍、門跡手前相守之  
由、心地之至感入候、仍當方出馬之儀、初秋ニ相定之處、越中相殘侍共、様々申  
寄子細共候間、其旨趣首尾之間、于今 ○上杉年譜、首尾調、延引之様候、近日  
時宜可相調候間、當月中必可令出馬候、其間之儀、如何ニも堅固之仕置肝心  
ニ候、將又當方之儀、無心元存間敷候、縱如何様之儀候共、前代以來賀國入魂  
之儀候間、見放儀、有間敷候、此段有疑心者、不可有曲候、兎角越中之者共、申寄  
様子、有首尾も爲不亦相調も ○上杉年譜、有首尾押、於出馬者、令必然候間、彼  
刻火先次第手合專用候、恐々謹言、

九月四日

景勝

天正十年九月四日

四五七

越中ノコ  
テトニ依リ  
引出馬延  
引ス

加賀衆ハ  
前代以來  
入魂



天正十年九月四日

四五八

蜷川新七郎殿

廣瀬四郎二郎殿

奥彦四郎殿

長谷川兵十郎殿○上杉年譜、兵七郎ニ作ル

高桑孫左衛門尉殿

山本若狹守殿

高橋新左衛門尉殿

〔上杉年譜〕

景勝七

同月

同日、賀州ノ士、蜷川新七郎、廣瀬四郎二郎、奥彦四郎、長谷川兵七郎、高桑孫左衛門、山本若狹守、高（橋本カ）新左衛門ニ御書ヲ下サル、去

月八日ノ書札、當月三日ニ到來、御披見ノ處ニ、各越中境ニ屯シテ、門跡ノ逆徒ヲ相守ルノ由、御感悅少カラス、此ニ依テ、御出馬ノ義、兼テ初秋ト定メ置ル、處、越中ノ諸士色々申シ寄ル子細此アリ、其首尾相調フ間、今ニ於テハ御延引ナリ、近日軍議調フヘシ、然ハ當月中ニ御出馬有ヘシ、其間堅固ノ仕置肝要タルヘシ、并ニ當方ノ義、曾テ疑心ヲ起スヘカラス、前代以來賀州別テ入魂ノ筋目、今以テ御見除アルヘカラス、兎角越中ノ士申通ル様子、今ヨ

リ首尾調フヘキ間、御出馬ニ於テハ、何ソ敢テ遲滞ニ及ン、其砌相圖ノ狼煙必立ラルヘシ、火ノ手ニ從テ、手合セ專用ノ旨仰下サル、其御書云、○下略、九月四日附、蜷川新七郎外六人宛、景勝書狀ニカ、ル、前掲、別本、歴代古案ニ大抵同シ、

○蜷川等、景勝ノ來援ヲ請フコト、年次未ダ詳ナラズ、今姑ク上杉年譜ニ據リテ、茲ニ掲グ、

五日、庚申羽柴秀吉、淡路莊田城主船越景直ヲシテ、其所領ヲ安堵セシム、

〔古文書〕

○船越

船越駿河守景範書上、

其方知行分之事、阿波家領共ニ、如當知行、全可有領知候、恐々謹言、

天正十

筑前守

九月五日

秀吉判

（船越）船越左衛門尉殿

蘆名盛隆、岩代相殿八幡社ニ、神事奉幣料ノ地ヲ寄ス、

〔相殿八幡神社文書〕

○岩代

（安積郡）八幡宮

御寄進之所、赤柴（期カ）在家兩御神事御ほうるゑいのやくよ相付申候、爲後日之證

天正十年九月五日

四五九



天正十年九月五日

四六〇

文如件、

薄越前守

次忠(花押)

天正十年壬午九月五日

大原主鈴殿へ○本書、包紙ニ盛隆寄附狀トアリ、

前田利家、上杉景勝ノ能登ニ兵ヲ出サントスルヲ聞キ、家臣三輪吉宗等ヲ警シム、

〔加能越古文叢〕八三十

書狀令披見候仍其表相替儀無之由祝著候、然者越後より喜平(上杉景勝)二被罷出之由候、何とて書狀ニ不申越候や、彌慥之儀相尋可申越候、若海きハへ舟子あところて出事候ハ、地下人としており合可討留之由、在々へ可申付候、此節若きもの共の望有之事候、無油斷可申付候、次松茸到來令祝著候、其表之様子細々可申越候、謹言、

九月五日

利家印

三輪(吉宗)藤兵衛殿

右拾遺温故雜帖載之、自越前府中之親書乎、原書金澤士族三輪氏所藏、

景勝出兵ノ風聞

按、天正十年九月之親簡乎、喜平二者景勝也、

急度申遣候、能州珠洲、鳳至兩郡之内、縁者親類（栗藏）よりと云共、若計義之者於有之者、急キ可注進候、是ハ士使指下し、からめ取可申候、萬事（栗藏）あはくから分別肝要候、以上、

天正十年

利家朱印

あはくから彦丞

右栗藏彦丞傳書載之、

按、此親書モ九月五日の親簡と同時にあらん、  
一貞享二年、由緒書云、奥兩御郡船之裁許、彦丞へ被仰付、御印被成下、相守浦方廻申候所、越後兵船著岸之段、珠洲郡蛸嶋浦ニ而見届、早速御注進申上、鹿嶋郡之内笠師村之者、并豊田村一向坊主、越後勢と一味仕候を承付、致言上候處、右之者共曲事被爲仰付候、其砌無心許者於在之者、早々搦捕、言上可仕旨、被成下御書頂戴仕候由、承傳申候、

栗藏彦丞ヲシテ珠洲鳳至兩郡ノ船ヲ掌ラシム

天正十年九月五日

四六一



天正十年九月五日

四六二

一按、右無心許者於在之者、早々搦捕言上可仕との御書に、即天正十年の印書なるへし、

〔附録〕

〔加能越古文書〕

八三十

已上

村年寄

當村年寄之事候間、爲扶持分八木拾俵遣之候、諸事彌可馳走者也、

天正十

九月朔日

利家印

熊來村

與一

右鹿嶋郡中嶋村太右衛門所藏

已上

其方屋敷分貳斗五升、并田地參段、令扶助候、性舜坊位牌可相立者也、仍如件、

天正拾

九月六日

利家印

氷見屋

右北徵遺文載之、

原書能登國七尾町氷見屋助右衛門所藏、

七日、<sup>戊壬</sup>甲斐ノ士小尾祐光、津金胤久等、同國江草ノ砦ヲ攻ム、是日、徳川家康、其本領ヲ復シ、更ニ新知ヲ加フ、

〔寛永諸家系圖傳〕

五三十

小尾祐光

盛物、

同年

大權現甲州ニ御發向のと

北條氏直若神子邊ニ出むりひて對陣也、大權現江草に根小屋のとり出  
汝せめ給ふ時、祐光からひふ子彦<sup>(正秀)</sup>四郎<sup>五〇正秀譜彦</sup>、首級汝得たり、胤久庶弟  
と共に先陣乃案内者として、江草の根小屋汝せめやふり、敵をまふうちと  
りて、其首汝新府に獻せ、祐光胤久とて、軍功あるふより、大權現こそを  
感し、はひ、本領の地其外七百七十貫餘の地汝祐光に給ひり、四百五十貫  
の地汝胤久に給ふ、

同年九月十日、阿部善九郎、山本帶刀仰汝うけまわりて、民家十間に諸役  
免許に御朱印汝、祐光胤久に給わりて、とをふ足輕十人汝領せ、

天正十年九月七日

四六三



津金郷  
村山郷  
三藏郷  
比志郷

妻子被官  
ヲ返付ス  
ベシ  
男女牛馬  
ヲ取ルベ  
カラズ

天正十年九月七日

四六四

同月廿四日、祐光胤久國境に軍士を引る、忠功にけまそのよし、大權現御感あり、御朱印に祐光胤久二人、祐光の縁者小池筑前を給ひ、其うけしに曰、

甲州津金郷五拾八貫文、根羽三貫七百文、清水分三貫文、屋敷貳間、諸役免許以上本領、村山郷貳百貫文、三藏郷五十貫文、比志郷三十貫文、以上新知行<sub>徳</sub>之内、等之事、

右所宛行不可有相違、以此内、預置足輕十人可令扶持者也、依如件、

天正十年

安部善九

御朱印

九月七日

山本帶刀

小尾監物殿

奉之

定

一兩三人與申組者共之妻子被官、何方へ取之共可返付候事、  
一津金之郷、男女牛馬一切不可取事、  
一境目之者共、今度忠節付而者、恩賞之地可宛行之事、

右何レも不可有相違狀如件、

天正十年

御朱印

九月廿四日

山本帶刀

阿部善九郎

小池筑前守殿

奉之

津金修理亮殿

小尾監物殿

〔譜牒餘錄後編〕

津金右衛門七組

一天正十年、權現様甲斐國御出馬之節、

北條氏直發向之刻、御先手御案内申上、悉くさ糸こや之者共討捕、新府に印指上申候、度々御忠節申上候、上意に而、本領地、并御加増四百五拾貫百文、其外在家拾軒、諸役御免許被下、阿部善九郎、山本帶刀奉りて、天正十年九月九日、津金修理御朱印頂戴、右之御知行之内に而、足輕十人被仰付候、其後九月廿四日、境目之者共引付御忠節申上候、上意に而、小池筑前、津金修理、小尾監物三人一所に御朱印頂戴仕、于今小尾源五左衛門所に所持仕候、

甲州津金郷貳拾貫文、根羽檜山共五貫文、矢戸分八貫文、藏出八貫文、信州

天正十年九月七日

四六五

小池筑前守



天正十年九月七日

四六六

機郷百貫文、同市淵郷三拾貫文、上州下高田貳拾貫文、清水宮内右衛門分  
壹貫百文、并在家拾間、諸役免許、以上本領、村山郷貳百貫文、（安九）立徳齋三藏郷  
五拾貫文、（同分）比志郷拾三貫文、（同分）以上新知行事、  
右所宛行不可有相違、然者預置足輕十人、以此内可令扶持者也、仍如件、

天正十年

九月九日

（徳川家康）  
朱印

津金修理亮殿

山本帶刀  
奉之

〔寛永諸家系圖傳〕

三十

小尾正秀彦五郎、生國同前、實ハ小尾監物ノ子ナ  
督、（甲斐）天正十年、東照大權現、北條氏直と新府にて對陣の時、江草は小

屋、汝せめおとして、首級汝新府に獻し、猶小尾村に有て、度々忠節ある故、本  
地汝にまふ、某年六十二歳より病死、法名淨安、

津金久次又十郎

（天正十年）

同年、大權現御馬を甲州より出したまふ、北條氏直若神子に

發向し、對陣の時、江草根小屋に取出、北條に屬せ、久次、兄祐光胤久、大權現  
の仰をかうふゆ、先手の案内者となり、江草をせめおとして、新府に注進

折紙

重陽節句

是、數度軍功あるより、同十二月九日、御朱印をたまわゆ、本地を領せ、本  
多彌八郎、高木九助是を奉わる、（略上）

〔伊賀者由緒并御陣御供書付〕

由緒書

○上略、伊賀者伊豆佐野岩ヲ陷ルコ、夫ハ甲斐若くさと申小屋に敵罷在候、  
トニカ、ル、本月十五日ノ條ニ收ム、（江カ）伊賀者被仰付、而トアリ、所ニ、小給地方由緒書寄帳ニハ、服部仲支配ニ、即時ニ  
伊賀者被仰付、而トアリ、所ニ、小給地方由緒書寄帳ニハ、晝夜働候而トアリ、即時ニ  
落申候、（譜牒餘録）安藤彦四郎書上、同、  
後編村上武大夫書上、異事ナシ、

八日、前權中納言山科言經、菊綿ヲ獻ス、

〔言經卿記〕

三

九月八日、癸亥、天晴、

一禁中へ菊綿進上了、折帟相添之、如此、

ろしこまりて申入候、さくの御にさあとのまゝにえん上いさし候、御  
心え候て、御ひろうこあつくり候へく候、

ありのしとの、御局へ

と記經

〔附録〕

〔言經卿記〕

三

九月八日、癸亥、天晴、

一澤路福千世ヨリ錫兩種送了、明日節供祝儀也、

天正十年九月八日

四六七



天正十年九月八日

四六八

一後苑ニ菊ニ綿キセ了、予、北向、阿茶丸等也、  
九日、甲子、天晴、

一春日社へ三膳アカキ飯供之、看經了、

一白川口下代、又公用錢五十疋、今日禮ニ十疋持來了、

一當番ヲ持明院へ令相博了、

一五條口下代田ムラ、カウ田十疋ッ、持來了、

一家中衆禮ニ來、令領盃了、

一宗英藏主禮ニ來、勸酒了、

一嶋田與介禮ニ來、勸酒了、雜々露歌新式等書之遣了、

一今日禮者楠長安、久川與七郎、舞人讚岐守、同上野介、同備前守、已下小門番

屋者、竹田伊與守、勸酒、持明院、同、久河說曾、同、伶人岡公久、園廣遠、東義兼行

等來、勸酒了、

一北向里へ禮ニ阿茶丸等被行了、

一長安へ禮ニ罷向、留守了、次冷泉へ禮ニ罷向了、酒有之、

〔兼見卿記〕四 九月九日、甲子、早旦社參、兩社神事如常、爰元各禮來、進盃、

楠長譜

細川信良  
室織田氏  
ノ畫像  
宗津ノ贊  
織田氏ノ  
美貌

細川信良室織田氏逝夕、

昭元

〔細川信良室織田氏畫像〕

○山城靈  
光院所藏

靈光院殿契庵倩公大禪定尼肖像讚

生尾州織田家、爲塞外副將之貴眷、據京洛細川室、做天下管領之尊堂、綺羅叢

裡芳聲美譽、綿綉堆中濃抹淡粧、鬢髮紅肤、餘嬋娟、明鏡照心、破冥途、暗蛾眉

翠黛太瀟洒、念珠合掌、祈家運延長、政德治國、雖同姪姒、壽夭在天、弗異彭殤、楊

妃觀音現身、認蓬嶋到日域、茜施彌勒應化、將兜率擬洛陽、箇々圓成實性、塵々

本有故鄉、雨打梨花、蛺蝶飛、當著倩女離魂話、風吹柳絮、毛毬走的、得勝光度、脫

祥了、知四大假合、會（假アルカ）方法無常、令子環侍、訴天、捨父母、則無可鳴、類親、輻湊、伏

地、感慈愛、則豈不奉（奉ル）□○月航錄、嘗權立化城、修證果、創建祠院、稱靈光、聲花秀

整、奕葉茂□○月航錄、昌夕陽、捻在海棠、咄咄、

天正十年九月八日

四六九



聖菩薩  
稱セラ  
ルト

五七日ノ  
拈香法語  
惠稜ノ一  
法語  
周忌拈香

天正十年九月八日

原夫尊堂太夫人平右相國小松遠裔也、短命而歿、孝子哀慕繪□○月航錄、慈  
容求讚、仰瞻之容貌如生、曾道京師女叢內有聖菩薩、蓋謂之乎、

維時

○月航錄、天正十年龍集壬午小春吉  
ノ三字ニ作ル

前妙心月航叟暮齡八十七龔誌焉、(宗世)

〔月航和尚語錄〕

靈光院殿契菴宗倩大禪定尼五七日忌拈香、  
天生女德有靈光、蹈斷中陰登覺場、五七元來三十五、晴嵐爐底燒楓香、

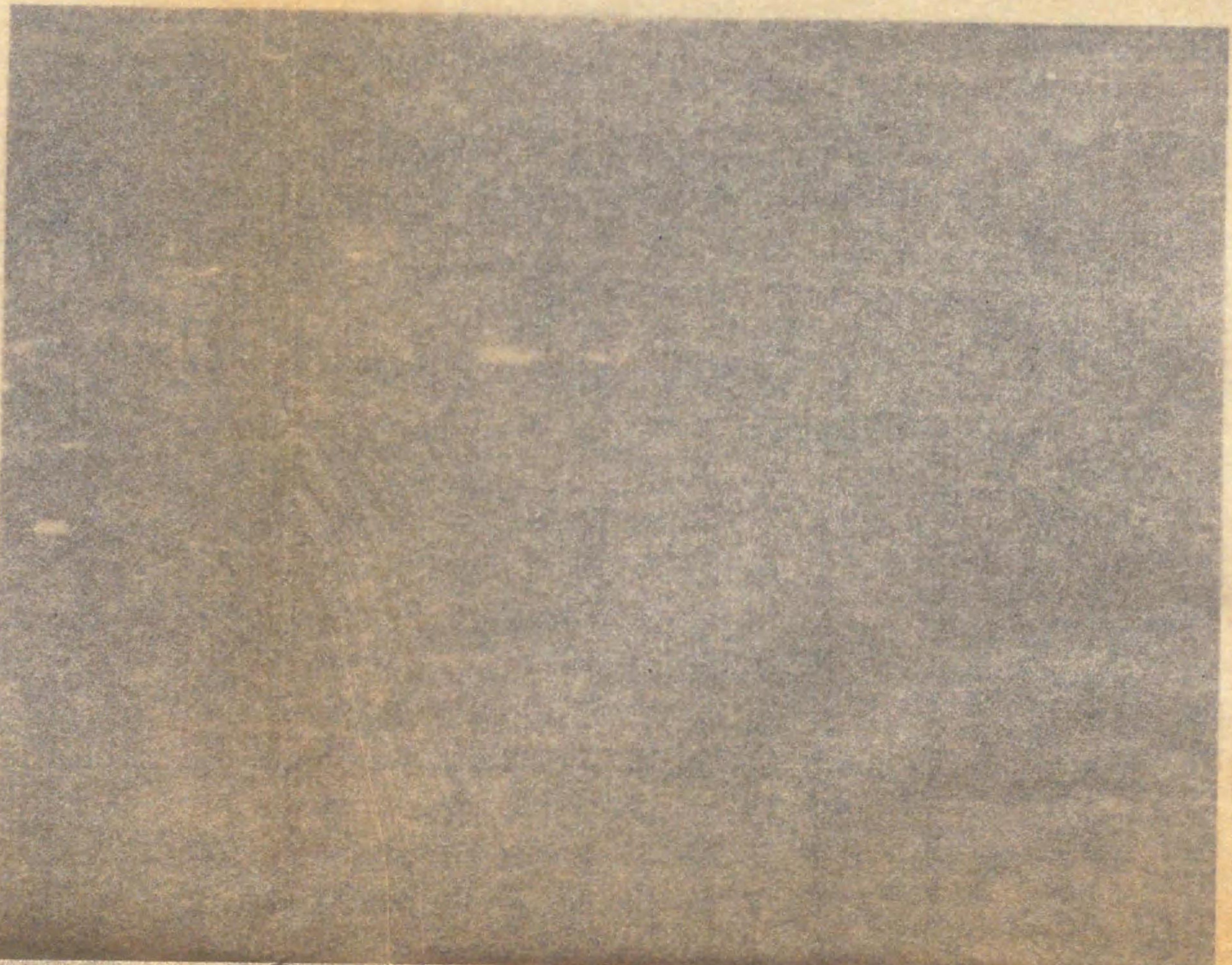
靈光院殿小祥忌拈香、

(義長)  
命伯蒲長  
老唱之

明朝九日是重陽、理去年籬菊有芳薦、太夫人豈無感、與梅和做返魂香、恭惟、某  
名、了離魂話、餘點額粧、雨打梨花、散作九月微雪、風吹柳絮、也苦半夜嚴霜、頓出  
煩惱窠窟、今遊菩提道場、五障女、結瞿曇化緣、悟法華宗旨、一婆子、被趙州勘破、  
要公案商量、入圓通說圓通偈、成正覺登正覺牀、說教說禪、四河入海同味、非有  
非無、三世中道實相、約祖宗門下、則透過銀山鐵壁、坐毘盧頂上、則吹滅爐炭、鑊  
湯、此是禪定尼、超此岸之慈航、于爰有轉身一句、更宣揚去、雲山海月都拋卻、羸  
困莊周蝶夢長、

〔織田家雜錄〕





細川信良室織田氏畫像

山城龍安寺所藏



願寸

○・一五七  
○・三二七

稱セラル

五七日ノ  
拈香法語  
惠稜ノ一  
周忌拈香  
法語

〔月航和尚語錄〕

靈光院

天生女德有靈光，蹈斷中陰，  
靈光院殿小祥忌拈香  
明朝九日是重陽，理去年  
名了離魂話，餘點額粧，雨打  
煩惱窠窟，今遊菩提道場，  
要公案商量，入圓通說圓通，  
非無三世中道實相，約祖  
湯，此是禪定尼，超此岸之  
困莊周蝶夢長。

〔織田家雜錄〕

維時

ノ〇月

容求讚仰瞻之容貌如



聖菩薩  
稱セラレ

五七日ノ  
拈香法語  
惠稜ノ一  
周忌拈香  
法語

容求讚、仰瞻之容貌如生、曾道京師女叢內有聖菩薩、蓋謂之乎、

維時 〇 月航錄、天正十年龍集壬午小春吉

前妙心月航（宗諱）叟暮齡八十七龔誌焉、

〔月航和尚語錄〕 靈光院殿契菴宗倩大禪定尼五七日忌拈香、

天生女德有靈光、踏斷中陰登覺場、五七元來三十五、晴嵐爐底燒楓香、

靈光院殿小祥忌拈香（命伯蒲長）

明朝九日是重陽、理去年籬菊有芳、薦太夫人豈無感、與梅和做返魂香、恭惟某  
名、了離魂話、餘點額粧、雨打梨花、散作九月微雪、風吹柳絮、也苦半夜嚴霜、頓出  
煩惱窠窟、今遊菩提道場、五障女、結瞿曇化緣、悟法華宗旨、一婆子、被趙州勘破、  
要公案商量、入圓通說圓通偈、成正覺登正覺牀、說教說禪、四河入海同味、非有  
非無、三世中道實相、約祖宗門下、則透過銀山鐵壁、坐毘廬頂上、則吹滅爐炭鏝  
湯、此是禪定尼、超此岸之慈航、于爰有轉身一句、更宣揚去、雲山海月都拋卻、羸  
困莊周蝶夢長、

〔織田家雜錄〕

所裁

原寸

縦〇・七五七  
横〇・三二七







細川信良室織田氏畫像

山城龍安寺所藏

原寸

縱 〇・七五七  
横 〇・三二七



所藏

原寸

横 〇・三二七  
縦 〇・七五七





織田氏ハ  
信秀ノ女  
信長ノ妹  
佐治爲興  
ニ嫁シ  
川信良ニ  
再醮ス

信良室織  
田氏ノ姉

靈光院殿契庵信公大禪定尼

右靈牌在西京龍安寺内靈光院、是信秀之女、信長之妹也、曾嫁尾州大野城

主佐治八郎、生與九郎、八郎戰死之後、天正四年、再嫁攝州芥川城主細川六

郎源昭元、生讚岐守、天正十年九月八日掩綈、

〔寛政重修諸家譜〕

四百八

織田

信秀 彈正忠、備後守、

信長 子○以下男、略ス、

女子 淺井備前守長政が室となり、のち柴田修理亮勝家に嫁す、

女子 神保安藝守氏張が妻となり、のち稻葉右京亮貞通に再嫁す、

女子 犬山鍊齋譜今の齋が妻、

女子 飯尾隱岐守信宗が室、

女子 佐治八郎爲興に配し、後細川讚岐守昭元に嫁す、

女子 苗木勘太郎某が妻、

女子 乃不九郎某に嫁す、

〔羽前織田家譜〕

天正十年九月八日



天正十年九月八日

四七二

信秀 彈正忠後

信長 子略ス、男

女 犬山哲齋信清室、

女 淺井贈大納言長政室、

女 八幡山侍從飯尾隱岐守信宗室、

女 細川讚岐守昭元室、

女 苗木勘太郎妻、

女 乃不九郎室、

女 稻葉右京亮貞通室、

〔諸家系圖纂〕之十三 織田

信秀 備後守、

女子 神保安藝守越中國室、女子伊豫守主膳母、子略ス、男

女子 織田十郎左衛門信清室、左衛門尉母、

女子 齋藤兵衛尉濃州小島城主、秀龍室、左門母、

女子 苗木勘太郎美濃國苗木城主、田四郎勝賴養育之、嫁于武勝、

女子 淺井備前守長政室、略中

女子 織田又六郎信直室、津田監物忠辰母、略中

女子 佐治八郎平為興尾州大野城主、左室、

女子 織田市之介信成室、津田源二郎正信母、

女子 細川右京室、大夫昭元、生三子、一女嫁秋田城介、生河内守、二女比丘尼、號慶光院、

女子 津田出雲守室、ノ室ト、別人ニ作ルハ誤ナリ、

女子 飯尾隱岐守信宗室、

女子 津田九郎二郎元秀室、

女子

〔大雲山誌稿〕二十 靈光院殿契菴宗倩大禪定尼

靈光院俗稱阿犬、或稱曰大野姬、又曰大野殿、是居尾州大野、織田信秀之女、為信長

公之妹也、初嫁佐治八郎平為興、與平同姓、在尾州大野而生一男、曰佐治與九郎平一成

也、後有故再嫁細川讚岐守源昭元、又名信良也、以天正十壬午九月八日逝、孀

母某法名淨智院、為大野姬追福開創靈光院、而請月航和尚為開基祖、

天正十年九月八日

四七三

名ハ阿犬  
大野殿ト  
稱ス

乳母某織  
田氏ノ為  
ニ靈光院  
ヲ創メ宗  
ヲ開基ト  
ス



天正十年九月八日

四七四

佐治爲興  
ノ戰死  
秀吉信良  
ニ嫁セシ  
トノ説

靈光院俗稱阿犬、又曰大野姫、或曰大野殿、居尾州大野、依名織田信秀之女、爲信長公之弟妹也、初嫁佐治八郎平爲與、在尾州大野、生一男子、名曰佐治與九郎平一成也、爲與天正二甲戌九月廿八日、戰死於勢州長嶋之后、秀吉公夫人淀殿介抱之、於時秀吉公賜乎細川昭元之室、而生一男二女焉、天正十壬午九月八日逝、曰契菴宗倩、謚靈光院、於時孀母某淨智爲之開菩提場、曰靈光院、請月航爲開祖矣、

日黃簿 天正十一癸未正月、拾九貫六百五十五文、從大野與九郎殿香錢、佛事ニ遣殘分、但靈光院殿爲御弔、去年十月三日、參貫九百八十九文、去年靈光院殿喪禮用脚殘、從珊公請取之、

○織田氏、細川信良ニ再醮スルコト、天正四年是歲ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔龍安寺文書〕

城○山

之をきやう月ちし百貳拾四く包んよ此事、はうのし候、ちきやうろんようよて候、かしこ、

信長織田  
氏ヲシテ  
下京月地  
子ヲ知ム  
セシム



織田信長自筆朱印狀

山城龍安寺所藏

原寸

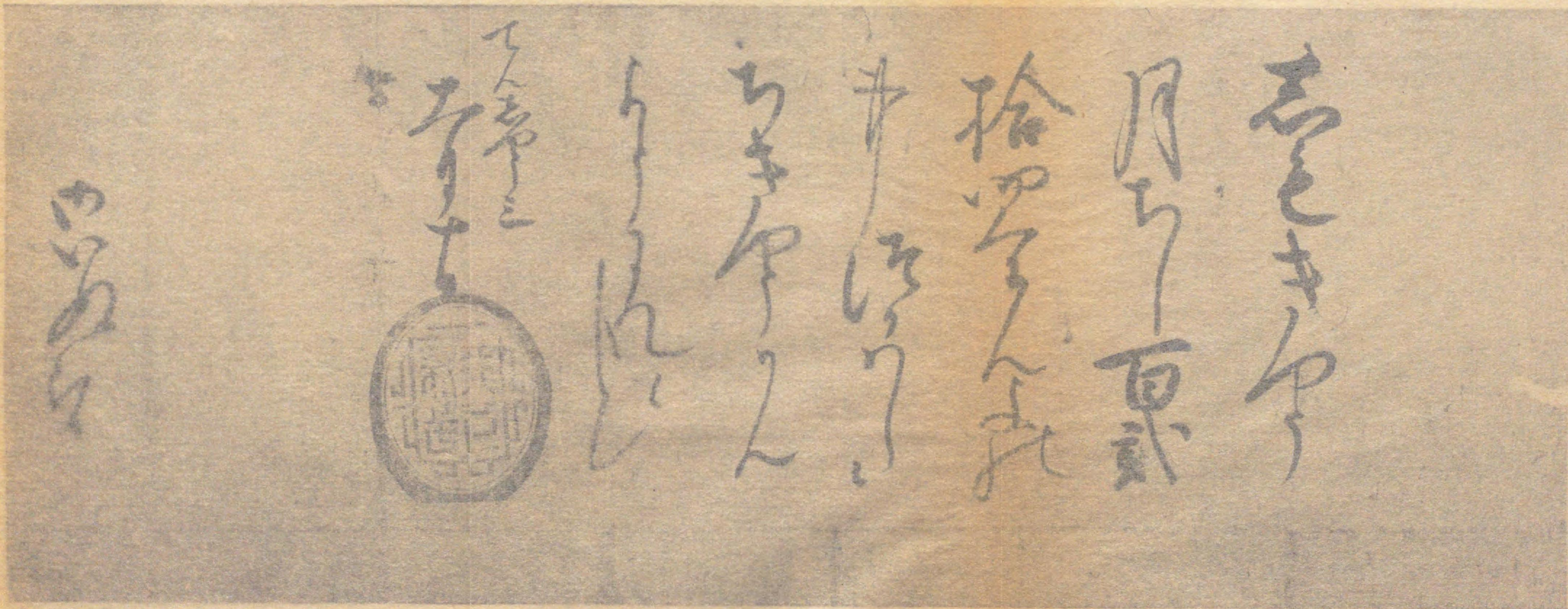
長 〇・一五八  
幅 〇・四〇七

東京寫真館社製



信長織田  
氏ヲシテ  
下京月知  
子ヲム行

「青」三「文」字「城」  
去をきやう月ちし百貳拾四くむんよれ事ほろひし候ちきやうろんよう  
よて候かしこ



織田信長自筆朱印状

山城龍安寺所藏

原寸

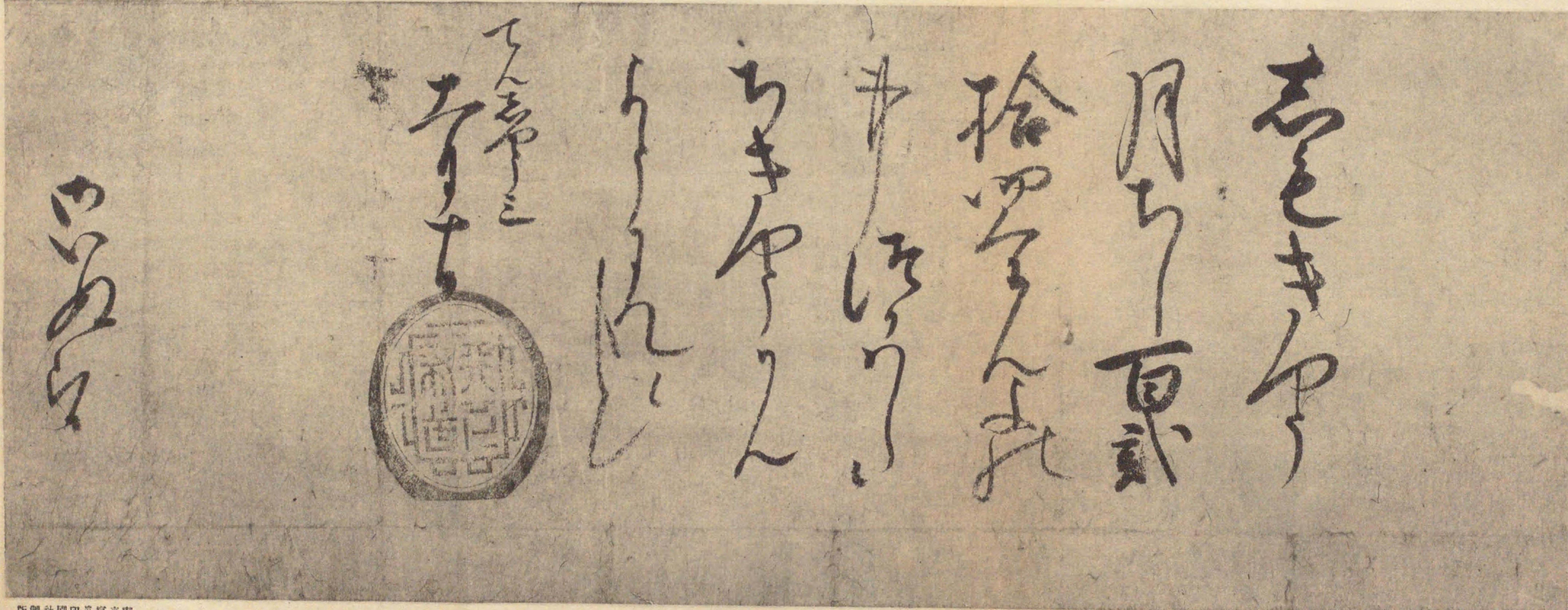
縦 〇・一五八  
横 〇・二四〇

京都府立総合資料館蔵



織田信長自筆朱印状 山城龍安寺所藏

原寸  
縦 〇・一五八  
横 〇・四〇七





秀吉織田  
氏ノ遺子  
養育ノ爲  
メ乳母ヲ  
シメテ京  
月地下子  
安堵セシ  
ム

靈光院上  
棟

てんまやう三

十一月十日

朱印

○印文天  
下布武

御いぬ

○本書ハ信長ノ  
自筆ニカ、ル

〔大雲山誌稿〕

四十二

知行狀

秀吉贈淨智院者

上様より大野殿へ被進申候地子之儀、御子（信長）ちおほく候間、御朱印之旨ま  
うせ、御局執沙汰して、各へとこくま候て尤候、依之何うと申進、其理我等達  
而可申候、恐々謹言、

天正十年

筑前守

十月廿四日

秀吉判

御局

右本紙在佐治與治右衛門、讚岐丸龜京

文政八年四月廿五

是菴錄

耳目志 靈光禪院上棟文

月航和尚製

皇朝之聖化如天臨、付命優曇跋華長者、祖域之靈光如日照、秦崇（華力）給孤祇樹覺

天正十年九月八日

四七五



天正十年九月八日

四七六

雄、上梁有天瑞、碧落高懸新月、蒼崖橫素虹、伏願長安十萬家、悉歸大檀越、沙界三千刹、須稱巨禪叢、至祝至禱、

大功德主淨智院殿安栖壽心尼大姉造立焉、

維時天正十一年癸未二月廿五日吉辰、

大工 藤原氏藤衛門宗久

大工藤原宗久

靈光院

龍安誌云、草創天正十一年、開基月航和尚、淨智院壽心尼爲靈光院俗稱阿犬、信長女弟、追福創當院爲奉香火道場焉、壽心乃靈光院之乳母也、靈光始在本寺浴室之北邊、元和九年浴室再營之時、移在如今之地矣、

〔附錄〕

〔大雲山誌稿〕

四十 長德院殿快巖巨哉居士

長德院巨哉者、佐治八郎平爲與之子、與九郎一成、尾州大野城主也、阿犬始嫁爲與、而產一成焉、寬永十一甲戌九月廿六日卒、葬靈光、詳見佐治系譜、

佐治一成

一成ノ畫像ノ贊

長德院畫像 在靈光、

法躰著十德、手扇子、佩小刀、尾陽英產、佐治宗家、威而愛衆、禮以禁奢、少君重老、正剛匡邪、形德常望、秋月春花、

寬未之季夏

長德山主特英叟記

中川秀休墓

中川久右衛門平秀休者、尾州大野城主佐治八郎平爲與之二男也、始稱織田熊之丞、奉仕于秀次公、領和州田丸焉、秀次公生害後、改名曰中川久右衛門、仕加州前田家、領八百石、寬永四年七月廿二日卒、法名功岸全忠、禪定門、葬靈光院、其子孫繁衍猶在加州云、

中川秀休

宗津作織田氏乳母ノ號

〔月航和尚語錄〕

安栖號 并序

案教、竺土於女流、能信自身有佛性、烈丈夫數多矣、佛姨母摩訶波闍提爲之最也、此云大愛道、依大涅槃而住、卽生心而佛心、不肯耶輸陀羅、越大僧以用神力、住女相而男相、太嫌華鮮如來、證無垢以改鱗角、復惟菴提遮女、明知四緣、已住如來大解脫、解無知縛、解取相縛、解無明縛、謂之三解脫、識心都滅、真體廓余、

天正十年九月八日

四七七



織田氏ノ  
乳母アリ

靈光院ヲ  
建立シ織  
田氏ノ影  
像ヲ懸ク

安栖壽心

天正十年九月八日

四七八

復次惟漢明帝時洛陽婦女阿潘深觀世相是浮榮屏去紛華以薙染習無爲法  
此中國爲尼大師始也如今雒陽媪母管領尊堂之乳母也天下稱女類賢矣尊  
堂觸造化兒殂歎無常迅速薙髮裂他羅敷戴佛袈裟厭城市喧趣雲山寂則雲  
如去鶴山似翔鸞錦峰綉嶺猿抱子去鳥銜花來春秋佳致不減夾山境樓上多  
景聚遠蘸雙眸則鴛鴦浴盛夏水孔雀吞寒泉流皆是欄干上奇觀也豈作境會  
哉龍安丈室左邊底而布金插草靈光精舍不日而成矣輪魚之美可觀焉高懸  
尊堂影像晨香夕燈往來躡々暫寓形於城中黃扉青銷雖無住著珠簾綉戶猶  
有遺蹤也鐘梵覺眠者又無他矣仍割膏沐邑永々充僧供至矣盡矣就于山僧  
需諱號號安栖諱壽心蓋取二祖安心義也安者止也凡人之處一世栖止安處  
心安身安是故人情莫不欲安吁居累卵之危而圖泰山之安是又人世之常也  
要知出世間法麼絕俗標致當得眉睫曹溪路不賒少室門長啓往還不多岐焉  
况復初祖傳心到女流乎爲賦一傷京居雖樂寂居稀迴避紅塵釘翠微對景無心倚  
欄看鳥銜花去日西輝

維辰天正龍集壬午臘雪可大師安心日三住妙心月航叟宗津暮齡八十

七見麼斬下滌筆

宗津作安  
栖下火法  
語

淨智院安栖壽心大姉下火預請

心本無矣更何安立命緣他師祖瞞五蘊歸空底端的蓮華火裏吐香寒恭惟某  
名黃金面目生鐵心肝瞥地扣臨濟禪戴衣孟消滅萬劫業識疇昔入曹洞室捧  
生帚掃除百年悲歡超方志雖有萬種轉身路弗涉多端靈山說性說心渾沌垂  
眉睡少室分皮分髓虛空拊手歎市聲午雖塵幽夢曉初還掃蕩阿鼻泥犁掀翻  
是非窠窟遊戲閻浮兜率截斷生死涅槃舜若神散華呼長壽昆侖奴戴雪叫斷  
魂正與麼時壽心大姉轉身自在處諸人還看麼泥捏夜叉空裏走青天白日黑  
漫々拋火把妙處欲言言不及月移花影上欄干

〔佛眼禪師語錄〕

上 淨智院殿逆修經銘

本年八月初五淨智院殿安福壽心尼大姉就靈光精舍預爲現花來菓設終七  
道場嚴伸供養加旃集緇侶疾書薩達磨芬陀利華經者一部請銘於山僧焉嘗  
重玄寺碑文云夫悟入諸佛知見（同）以圓教垂無窮者莫尊於妙法蓮華經矣然恁  
麼則大姉速悟入諸佛知見全不假他力者必矣故眼高看不到龍女又何羨洛  
陽尼道馨通法華骨髓守大戒法哉嗚呼勳力至矣盡矣仍頌楚偈一篇目充厥  
銘云

天正十年九月八日

四七九

安栖法華  
經ヲ書寫  
セシム

宗鏡作安  
栖逆修ノ  
經ノ銘



未點筆頭勾下了、開權顯實露堂々、秋風八月蓮華髓、一軸三千刹界香、

慶長第九秋之中日、鐵山叟宗鈍漫誌焉

〔大雲山誌稿〕

二十 淨智院安栖壽心大姉牌有靈光

淨智院安栖壽心大姉  
氏ノハ織田大

淨智院壽心尼其本貫俗者不詳靈光院開榛之檀主也、即爲大野姬之乳母也、大野姬逝去後爲尼焉、慶長十三年戊申正月廿四日卒、

德川家康、依田信蕃ニ金子ヲ遺ル、尋デ、信蕃、北條氏直ノ兵ト戰ヒテ、獲ルトコロノ首帳ヲ家康ニ獻ズ、

〔乙骨太郎左衛門覺書〕

一足田殿へ之御扶持被遣候、其御使太郎左衛門仕候、則御扶持として金子四百兩、九月八日ニ被遣候、其返事同十一日ニ指上ケ申候、又口上ニ千人ノ御加勢被下候故、大堂寺(政繁)と懸相仕候而、首數三百打とり申候、則首帳進上仕候もの御返事あり、其時御使之御ほうびと迄て、京錢三拾貫、太郎左衛門ニ被下候事、

○信蕃、小諸ニ入ルコト、六月二十日ノ條ニ、柴田康忠等、信蕃ヲ援ケントシテ、三澤ニ赴クコト、七月十二日ノ條ニ、家康、信蕃ノ戰功ヲ賞スルコト、同二十六日ノ條ニ見ユ、

長岡忠興、丹後弓木城主一色義有ヲ宮津城ニ誘殺ス、尋デ、弓木城ヲ取ル、

〔細川家記〕

七 忠興一 一八月御上洛、七月六日ノ條ニ見ユ、秀吉ハ御對面直

忠興安土ニ至リ秀吉ニ信雄ノ説講ス  
一色義有ハ宮津ヲ奪ハントス

コ江州安土ニ至リ、幼君(秀信)ニ御禮被仰上、信雄ハ御對面、其後三七信孝ハ御對面の爲、岐阜ニ赴ク、既ニ城下迄御出被成候處、月ニ有秀吉公ハ密狀來り候間、即刻御引返し御歸國被成候、一色義有ハ此御留守を窺ヒ、宮津の城を取へきとて、犬の堂宮津より十八町迄兵船を押出處、や御歸國の御様子を聞、弓の木へ押戻し候と也、其砌幽齋君より之御飛脚、中途ニ而忠興君ニ參り逢、近き在所ニ而、御文箱を御開被成候得共、御狀無之間御驚き、蓋を御覽被成候へハ、新き文箱故脂出候而、御狀蓋ニ付有之候、夫より御蓋を御覽被成候ニ而封目ニ幽齋君御印有リ、是ハ義有野心ニ付て、其御覺悟可有之との趣也、

藤孝義有ノ野心ヲ報ズ

一書、忠興君の御歸を待受、御討果可被成との御ふくミ也と被仰遣候と云々、又一書、此事、日置主殿ハ幽齋君へ御知せ申候と云々、

忠興君矢立を御取出し、追付懸御目可申上と計、御懷帑おざつと被遊、御



忠興歸國  
ス義有和ヲ  
乞フ

忠興義有  
ヲ饗應ニ  
招ク

長岡興元  
松井康之  
等ヲ田邊  
ニ置キテ  
弓木攻撃  
ノ合圖ヲ  
待タシム

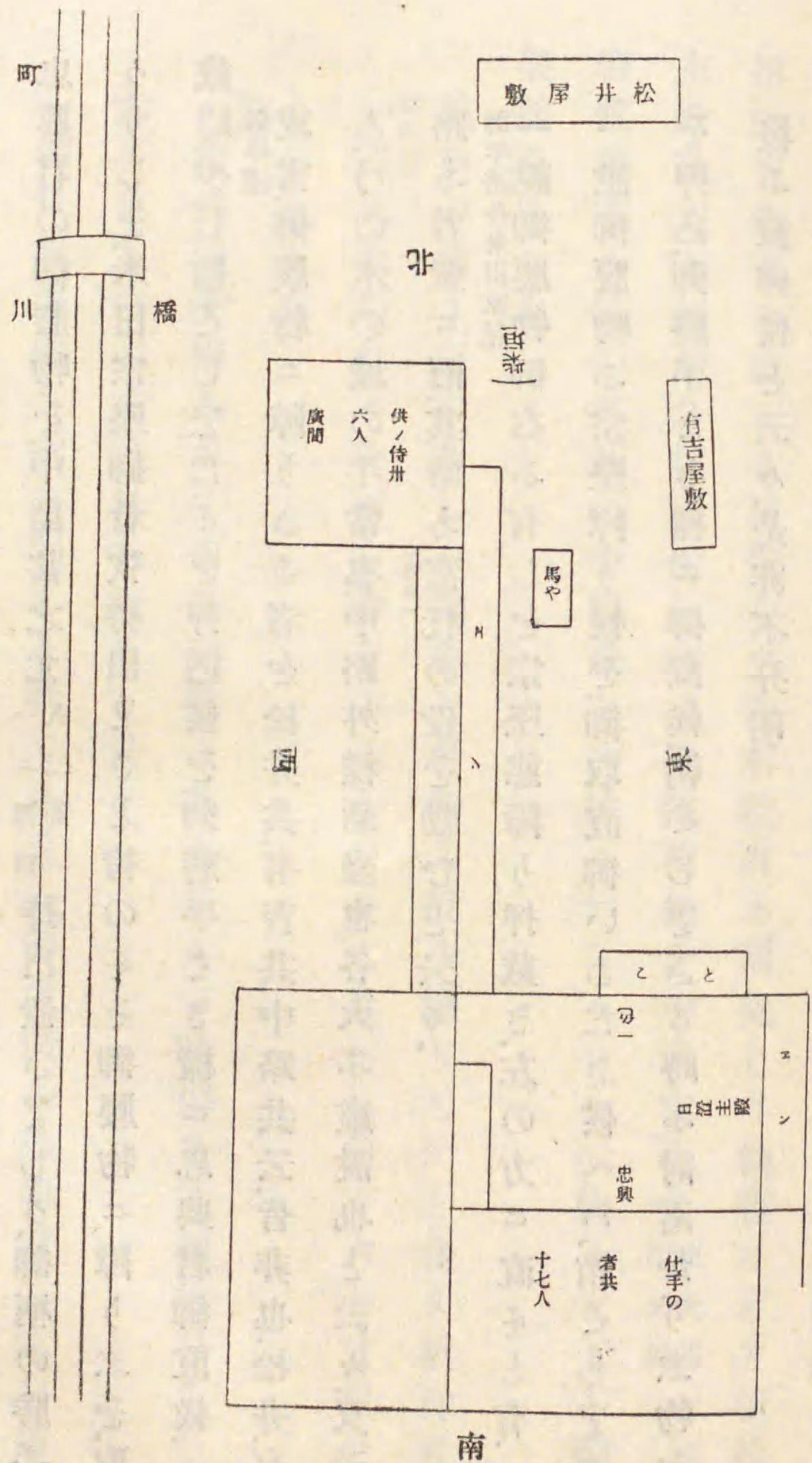
米田宗堅  
邸ニテ饗  
應ストノ  
説

天正十年九月八日

四八二

使こ被相渡、彌道を早めて御歸城被成、一色家を攻討るへき催なりし、  
義有和儀を乞ひ、幽齋君御取扱被成、米田宗堅を以暫無事相調、忠興君弓  
の木の城に御出被成候、然を共終よを義有、可被討果、御内存あり、  
一九月八日、一色義有を御饗應の席に而被討果候、其趣を先ふ御和睦の時  
に、米田宗堅專此事ふ預り、彌御招きふ可被應由ひて、九月八日、宮津ふ參  
候、尤用心と覺しくて、騎士三十六人、雜兵三百より供をらる、雜兵の城  
外ことよめ、士を廣間まで參り候、御書院御坐之次第に、忠興君と義有と  
向合て御座、一色の家老日置主殿介、忠興君の御右の脇に居候、一、二、次  
相詰、御後口襖障子一重内、仕手の士十七人被隱居、玄蕃殿康之、立行、是  
政等を初め、彼是田邊の城の普請場へ被遣置、相圖を待て、一色の居城弓  
木を速ふ攻取らるへきとの事故、仕手の士僅也、

井澤番  
一書、松井、米田、有吉、馬廻之騎士十四五騎、足輕三百餘人を、弓木の城  
下は遣置と云々、御年譜、於國の惣まかみ、米田宗堅所ふて御饗應也、  
屋敷の圖左ふ記、座敷八疊敷也、



有吉家記  
一書、米田屋敷を、宮津の御城外にして東向也、向を松井屋敷南隣を、有  
吉、北を川を隔橋の外を町屋敷と云々、又一書、有吉屋敷共有、是非  
分明ならず、或評ふ御饗應の事、米田屋敷に而ひあく、宮津御本丸の内  
天正十年九月八日

四八三



天正十年九月八日

四八四

こ極る、忠興君待受らむ、一色も心疑もなく登城也、然り米田宅とほら  
い、心氣遣も有へしと、古老の語傳也と云々、考こ、宗堅宅と云々諸記こ  
有之候得共、宮津御本丸といふ事、前後の様子左も有へきと見へ候間、  
是を本文こ用申候、尙追考可仕也、

忠興君の御腰物を、中島甚之允一三柳田持出置し、御柄の勝手悪  
うりしを、米田宗堅御着次持出、ささと袴のそ、御腰物こ障りまを、取て  
戴時、少し鞆とし、たるを押込候を、御勝手まき様こ忠興君御直候、

或書御腰物こ障りまる者を、松井共、有吉共、中路共云、皆非也、松井、有吉  
老、弓の木の城の手當也、中路外様新參也、各大に虚説也と云々、又云、中  
路若輩こ而、其時を宮仕給カの役を勤むと云々、

御年譜并米田家記  
一説、御腰物御右ふ有しを、宗堅態障り押戴き、左の方こ直まと有、

一説、御腰物ふ宗堅障り候を、御取直御いふたき候へり、鞆とし、たる  
を押込、御勝手よき様こ御置候、鞆とし、たる時ふ討趣かりま物をと、  
後ふ被仰候と云々、是非不分明、

老人雑話集こ、御腰物を米田監物持出と有、又御討果も信長死去の明

忠興義有  
ヲ斬ル

日と記せり、大ある誤也、監物も助右衛門是政子こ而宗堅孫也、  
扱義有御盃を戴う候所を、忠興君扱打ふ、肩先より側腹うけて斬給ひ、  
主殿助方こ御向ひ被成候へり、主殿逃出候を、中路市之允後次郎左衛門又周防討  
留候、義有老銀の打絞の中脇差を少抜うけなうら、次の縁まどふと倒れ、  
袈裟分をし也、

義有の前は三方有し、御心を付給ふ故、少懸りしかと、後ふ被仰候、

御年譜  
一書、天返の打うさうら中りまるものふて有へし、前う六七寸程か、

りしこと有、

井澤

一説、供の士兩人ふて引立、屋敷の外迄出たる時、倒れて袈裟分をし也、  
大ききものふて吸付て如此と云々、

一書、日置主殿を、次の間より斬て入、又一書、主殿を忠興君も志を通し  
逃失しりと、然を共、中路討と決たる事實説也、主殿う子後ふ忠興君御  
扶持被成、中路を敵と思ふるうらまを被仰、中路も懇ふ云ける由也、其  
子孫熊本こ居まると云々、再考、

供の士此音を聞て斬込んとするを、仕手の面々こや廣間ふ至て切立候、

天正十年九月八日

四八五

義有家臣  
ノ奮闘



天正十年九月八日

四八六

敵後ろるくしく働候得共、此方の勇士等思ひく不切臥る中にも半弓を以、彼是こ手を負さる敵有、的場甚右衛門立向て討留候、山本三四郎後三郎右衛門、可兒清左衛門等同時こ敵を切倒せ、米田宗堅も敵三人を正後三郎右衛門、法名宗覺、可兒清左衛門等同時こ敵を切倒せ、米田宗堅も敵三人を切、各眉間を割たる不、願はて二ふなる、此刀を三ツ頭と號は、秘藏せし也、後於京都忠隆君へ差上、今以傳來、敵方不蘆屋金八郎、金川與藏と云者、強く働き候をも、取こめて討取る、宮部市左衛門田邊ノ所もちく働き、嶋庄右衛門を誤て味方討不合候、忠興君も庭こ御出御下知候處こ、日置主殿より弟小左衛門と、外こ壹人三尺の鏢あしの刀こ而忠興君を目懸て切てかゝる、丸山左馬助長刀をとしらるし、丸山左馬助是こ有と云て、椽よぎんごをふまたり、此勢よて、二人和よや、名譽の男也と、後ニ被仰候、三淵大、忠興君刀こ而御働被成候を見て、山本三四郎、代々持傳ふる長刀を、是をと申て、御手の下より差出せ、一ニ、坊主共有、御小、兩人の者三間馬やへ走り込、繫柱を楯ふ取る、忠興君右の長刀不て御せり合候り、此と入て御拂候へい、小左衛門腕兩方共こ切らせ、て、よろくを致し候を、御りけ被成候不、能大夫の面を落したる様よ顔そけ候、面の難刀と御名、其内こ廣間仕廻候者どつと押入、今壹人の取

忠興自ラ  
戦フ

面ノ難刀

込て討取候、

井澤

一書、井澤長秀選御家傳不、忠興君寂早殘る者あきくと、宣ふ御聲を聞て、小左衛門腕の内を飛出切て懸るを、忠興公をらひて、長刀よてりけ給ふと云々、同記又一書こも、小左衛門の丸山とつとく戦ひ候を、取込て討取り、忠興君の廣庭こ出、大勢を追靡討取給ふこ、馬やの前こ而、二人の兵左右を切てうゝるを、長刀こ而兩手を拂ひ落し、面をうけ給ふと云々、武次筆記又一書、御傍ふ被召仕候坊主、御長刀を持、庭へ飛下り申候、就夫二人共こ馬屋こ入、繫柱を楯こ取、御せり合被成候と云々、

カ八木田新右衛門も、御勝手不御用有之罷在、御打果候音を聞、御次を蒐出候得り、一色の供不參ふる小坊主を、宗堅とらへ、新右衛門不渡、此者殺し申間敷旨こ付、申カ擲置候而相働き疵を被る、一色の勇士牧忠左衛門、一ニ、老梶平七郎、野平七、梶を討て立退候所を、澤村才八走り懸て切伏る、森孫六郎一ニと云者、柴垣の後口不隠れてとおる者不手を負せ、中路市之允をもきる所、汝見うへりて、孫六を討取り、左の眉の上不疵を蒙り候、忠興君御覽あされ、市之允切れさうと被仰候不、夫迄覺さりし也、御手つうら頭を

天正十年九月八日

四八七



天正十年九月八日

四八八

結ひ、深手也、働へうらまると被仰候、吉田ふ居る主殿娘小少將り夫めり、お  
り、適討洩さむたる者城下より町へ出る、橋を越て逃行を押續て追うく  
る、大手の門外へひうへし一色の雜兵、主人の死を聞て、城中へ込入むと  
まゐる折節、逃るを追て切て出る、味方の兵へ橋向より持弓之者共、弓鐵つ  
るへ懸たる故、各橋を渡り兼る處、的場甚右衛門、鎧提て、搦手の門より出、  
町の方より廻り、弓射る者を突伏る、此勢へ乗て討て出、ことごとく追  
ちらし候、

一色の士共、屈竟の者三十六人、此方の仕手僅十七人なり、此者共襖障子一重後、はく息う、暑き様不覺しと、後へ被仰候、壹人と敵二人宛  
ふしても二人餘る也、さむとも事故なく仕廻、梶平七郎壹人の外、討死  
も無之、手負少々有之る迄也、島庄右衛門、一色の者と見誤り、小腹  
を鎧ひて突候故、一時とりりして果候、米田、有吉、不も劣るましき者こ  
而有し、不惜き事をまゝりしと、後にも被仰候と也、

島家申傳ふ、存生之内、數度之軍功比類少きとて、庄の字を少と申字  
と直し、被下候由、此節家斷絶、甥又左衛門信由、長進金森法印の頼とて、慶

門島庄右衛

澤村吉重  
逸見氏ノ  
斷絶ト丹  
羽長秀

長七年、豊前とて千石拜領、御番頭有馬とて討死、其子又左衛門重次奉願千石之内、嫡子又左衛門重正、七百石、次男庄右衛門重知、へ三百石分知、今の又左衛門正満、庄右衛門正閏等、祖也、

澤村才八吉重也、桃井の族にて、若州の産也、若年の時、逸見駿河守と仕へ候、不、駿河守病死の時、繼子おた由、旗頭丹羽長秀より被申達、斷絶とおよひ候、實も源太丸とて、才八ハ繪像の有、  
七才の男子有し、  
とも、長秀とかくこさへて信長に不達、才八是を歎き、源太丸をい  
さなひ、安土に至、直訴兩度とおよひ、信長あをせみ給ひ、逸見  
跡式下し給ひ、るへき旨成し、不慮に弑逆に逢給ひ、剩へ同じ比、源  
太丸も早世なるとる故、無力丹後と越、八月上旬、御鐵砲之者とて被召出、  
とや此度手柄をあらとし、追々武功をとりて、天正十八年、奥州へ御  
歸陣後、知行百石被下、朝鮮御歸朝後、百石御加増、慶長六年七月千石、  
同十月二千石、又寛永九年、五百石被下候、同十年、當御國とて、被改五  
千石被下、御城代被仰付候、働之事、其所々に出申候、扱自筆の覺書  
と、高麗とて唐人あときり候事、并伏見とて、而の仕者、丹後宮津（想）そうと

天正十年九月八日

四八九



天正十年九月八日

四九〇

忠興所用  
ノ信長作  
ノ刀

浮股又波  
股ト名ク

秀次忠興  
ノ刀ヲ望

申所ニ而取籠者搦候儀等ハ、常之事と存、子細を不出分と有之候、後  
ニ澤村宇右衛門友好を養子ニ被仰付、宇右衛門知行六千石共ニ壹  
万千石之内七百石ハ今の澤村權兵衛祖、三百石ハ同八太郎祖ニ内  
分ニ成、當宇右衛門迄代々無相違被下置候、  
右一色義有御討果の御腰物也、信長作長サ二尺八分半計也、元來勢州  
ハ出ヨリ、或時伊勢の海邊ニ而、囚人の首被可刎との時、太刀取刀を打  
付候ニ、囚人うつ伏候而繩取を引倒し候ヘリ、繩取首被討落、囚人ハ前  
の海へ入て泳行を、太刀取ハ、いて飛込、兩股をあくり落ニより、刀の  
異名を、浮股とも波股とも申候、又胴九ツ同し様ニ切を能落候て、九ツ  
胴共申候、青龍寺ニ而忠興君御求メ、十四五才ニ而御ためし被成、胴落  
候而、一入御祕藏有しを、頓五郎殿御所望被成故、被遣し共、今度御取  
返し被成候、後ニ此御腰物きハ、いの切物と世上へ流布いたし、關白  
秀次公御所望被成候得共、御斷被仰上候、依之秀次公方々御尋させ、恰  
好似ヨリ信長の刀を御求出候而、諸大名登城之折節、與一郎所持ニ大  
方似ヨリ同銘の刀を求め置ヨリ、只今ためさせ、各へ見を可申とて、御

刀ノ拵ヘ  
金具ハ田  
村ハ竹屋  
研ハ

柄鯨ノ代  
金一枚

目貫筭ハ  
後藤祐乘  
ノ作

庭マテ御斬を被成候、忠興君も能切を候ヘリしと思召、列座の大名衆  
も氣をつめ御覽有しハ、大骨も不越切を悪く候故、最早御所持の刀を  
可被差上と思召候内ニ、列座の大名衆一度ニ、忠興君の御顔を御覽候  
ニ付、爰マテ御上候ヘリ、惣様の差圖を御請候マテこそ、是をと思召候  
處ニ、秀次公御座を御立被成候故、御智音知の諸將忠興君の御袖を引是  
非御上可然由御申候得共、何とやらん上ケ難き體に成り、とハ御身  
體の礙ハ成る共、上ケ間敷と思召詰ら候由、御拵ハ、研ハ竹屋、金具ハ  
田村、鉏一ニ下ハ、不錆ヨメニ銀也、同様ニ鉏を貳十被仰付、様子能を壹  
ツ殘し、十九ヲ打つぶさせ被成候、御柄革卷、ふち唐革ハ、御包せ置候、  
久しくなり、所々損候ヘ共、御繕を置候、御柄鯨也、其比黄金壹枚ニ御求  
候て、御うけ候ヘリ、小國の主ニ而、奢人と人口ハ御乗候、地鯨ハ、ふらみ  
よし、取廻し九曜ニ有之候、越中殿の九曜、鯨と世上ハ唱へ申候、目貫、筭  
ハ、祐乗作、蜻の彫物也、御鑿ハ鐵大まうし廻り象眼ハ、此鑿ニ似ヨリ  
を御家中ニ而、信長をかしと申也、御鞆も色々御吟味、角あり、恰好被盡  
御心、拵出來候て、利休ニ御見を被成候ヘリ、恰好ものもき殘所も無御

天正十年九月八日

四九一







天正十年九月八日

四九四

馬守の將軍義輝公へ仕、御生害之時同戰死、梶之助の、大何として宮津を和國眞下ニ居住、一色の招ニより、來りて家老職と成ル、何として宮津を切抜候哉、弓木を心懸東より登り、峠ニ而米田ニ行逢候、米田と眞下を、常ニ睦りたりたる、眞下此時モ詞をうけ、今日の次第とかういふ、及んば、他人の手ニかゝらんより、貴殿と死んこそ本望をせとて、刀を抜く、助右衛門の鍵ニて直ニ馬上より挑ミ合、ゑかて眞下を突通、懸小城中の事を頼ミ死し、米田も落涙して領掌いたし候、

一書、梶之助米田ニ突、馬上より鍵をたくり來るを、かゝるの振候への、馬より落るを、米田家人木崎縫殿大炊首を取へきとて走寄を、眞下臥あうら木崎の口を切割候、されともむるまを飛懸り、首をかき、手拭ニ而膝を卷、馬ニ而弓木ニ赴き候、此手疵ホて行歩不自由ニ成、其後有馬ニ入湯して、痛愈候處ニ、堺ニ知る者有て、彼の許へ行、鹽風呂ニ入、疵口より血を流して死せと云々、又一書、眞下突をあうら、米田の鍵をたくりて來るを、あゝこゝろ振て捨々をい、どふと倒れて首を取らる、一反程の間血をまをせしと云々、又一書、眞下も鳥井と同じく弓木ニて働、米田と鍵を合せし共有、又一書、城中ニ有あを、聞ふ驚

き蒐來り、米田と鍵を合討死と云々、

助右衛門一言の契約もさしかさく、眞下の妻子弟四人を育之置、男子七之助を御家人とあし、三百石被下、後七兵衛と云、其子孫今の眞下喜角也、元重り姉の、忠興君の妾と成ル、式部寄之の此腹也、名のさ、後長石被添遣候、梶之助弟澤村小八郎重包の、義有の親類京都武者小路殿ニ使者ニ罷越、於京都丹後騒動の様子聞付、早速罷下候途中、助右衛門が眞鍋甚六と申者を以、梶之助家内を引受候事共、具ニ申越候ニ付、小八郎も助右衛門方ニ來り、後ニ二百石被下候、子の代ニ至、寄之ニ御附被成、松井家ニ被遣、彼家來とあふ、

一書、澤井小八郎重包、關ヶ原之役從軍し、於會津表力戦し、忠興公の御感狀を賜る、

今度於會津表一戦之砌、玉川權六打取、無比類勳誠以神妙也、仍丹州伽佐郡於豊村百石令加増畢、彌可抽軍忠者也、

慶長五年十一月

忠興御判

澤井小八郎殿

天正十年九月八日

四九五



天正十年九月八日

四九六

其後大坂の役ニ後相従ひ、度々褒美を得て、都合三百五拾石を領し、豊州小倉ニおひて病死せしと云々、考ニ第一慶長五年會津表ニ而一戦といふ事いふりし、然レ右御感狀御本書拜見せさせり、御判物たる由申とも疑はし、重而可考、

玄蕃殿、康之、立行等々、相圖の火の手洩見るとひとしく、弓木の城の追手搦手々、二手ニ分て押寄る、城兵思よらば周章さききありら、俄ニ門を閉て堅く守る、

一書、義有討をし事を聞、家老鳥井佐五右衛門、弓木の城ニ楯籠ると云々、

忠興君も無程被押寄、御下知被成候、城中ニも、天下ニ名を得る鐵砲乃上手、稻富伊賀祐直慶長五年、を初、弟子共數多有る故、味方ニも手負死人多く有之候、さき共ひるまま鐵砲打うけ候、中ニも澤村才八も、一番ニ走著、初より持たるう、とせ口を不退、とく鐵砲を打て、矢間をからま候間、手負も薄く成候、一色の家老鳥居彦八郎一ニ鳥井、五右衛門、士卒を下知して突て出る、御馬廻衆追手口ニ仕懸る内、美濃七人衆、あらまらるる、可兒清

長岡興元  
松井康之  
等弓木城  
ヲ攻ム

稻富祐直

鳥居彦八郎

美濃七人衆

城中和ヲ乞フ

左衛門計能働候、殘る六人、其場より立退く、餘松井、有吉等組を下知し、戦せ候、敵壹人立行、突てかゝるを、突伏て首を取、其外何をも相働、搦手ニ而も、志水新之允下知を加へ、自身敵を鎧付て首を取、城兵若干討せ、引入て堅く守り候得共、松井、米田、有吉等下知を加て、強く攻付候間、城中終ふ防兼、我々共不殘御討果し候、一色殿御内室御生害いさせ、各切腹可仕候、我々御助ケ、義有の男子二歳、五郎、後ニ御取立候、御内室を無事ニ渡し、城を開き可申旨懇ニ申候間、助右衛門も、殊ニ眞下り言をのへて、和議を取扱ひ、松井、有吉等不談して、忠興君ニ達し、則城兵御助命可被成旨云送り、城を受取、御内室并其御子五郎を携へ、宮津へ御歸城被成候、

扱一色の浪士稻富を始め、名有者共追々被召抱候も、數人有之候、義有の死骸も、菩提所大圓山盛林寺ニ葬り、賞雲源忠と諡す、家系別義有の後室無是非思召、忠興君御對面之時、不圖脇差ニ而御突候を、御とつし被成候へり、御鼻ニ中り、後迄疵少有之候、此也、此後室、程經て吉田神職卜部兼治ニ再婚有、御子數多出生、系別ニ

天正十年九月八日

四九七

義有室長  
岡氏吉田  
兼治ニ再  
醜ス







秀吉急使  
ヲ以テ義  
ヲ興反  
有忠謀  
報忠興  
ノニ

義有ハ藤  
孝ノ女婿

興元ハ爾  
手ヨリ康  
之ヲ追手  
城ヲ攻ム  
忠興弓木  
加攻ニ参  
ス

澤村吉重

おとな

天正十年九月八日

五〇〇

候ニ付、幽齋様御上洛於本能寺爲御追善百韻連歌御興行被成、長追善ノ  
連歌ヲ興行スルコト、七無程被遊御歸國、三齋様に後御上洛、松井康之御  
供仕、秀吉公に御對面被成、康之儀後御禮申上候、夫ハ江州安土に被成御  
越、織田秀信卿、織田信雄卿に後御對面相濟、八月上旬、織田信孝主に爲御  
對顏、濃州岐阜に被成御越候處、秀吉公ハ早打之御密書を以、一色家左衛尉  
有、叛逆之趣を被仰進候、一色家ハ御留守を伺ひ、兵船を出し、宮津之御  
城を可乘取企有之候得共、三齋様急ニ岐阜ハ御歸國被成候由を承り、犬  
之堂ハ弓木に船を返し申候、幽齋様ハ御途中マテ以御飛札、一色家兼  
而三齋様御歸城を待受、可奉討謀計之由被仰進候、此等之趣ニ付而、早速  
一色家を御討果可被成ニ相極申候得共、幽齋様御聲ニ而御座候故、米田  
宗賢參を以御和談被取結、三齋様弓木城に被成御越候付、九月八日、一色家  
宮津に被參候を、御饗應被成、御盃頂戴之時、御討果被成候、此節長岡玄蕃  
頭殿、松井康之組共ニ、田邊御城御普請ニ付而、右場に遣被置、一色家御討  
果被成候ハ、狼烟を被揚、御相圖可被成候間、其時弓木城に押寄、攻取候  
様被仰付置、牧丞大夫に御討果被成候段、被仰遣候ハ、狼烟を可揚旨

被仰付、石川山此山ハ餘御座候、三に被遣置候付、罷越居候而、御相圖之狼烟  
を揚候得者、早速玄蕃頭殿、康之等士卒を進メ、弓木城に押寄、玄蕃頭殿ニ  
搦手、康之ニ追手ハ攻蒐候處、一色家共城を堅固ニ守、防戦仕候、三齋様ハ  
無程被成御著陣、寄手を兼候得とも、一同ニ追手搦手ハ、頻ニ士卒を勵し  
相戦、敵を城内に追込、責詰候處、城内ハ申出候と、城中之士卒不殘、御果被  
成候ハ、御内室様御母子共、御生害を御勸メ申上、何を後切腹可仕候、一  
命を御助被成候ハ、御母子共ニ相渡可申旨申遣候付、如望被仰出、無異  
儀御母子共ニ請取、弓木開城仕候、

〔細川忠興記〕

細川越中守内澤村才八、今ハ大學、幼少より之成立之覺

一天正十年九月上旬、丹後の屋形一色、叛逆之時、忠興一色を振舞れ、於其  
座手討メ被致候、其時一色供の者數十人候中、牧忠左衛門と申一色お  
とち梶野平七と忠興小性を切殺し、退候處を、才八助ケ合、彼忠左衛門を  
討留申候事、

一捲れより一色の居城弓木と申所を、家老鳥井と申もの持堅候を、忠興  
被攻候時、追手門口ニ一番著申候、味方ハ手負死人數多出來候へ共、才

天正十年九月八日

五〇一



天正十年九月八日

五〇二

八壹人場所を不退、鐵砲を以敵、矢狹間を射からさ候てより、手負も無之候、終よ扱とあり候事、

〔細川忠興軍功記〕

○前項ハ、義有中川清秀ノ戰死ヲ秀吉ノ敗軍ト誤リ、宮津ヲ奪ハントセシコトニカ、ル、前掲、細川家記所收、牧

武次筆記  
ニ同シ

日置主殿  
逃ルトノ

主殿ノ弟  
忠興ニ切  
懸ル

一 一色殿御打果被成候御座敷八疊敷にて御座候、其間に一色殿、同家老日置主殿介、忠興様御三人、一色殿と忠興様向合にて御座候、主殿介、忠興様右之脇に居申候、御腰之物左之勝手口より中島甚允持出申候か、柄の勝手惡敷置申候故、少被成にくき體、米田宗堅見付、御肴持參被申、御腰物にさはり被申候を、御取直し被成、御勝手能様に御直しにて、扱追取御抜き被成候、一色殿も脇指抜合被申候得共、早御切付被成、主殿方へ御向候得、主殿逃申候、一色殿の供之侍兩人引立、屋敷之外迄退被申候か、たうとたほれ被申候時、二に成果被申候事、

一 忠興様、主殿御追被成候得共、逃延申候、主殿か弟兩人にて、忠興公へ切懸り申候、御戰被成候處に、御傍に被召置候坊主、御長刀取庭へ飛下り申候、就夫馬屋へ二人共に入申候、繫柱を楯にて御せり合被成候、其内に廣間

仕舞申衆、喧と押入、兩人共に仕留申候、是の三齋様御咄承申候事、

一 一色殿供之侍三十六人、此方之仕手の十七人にて御座候、相手二人に仕手壹人宛して、未貳人餘り申候由、常々三齋様御咄被成候を承り申候事、

一 ゆみの木の城へ、御舍弟玄蕃殿、松井殿、有吉殿、米田殿、其外御馬廻衆被仰付候、城中より申候、皆共の御打果被成候、一色殿御内儀生害仕、其後皆共腹可仕候、御助被成候、御内儀様無事渡可被申と申に付、何も御助被成に付極り、城御請取被成候事、

○ 忠興、義有ヲ斬ルコト、年月未ダ詳ナラズ、姑ク細川家記、松井家譜等ニ據リテ、茲ニ掲グ、

〔參考〕

〔總見記〕

一二十

北國合戰事、附長岡父子恩賞事

(天正九年)

三月廿五日、長岡兵部大輔源藤孝、同與一郎忠興、二男頓五郎等、度々忠功ニ

依テ、丹後ノ國ヲ拜領シ、今マデノ居城、青龍寺ノ城ヲ指上ル、是ニ依テ當城御番手トシテ、御城代矢部善七郎、猪子兵助ニ仰付ラレ、青龍寺へ被遣、長岡知行分相改メ、在城セシムベキノ由、今日是ヲ仰付ラル、抑丹後國前ノ守護

義有誘殺  
天正九年  
說

天正十年九月八日

五〇三



義有誘殺  
ハ信長ノ  
意ニ出ツ  
トノ説

光秀ノ謀  
介ニテ藤  
孝ノ女ヲ  
義有ニ嫁  
ス

宮津城普  
請中ニッ  
行有吉立  
テ有邸ニ  
饗義有ト  
ノ説

天正十年九月八日

五〇四

一色左京太夫源義定(今下同)ハ、公方家四職ノ隨一ナリ、近年微力タリト云ヘ、譜代ノ國人等猶先君ヲ慕ヒ、往々覺束ナキノ間、藤孝即饗應ニ事寄セ、義定ヲ招キタバカリ寄セ、忽ニ殺害セシム、是併大臣家ノ御内意ヲ受奉ルニ依テナリ、是ヨリ國人二心ナク、藤孝ニ從ヒ屬テ、丹州全ク平治セシムル者ナリ、  
下略上

〔丹州三家物語〕一色五郎討るゝ事

天正九年の三月、細川父子入國せられし、光秀兼く取もされし契約の事あれば、其年の五月、藤孝の息女を一色殿に嫁し給ふ、同十年九月八日、五郎殿宮津の城へ聲入ありて、細川父子と對面なり、此時いまた宮津の城からすして、はか／＼敷坐席もなうり々れり、大手の内家臣有由(言)四郎右衛門の宅に於て、五郎殿を饗應し、既に酒宴に及り、藤孝の杯を一色殿にさし給ふ、五郎盃とりあけて、いふ、かむとせし時に、忠興一色を討給ふ、かねあひ少し廻(くま)れ々ん、弓手の肩を討れり、五郎もさす、壯士にて、勇猛震といへとも、大勢出合取籠て、終にうたれ給ひけり、痛のしりし有様なり、五郎の扈從蘆屋千八、金川與藏といふ者有、かれら二人の常に身ちかく

忠興米田  
宗堅有夫  
テ長岡氏  
人長岡氏  
ヲ弓木ヨ  
リ迎へ出  
サシム

つかへし故、此時も召具せられ、次の間に有けるか、兼て討手を認し置、一色殿と一同、二人の者をも討せける、蘆屋、金川勇士にて、儀敷拔合、討手も手負々れと、多勢に無勢不叶して、二人も討れ々る、其外の一色衆、兼て大手の門外に町屋を點(應)して置々る、城内何さま騒しく、一色討れ給ふと聞えり、その我先よと抜つれて、追手の門へ込入しを、細川衆切て出、大手の橋を轟し、追つかへしつ戦ひ々る、手負死人多うり々り、一色方十三人枕を並ぐ討れ々る、生残りたる一色衆、皆弓木へ引取て、堅固な城をかゝめたり、  
(宗堅ノ説カ)  
米田監物弓木の城に向ふ事

忠興兼く米田監物と密談せられ々る、一色五郎を討とめり、汝のはやく弓木に馳向ひ、五郎の室を請取へし、若し城内の侍共、少も擬議する族をは、一々に頸を刎、城を破却し歸へし、出馬の相圖り、狼煙ありと云合、騎馬十四五騎に、足輕從ておられ々る、宮津より西に當てのろしか嶽とて高山あり、此山は兼て煙(狼煙カ)の役人付置れ、一色を討とむとしく、城内は煙を上れり、山上まものろしを立、彼十餘騎の兵とも、方々の一味の者、此煙を見るよりも、監物も隨て弓木に押よせて、城内へ云入る、御内室の迎として、米田監物

天正十年九月八日

五〇五



天下無雙  
鐵炮ノ上  
賀手稻富伊

長岡氏ヲ  
渡サバ城  
中ノ諸士  
ヲ助ケン

長岡氏ヲ  
人質ニ但  
馬ニ逃ル

宗堅長岡  
スヲ取返

義有誘殺  
ハ光秀ノ  
ト意ニ出ツ

是迄來り候也、此上の子細なく渡し給へと申つかのしたり々れとも、城内曾て返答にも不及、中々稠敷鐵炮を打出す、城中より天下無雙鐵炮の上手稻富伊賀といふ者籠居て、分釐を打たる間、寄手忽死人多かり々れ、監物先野田の橋詰まで引取、重て使者を以城中へ申遣たる、内室たは渡給の、面々より子細有へうらす、只今卒爾の働し給ふ故、味方は手負少々有しといへとも、それの武士の作法あれ、何苦ふ候へき、藤孝前をよろしく取成可申と、念比は申遣より々れとも、城内評議區々まで、とやかといふ間に、傍の者とも、内室を人質は取て、後ろの山より忍ひ出、但馬をさして落行たる、監物是を聞よりも、諸鎧まで追懸り、但馬の國藤の森まで追付、無恙内室を取返し、米田の宮津へ歸たる、

一色五郎死骸盛林寺に葬る事

一色五郎を座上まで討れし事、只一端の巧は非ず、豫め光秀の胸中より出たる謀なるへし、其ゆへいふとあれ、丹後國を信長公の御領國とし奉る忠謀の跡は披露して、畢竟智の忠興を、丹後の國主は可成と兼て計と見えよ、斯て細川殿おもひの儘は満信を討亡し、其悦の限あし、然と

義有ヲ盛  
林寺ニ葬  
ル賞雲源忠

義有室長  
歎岡氏ノ悲

一色五郎内室歎きの事

一色殿の御内室宮津へかへり給ひし後、五郎殿のうたれ給ふ初め終りを聞給ひ、最期の時を想像、深く歎うせ給ひたり、過よし八日の卯の刻は、とらぬは向ひて宣ひし、今日の細川殿より對面せん、我等の家と細川殿、互ひの先祖のまゝしく、代々公方様に仕へつゝ、爰かしの戦ひは、互は頼みたのまれて、力を合と相見へて、古きふみとも有々れ、子孫の末とありぬれと、昔を思へ、いなつうしきに、かく親子の縁と成りし、宿縁の淺うらぬふしきさよと宣ひて、誠まいつよりむつましく馬鞍きれいよ、そほはせ、弓木を出給ふ、去年の夏の五月のころ、一色殿に参りし後、かくにきしき供人まで、いつ地へも出させ給ふ事あらされ、わらにも一し嬉しく、城の窓より見おくれ、須津の濱道過給ひ、山路よかり給ひしか、い



また朝霧吹さらりていと、幽々詠るよ、生繁りふる松陰よ見失ひ参らせ  
て、供人も見えされぬ心の内よほちきかく、そら涙のこぼれしを、忍び  
て人よの見せねとも、いまいしくおもひたれぬ、盃を出させて、女房たちを  
もあくさめしに、思ひの外のことありて、うせさせ給ふ悲しさよ、うやうのく  
はたて有しとい、さつら夢もまらねとも、御最期の其時にさそ恨給ふ  
へしと、明くれ歎かせ給ひたり、

國中之地侍進退之事、付細川丹後國主と成事

天正十年の秋、一色五郎討れ、後宮津近邊の城持とも、細川殿へ随ひ々  
り、大久保の城主一色左近大夫、栗田の城主河嶋備前、府中の城主延長修理  
進、須津村の大内宮内右衛門、龜山の城主石川淨雲齋、常吉幾地の地頭、此等  
の者を先として、拾人に及、一時宮津へ降参す、是より彌細川に威勢く  
り、國中の城々を攻落す、在々の地侍細川衆を引うけて、戦死者も有、或ひ  
の館を相渡、即時に随ふものもあり、中郡熊野郡の地頭とも、他國へたち退  
者多し、中よも成願寺の星野因幡、江波和泉、黒部の城主松田遠江、細川を  
引受て、各討負亡ひたり、間人村の荒川武藏、嶋村の二ヶ城石川尾張羽太越

一色左近  
興二降ル

星野因幡  
等ハ戦ヲ  
テ亡ブ

高屋好清  
等ハ但馬  
ニ逃ル

山内將監  
等竹野郡  
ヲ降ラズ

忠興興元  
本庄ヲ圍ム

和議成ル

前、城を渡して降参す、下岡の高屋好清、徳光村の後藤悪介、何れも但馬へ  
立退ぬ、爰(兼下岡)と興佐郡日置より、北方并竹野郡の地侍、本庄菅野、蒲入、宇川  
邊の領主山内將監、通倫を、大將として、將監、在所本庄菅野の兩城、楯  
籠、本庄よの龜嶋の城主島田藤兵衛、野室の太田右京士井小十郎、平村の城  
主小倉備前、籠々る、菅野の城よの竹野郡の内吉永の矢野兵衛、佐、後藤金藏、  
岩木の城主井上卒度右衛門、岡ヶ城の小瀬因幡、籠々る、寄手の大將、細川  
與一郎、忠興、同舍弟頼五郎、其勢千餘り、先本庄の城取巻、一日一夜責  
々る、城中殊の外強く見え、たれ、寄手先攻支度せよとて、在家をこ  
ち、竹木あとを、らひよせたり、斯る處、忠興申されたる様、此城主山内  
將監、元來公方家の臣下、本國の丹波也、公方の都、まします時、此將  
監、同親父山内伊勢守とい、常々御所、参會し、公私、付て、父子とも互  
に親しき舊友たり、先年京都の逆亂、皆ちり、に成し、後此人何國に有  
とも不知也、何とて此所、住れたる、古しへを思へ、あな、かち攻可亡  
に非とて、既、和談、成、よける、籠城の地侍、其在々安堵の事、子細有へから  
ざるの旨、事究る故、將監、本庄菅野の兩城を細川よ、渡ける、然れ、忠



山内將監  
頓死ス

天正十年九月八日

五一〇

興將監は對面せんとある處に將監俄に胸痛して天正十年十月二日に頓死せり、法名雄譽院前親衛校尉雪岫了卓居士と號す、將監か一子三郎兵衛通忠いまた若年たり、細川父子懇志不淺して終に忠興へ奉公す、彼山内の代々公方家の臣たりしか、萬松院義晴公の御治代より、公方家殊の外御衰微まで、剩へ永祿八年五月十九日、光源院義輝公、三好松永等か爲る御生害の砌より、公方家の諸臣流浪しける時、山内伊勢守同子息將監、丹波國船井郡橋爪といふ我舊領に隠れ居て、世間の躰を窺ひける、爰に丹波國の住人本庄菅野の城主水戸部丹太郎安親といふ者あり、山内伊勢守通意と故ありて常々音問したりける、其比丹太郎か一子嶋太郎安治（加藤）郡へ舟軍して、成生浦まで討死せり、然るに丹太郎一子を討れて、味方弱き事を歎き、潛か丹波へ馳參り、山内は厚談して、將監を丹太郎か聲に仕、當國へ同道して、本庄菅野兩城の主を致せし也、夫より將監此國を心かけ、せんくも伐取て、天正十年秋の比に、興佐半郡、竹野郡手に入、既に丹波郡を脅所、細川父子當國に來り落年（手力）本庄表も平均に成しうり、興佐中郡、竹野、熊野四郡、忠興は隨ひたり、加佐郡より頭立ふる城持八人（姓名追尋也）有ける、藤孝家

山内伊勢守同將監  
丹波橋爪に隠ル

將監本庄  
城主トナル

藤孝加佐  
郡ノ諸士  
ヲ招降セ  
ントス

臣石寺治右衛門を、先田部（尾安同シ）尾安の何某か許へ遣りして、宮津より西北四郡治めぬる條、加佐郡の各々や、宮津へ出て、禮會可有哉と申遣りしたり、々れの尾安の徳内左衛門、石寺は對面仕、内々是より可罷出由、近邊の者共と申合といへとも、數人の相談かれ是と遅々仕候、近日宮津へ參、御禮可申上旨申ければ、左あらに其程逗留して、各と同道仕歸へきよし申々る、依之徳内左衛門催促して、殘る七人の地頭とも、尾安か館に集りて、石寺は對面仕り、田部より舟に乘、宮津をさして漕行ける、宮津より藤孝、松井佐渡は仰けるに、加佐郡の者ともか遅參せし條、汝早く田部へ參、石寺は逢て、兩人催促可致と有ければ、松井佐渡畏く、人數少々舟のせ、田部をさして急けるか、加佐郡の各々、石寺同船して來ける、金崎まで行あひたり、松井は石寺か鑓印を見付、いかに石寺殿歸り給ふか、各の遅參ゆへ、又某被仰付候といひければ、石寺申々るに、無子細何れも御同船申そとて、兩方互に舳して、人々松井に一禮有、松井又各へ挨拶、畢て後、松井申けるに、石寺殿は、こなたの舟へ乗給へといひければ、石寺各へ目禮して、松井は舟へ乗移むとせし所を、田部衆おもひけるに、扱ひを鐵炮まで打ものよと心得て、尾

天正十年九月八日

五一



安の徳内左衛門飛かゝつて、石寺治右衛門を一太刀に打たせし、海中へ突  
 ためて、急き田部は漕歸る、石寺か家來、或ひに討れ、或ひに海へ投込、壹人も  
 不殘殺されたり、松井佐渡大は怒て、討死せんとひしめけとも、田部衆の大  
 勢也、舟の次第は漕離、いづれともすへき様なかりたり、是非なく宮津へ  
 歸りつゝ、藤孝へ此よし申ければ、さらば田部へ可向と、藤孝直は出馬有て、  
 田部著陣せられしか、彼八人の地頭とも、各妻子を引つれて、思々立退、城  
 々を捨ければ、何の手間取事もなく、加佐郡治りける、天正十年壬午の十月  
 二、丹後五郡悉細川殿の手に入て、則ち國主と成給ふて、いづれしかりし次  
 第なり、

〔一色軍記〕一色式部大輔義道之事

略○上 然る所天正十年正月十日、長岡藤孝使者をもつて、年始之加儀を乞  
 ゆくし、次に義俊へ申入れられたるに、老人殊に冬年々殊之外寒氣痛、行末  
 心元なく存る也、かく迄智舅とあり、なる一國を納免ん印に、何卒一度  
 當城御入有て、忠興、興元とも、兄弟のましむりおし被下、老人の心を休たま  
 せらる、此世の本望此上おしとて、御孫忠隆、米田與七郎を相添、弓木の城へ

加佐郡ノ諸士國ヲ去ル

丹後五郡悉ク平定ス

藤孝孫忠隆ニ遣シテ

義有ヲ招ク

義有一族諸臣ヲ集ム

義有ノ一族諸臣

被遣ける、義俊使者の趣を聞て、まくに大江杉山へ談し、大江山ういせく、  
 藤孝の御思召御尤、去あらうふとをぬき、弦をこつして漸二ヶ年、いまふ  
 敵は油断ならず、どくろひ、詰腹等の難もあれ、一國を長岡よむとせられ、末  
 代の耻辱すゝくゑきよふおし、無用之返答あるを憂しと申々る、又杉山出  
 羽いせく、大江評定差當る理至極あら、藤孝に計略ををり、此方にも術有、  
 一旦心よく請合、氣に入らぬ所もあら、三郡の諸將を招、智入のてひこ事  
 をとかり、田邊の城に入て、長岡父子を打取、一國のあつきををるを免んとか  
 かりたる、義俊、兩人を評定、我存念に同意せり、吉日をえらぎ、近々入城、米田  
 をいつくり返答ををり、米田の悦、忠隆の供して歸りたる、弓木の城は評  
 定日夜あり、同十三日廻状をもはて、與三郡の諸將を集、まつ丹波吉原城に  
 御一族、

吉原越前守義清

近藤玄番頭善明

同 兵庫光明

近藤佐次右衛門

加納下總守

中瀬 兵衛

荒木 佐助

楠田掃部頭

荒須 帶刀

横田傳太夫

兼井兵庫頭

田中 助八

三宅美濃守

金江佐渡守

同 右衛門五郎

飯田越前守

天正十年九月八日



天正十年九月八日

五二四

藤戸信濃守 山中定太郎 石子紀伊守 原主水

成吉加賀守 山口彈正 山岡民部 島田對馬守

山淵傳左衛門 由利助之進 今西和泉守

竹野郡

松田攝津守 岡山城守 同 遠江守 荒川民藏

大村長門守 大條家安 野尻隱岐守 高屋近江守

後藤新兵衛 赤井但馬守 今井能世治 伊藤彌兵衛

茂品助之進 星野周防守 井上惣左衛門 松田越中守

岡村半平 佐々木十兵衛 板櫛修理亮

熊野郡

氏家大和守 佐野備前守 仲原權太左衛門 森脇宗坡入道

小寺小治郎 小倉若狹守 水鳥幸左衛門 關丹波守

松倉周防守 香久山勝右衛門 小西入道宗雄 栗田内膳正

岩手角之進 小畑六郎左衛門 山本平十郎

右三郡之諸將へ、廻文以テ相觸る、此廻文府中一色之末葉取持とあり、

弓木在城之人々

大江越中守 杉山出羽守 石子紀伊守 千賀常陸守

同 孫三郎 同 山城守 嶋津藤兵衛 同 伊織

倉内將監 三留豊前守 同 左馬之助 小出左京

高岡出羽守 坂野四郎右衛門 上野甚太夫 片岡惣十郎

前野半助 江木豊後守 江木七郎 鹽見筑前守

萩野悪右衛門 赤井五郎 同 半吉 石川左衛門

石川文吉 同 五郎右衛門 金谷伊豆守 藤田左右衛門

疋田孫九郎 新井左吉

右之面々弓木村に有て、軍器兵具を取出し、用意半よおよひたるを、誰ういふとかく田邊へ聞へ、藤孝父子大きにおとろき、早速聲入延引の使者、上羽佐右衛門村上久右衛門を以て申入られたるに、老人事、餘寒の痛みのり、此節御客もふけありうさく、此方より日限の御案内申入候迄、御延引下さる處しとあつて、聲入延引の事相濟、時々同十九日、京都之將軍信長公より、廻文到來仕候而、明智、長岡、一色之三家、今以テ不和之趣、將軍聞こしめしおも

天正十年九月八日

五一五

信長ハ光  
秀藤孝義  
有三人ノ



不和三人ノ命ニ  
キ三ノ人ヲ  
上落ノ命

義有宮津  
孝至子藤  
殺父ノト  
謀サント  
説ル

天正十年九月八日

五一六

これ、急き同道に而上京有へし、若又上意よそむき、上京あくにおるて、大軍差向ちうとつ有處しと有よよつて、三家の騒き大方ならず、中よも一色義俊の籠城之諸將と評定におよこれたる、所詮當家のめつほふ、此時當れり、其故の義俊上京せと、是迄の不義をいゝ立、御前におひて切腹仰付らるゑし、又上京之義いとひせと、明智長岡に大軍差添、當城をせむるし、せてもひらうぬ運命あらば、三家同道と有を幸、田邊の城に入込、長岡父子に近寄、ことよふすを尋るてひこ而、一刀は打果し、父義道の靈魂は手向、其後心よく切腹さんと有たるよ、大江、杉山初籠城之面々、將軍尊氏當國をたぬり、足利御一族之烈よて、人を去つふる一色家の美名を失ひ候事之淺ましきよ、併義俊公大事も及たまひ、三郡の諸將彌心を一つよあり、吉原越前守殿を義俊之伯父なり、大將として、長岡の討手引受、いさきよく討死して、名を後代に極むれり、義俊、此旨尤の存意也と、泪を流し申されたる、其後田邊之城へ使を立申入たる、京都御廻文の趣承引に付、明廿二日、其地迄發向可致候、御同道之用意可被下候と申送、まつ入城之供、若手をゑらみ、百五拾餘人に定、二番手の夜に入て、兵船を調、荒須帶刀に二百七拾餘人相添、出

義有扈從  
ノ諸士

船するし、又三番手の高屋駿河守父子、松田攝津守に、四百餘人隨へ向をしと有て、諸將は暇乞の盃を被下、吉原越前守殿の、足利新判官殿を傳はつたる緋おとしの鎧に、金ふくじんの軍配を給たる、大江、杉山への紺糸おとしの鎧は、太刀を被下たる、扱又二月廿二日卯上刻、岩瀧の濱を出船有たる御頭衆よ、

- 石川左衛門秀門 同 文吾秀隆 金谷半左衛門詮元 一色宗左衛門範國
- 蘆屋甚助 金澤彌藏 大江彌藤治 順拜新藏
- 五十河右平太 稻留幸内 楠田祐藏 星野仙太夫
- 赤尾九郎四郎 日置小次郎 井上宇平太 近藤三十郎
- 飯田義左衛門 後藤丈助 後藤新兵衛 石子三之丞
- 佐野古七 伊藤忠平治 小西藤十郎

其外若黨足輕百五拾餘人、五艘に而乗出し、已之剋下り、磯邊山の諸に付、一色惣左衛門船より上り、城内へ案内申入る、遠見のもの告たりとて、長岡家臣佐方吉右衛門、澤村才助、麻の吉右衛門、馳走之船は、幕打、酒肴を調、船中のもてあし、大方ならず、兎や角を内、日も暮よ及夜よ入る本丸へ案内も、其

天正十年九月八日

五一七



儘風呂に進めたる、湯殿之内の人石川文吾澄(譯カ)、近藤三十郎、楠田祐藏、後藤文助(全カ)、其外徒侍十人、足輕一組の、裏手の庭へ廻し、心よく湯を召れ、暫休足有て、初夜鐘聞へり、れいもてかし膳を進、手おうへ酒もてあし、まつたんよも不及して夜半を過る、石川、金谷若殿原に申々るを、此度京都へ召さるゝ事、三家不和を御咎有ての御事、大切之供先こ而、大酒におよこれ候いゝ、不心得の至りあり、急度御嗜ま可然と、高らうこ申々る、藤孝申されたるい、石川、金谷の心遣いさね事候得共、聲君初て御入の事に候得と、當家の悦此上あし、それゆへ不遠慮こ酒を進申あり、最早明よも近くあり候得い、休足の用意申付と、沼田勘解由を呼出し、盃の取方もふし付られたる、沼田心得座敷人出(ハカ)て盃の納りを談しられい、石川、金谷口をそろへ申々るい、其方事、一色家累代の厚恩を召され、獅子身中之虫と成りて、七代の主君のためあり、自城こ火を放、敵を引入夜討をとり、譜代の諸將を打死させしこよつて、空ても開らぬ運命ありと、御主君義道公御切腹有たる也、其不忠不義之武士、今日の取持言語同断の事也、義俊殿の御目通を勿論、銘々とても對面すへき面り持ず、罷立と呼りたる、沼田勘解由高笑して申々るい、一大事

沼田勘解由

の義、汝こせきのめくら武士、忠の不忠のとい片腹いたし、去なから一通申聞さん、是迄廿三度の戦、某う高名數を知らず、君も人もある所あり、夫故義道公御感の御墨付數通たぬ(取ルカ)り、然りといへとも、一色家の威勢日々におとろへ、めつほうの時至れるい、何卒長岡の家は近付、和睦を調、義俊殿を取立まいらさんと、我持口は火をうけ、敵を引入を夜打をとかり、譜代の主人は腹切せし、不忠不義のものう有いこ、和睦を調、御婚禮を取持、一國兩輪の大將といあしられ、此度將軍家を御招有、事を驚る(マ)に、足利の流人行所なき儘こ、一族を申立こ、一色家へ入込、おりを窺、家名相續之催しさんと、とろる事の御怒、二ツよち和睦の後も、心解ぬ當家不和合、彼是と申ス譯あき御事とあり、一色家重而も皆己う忠臣顔の取持あり、口おしのなり行やと言もあへす、石川う右之うささき切付たり、石川も深手あから抜合相戦う、金谷始一色惣左衛門大音上こ而呼りたるい、義俊殿の一大事此時あり、御そとに附參られよといふ聲高聞る々れい、もりほふさをし若者とも、上を下へと騒立ぬきつれ、切結ふ、皆々酒狂の上あれを、同士討も多ありたる、石川の初太刀の深手により、終こ石川を打れたる、誰うかくと告



義有ノ最  
後

りたり、石川文吾秀澄の、あまゆら王の荒たる如く、座敷へ飛入、父の敵と打てかゝれ、双方打物の達者、秘術を盡し、いとみ戦う所、誰う下知まふりたる間、毎に燈火一度まらし、るゝ打まこきありたる、文吾の勘解由を見失ひ（行カ）あい、こゝかしこ尋られとも、勝手覺ぬ城内、詮方なく立たる所に、義俊を金谷取巻相戦う、義俊深手よ苦しきたまふ有様、石川秀澄是こ有と、義俊を助る、長岡方こそ、誰ともまねぬ三人、一説忠興、興元、有吉ナトカ手鎧を以テまゆうとふむまんとはひて廻る、此鎧先こ向しもの、いきてのうるゝのありたる、長岡方よを闇打の相圖あれとも、一色方の酒狂之亂心、義俊、金谷、蘆谷、金澤、主従四人、外こ若者五六人、同枕よ突ぬせられてたおれたる、小西藤七郎、石川文吾、稻留右平太數ヶ所の手疵をかうむり、此場を切ぬけ、敵の首數多船よ打込、早櫓を立、弓木へ注進こ歸る、由良川の下へ参りたり、田邊の城より、相圖遅と山々へ遠見を致、待居る、荒須帶刀に逢て、田邊のまさひ物語して、無意の涙を流し、弓木へ歸りたる、荒須帶刀、同勘藤太、同金次郎、加納正七郎、由利金吾、嶋田久兵衛、逸見五郎、同八郎、河田傳内、佐齋藤右衛門、今安左助、岩淵助内、福井平三、荒川勘治、山本四平、後藤新兵衛立歸て、此趣を大江、杉山

松井康之  
△松倉ヲ攻

こ語る、大江越中守泪とともに被申たる、義俊公うくありたもふ事覺悟之上の御事也、此度京都將軍家の廻文到來の日より、御切腹進申度存れとも、せだて敵の城内へ入込、恨を告て、其上御切腹とせうらひたるあり、此上の田邊の打手引受、花くしき軍して、名を後代よ殘さんと評定半へ、一色惣左衛門義俊の御首を、絹よ包、自せなに負、外よ敵の首二三十家來よ持せ、血刀提て立歸る、數ヶ所の疵よ打伏あうら、泪とともにお語りたる、昨日沼田う工のほと、闇打の次第推量よ違ます、興元、松井、有吉三手よありて出陣するに、先船の經ヶ崎こゆる見へたり、察る所、竹野熊野の浦々を責うけ、當城よ加勢致させ、その跡の小勢をせうつて、當城へ向えんため、忠興出陣あらずと覺ふり、急かくこ仕たまふ危しとかさりたる、大江、杉山承て、尤成程注進一々承知仕る、先々御休足有て、手疵を養生まもふ危し、義俊の御首敵よ渡さぬの手柄、挨拶終て、其日の暮にたり、翌廿四日、大江、杉山觸狀三通認め、三郡へ觸たる、然る所、熊野郡佐野備前守、大和守を注進來てうさりたる、昨廿三日午刻下り、松倉之卅石よ軍始り、寄ての大將松井四郎右衛門船よて押寄候所よ、くがを鐵炮よて、打まく光



天正十年九月八日

五二二

興元下岡  
ヲ攻ム  
吉原越前  
守

淹れ、みきとふも寄付す候所、水鳥山、油池山に寄來、いまは戰眞寂中、其後の義の存不申とらふりたる。又高屋遠江守を注進來て申たるに、長岡玄蕃頭興元、凡五六千之勢を隨へ、下岡の城に責かゝり、廿三日朝四ツ時、いまは勝負のばかり不申と告ふりたる。かゝる所へ吉原越前守義清、百廿餘騎よて御入有て、義俊の戰死を悔御歎きりおし、大江杉山申たるに、御歎き去事おから、義俊の討死の御かくこの御事也、此上の思召如何可有候哉、承り度存るなりと尋たる、義清申出されたるに、當家既に運盡滅亡におよひ、銘々城を枕に討死極るといへとも、無念の事あらばや、先祖高氏將職をたはむり、建武三年より義昭公迄十五代、當家八代之年數の二百四拾貳年迄、御一族の烈(御下岡)に加里、當國の守護と迄ありたもふ、一族とも身命の義昭公奉りしとあり、今日天下を平氏よりとられて、信長より臣下(臣下)あるを、道にあらはる足利の殘徒杯と、ながらむしき名を呼るゝ事、無念あり、籠城の人々も、死をむれと、同じくして、いさきよく討死有るしと、仰を聞て諸將を初、烈座の人々、泪を流し、誠一色九代の大將軍ありと、誓申たる。斯而義清仰たるに、先日義俊殿いと、ぬこひの盃、判官殿を傳むつゝる、鎧兜を、我に送

沼田有吉  
松井ハ降  
參ノ衆ト  
ノ説

られたまひ、敵を欺く一つ之計略、我一色五郎義俊と改名して相たゝかむん、さすれの義俊の死たりと思ふ長岡勢、あんな相違のおもひをかまへし、まゝ先日田邊の城内において、沼田、石川の口論を聞て、沼田も當家を見捨るよも、ほらす、さすれの義俊の討死は、偽とおもむ、沼田、有吉、松井等、初こふさんのゑつとら、敵の疑かゝる(ひそ)に、去々よふ、其時興元兄弟も、彼等と一とに、お向まし、此義如何と有なれ、大江、杉山を初、籠城之諸士、御尤之よふ(ひそ)に、ひありと、恐入を敬ひたる。

斯而廿五日早天より、吉原の城、下岡の城、岩山の城、三ヶ所、軍おこり、追々の注進櫛のを引うどく、中よもぬし、ち候に、伊藤彌右衛門、茂呂助之進、松田遠江守、五百餘人の軍士を三方に分く横鎧を入、おもふまゝにいとみたゝうふ時よ、ふしきや小うけ、一色五郎義俊と名乗、先日田邊の城中におい、聞討の返禮、鎧一筋まいらせんと、或は馬上、あるいむ、かち立、面もふらす、百騎あり懸通り、馳(馳)もとし、三方より突立れ、さしもの大軍とふ、ちくいと取まわれ、色めき立、此方々星野周防守、岡半平と名乗、近江鎧ををらめりす、大村長門、松田越前引續く打て出る、長岡勢の去とるよあり、爰

近江鎧

天正十年九月八日

五二三



うしこに切伏せられ、大將有吉言うひかく濱手へ引去りそく、元より味方討死の覺語(覺)かれり、勝を乗ぐ追うけし、討死人數六百とかりと相見へ、又吉原の城迄早打來りしり、平岡之城戰り、御差圖の有たる通り、土俵を以て川水をせま上ヶ、三方を伏、八ヶ所の砦よと差物ふるうへし、城内のうよめり、金澤右衛門五郎、同土佐守、金井兵庫、横田傳太夫、加納下總守、石子紀伊守、山口彈正持口七ヶ所を守り扣より、長岡長尾の城り、楠田掃部正、笠縫傳太郎、山岡民部、白杉主税、岩淵日向守楯籠、平岡を軍始らり、長岡勢裏切す、長岡の城寄せあり、平岡より横鍵を入た、うをむむ、むかおくれり、取ましと相圖を定、彼所へ寄手の大將玄蕃頭興元、麻野吉左衛門、稻田伊賀守、其外澤田彈正、正源寺大炊之助、澤村佐方の一族、城際へ突う、り、双方手いたく相戰、金江、石子木戸を閉、味方砦をかこめり、要害よしとの申あり、ら、纔貳千餘人の小勢かれり、恐るるき敵の付入あし、うからす打て出る事なうれ、近付敵を弓鐵炮を而打すく、先よ、砦手の人々を裏切出す、敵の色めくを見て、凱聲を合せ、馬を並て打て出よと、高らうに呼ぶる、敵の寄るは驚うす、只弓鐵炮をまき間かく打うくる、寄手の大軍弓鐵炮(鐵炮)打まきく

められ、在家をこほち堀(堀)をよへ、堀をのらんと進々る、時分りよしと、紀伊守石火矢を以て打崩さど、敵の大勢堀を沈む、三百餘人一手にあり、底の水くすとありより、又金井、横田り、西ノ木戸より突か、り、興元勢は是こさど支、觀音寺ノ本陣へ引退く、又吉原加勢大谷刑部成家、百騎をかりくつとみをそろへ、かけ立く突て廻る、中よも大將成家、八尺の檜の棒馬上よふつて打立る、相續て金澤、西村、蒲田、岸村、まうおふむえんよ切立る、長岡興元たまり兼、本陣さして引たりたり、薄暮限を軍終りしと注進す、義清、大江不斜、今よ初ぬ石子、金江、加納う手柄、連書(書)以て申入るし、興元斯て打まけあり、田邊へ加勢を乞るし、今夕逸見五郎、同八郎を、千賀常陸守を差添、夜討の評定相極る、

此後ノ軍記ハ、府中村ニ而、寛永ノ頃燒失ス、

一天正十年五月廿八日、弓木山落城、一色五良義清、宮津大手角ノ家と而切服、則塚有、殘徒秀吉立ル、(略) 中

一天正十年十月朔日、一色五郎義俊の妻り、弓木山落城と、府中中村と身をかくし、義俊のあき跡糸んころに弔、今浮世におもひあし、兼而自害と覺



義有室長  
岡氏自殺  
ストノ説

天正十年九月八日

五二六

悟を定、玄蕃頭のお目します、峯山の城を尋ふんと、難所を越、大野之里ふ  
むせりて、

世れうさち大野之里の忍ふ艸忍ふ濡る、袖そりあしき

詠して峯山へ行て、かくと案内申入れられ共、田邊の聞へをこり、  
主居之れ、伯耆守、澤田出羽守、門外へ歸へし、なれ、長岡迄歸へりて、自害  
有々あり、則此所を始の御前村名付る也、

〔宮津記〕

盛林寺

上宮津村あり、城  
下より廿餘町南

禪曹洞宗、越前佐々布村瑞洞院、乃末寺なり、

當寺内に櫻乃大木一本あり、四方へ枝ふり、庭上一面に這つり、無類の名  
木あり、花の頃の宮津より群集さり、詩歌糸竹、花巻と花をり、去あゝら禪師  
の習ひとて、葦酒門内に入る事をゆるさ、は、多くは門外乃芝野に毛脱カを  
敷せ、はへ取出し、賑々敷事都に殊ならず、境内に明智日向守光秀石塔、一  
色五郎義有下同シ満信石塔あり、此五郎は一色左京大夫詮範五代乃孫あり、天正年中  
は、細川藤孝の爲に殺されたり、此時藤孝は宮津八幡山に居城せらる、上宮  
津城主小倉播磨守を云ふ、共に是等往昔宮津城を云ふ、

盛林寺石塔位牌直寫左乃如し、○中

天正十年九月九日、

指館前一色賞雲源忠大禪定門神儀、

是は一色五郎満信の位牌あり、

〔系圖纂要〕

五六一 一色

義道 左京大夫、

義定 一ニ義俊、  
五郎、

天正九年五月、爲藤孝女婿和睦、同十年、據尸不寨、九月八、爲細川氏所誘、遂  
所殺、貫雲源忠、

九日、甲子羽柴秀吉、丹波ノ士川勝秀氏ニ何鹿郡ノ地ヲ與フ、

〔古文書〕

川勝 ○記録御用所本

川勝主水正秀氏拜受、

秀吉判物、

爲扶助何鹿郡内、上林三郎二ウを以、參千五百三拾五石之事、全可有領  
知候、恐々謹言、

天正十

筑前守

天正十年九月九日

五二七



天正十年九月九日

九月九日

川勝右兵衛大夫殿

秀吉

五二八

〔寛政重修諸家譜〕

千五百八十五

川勝秀氏

彦治郎主水正

光源院義輝にけりへ、采地

桑田郡中山に住せ、足利家没落乃ち織田右府に仕へ、戦功ありて感状をあたへらる、それち豊臣太閤に屬し、諱の字を授ふられ、秀氏と稱し、父の家を繼、丹波國何鹿郡のうちにをいて、三千五百三十石餘を知行し、朱印をあたへらる。

德川家康、駿河ノ士朝比奈昌親ノ本領ヲ復ス、

〔古文書〕

朝比奈新九郎昌親拜領、同新九郎泰文書上、

東照宮御判物、

駿河瀬戸谷内五拾四貫五百文、有東内三拾四貫五百文、朝比奈藤一郎分貳拾壹貫文、新田内芝共貳拾貫文等之事、

右爲本領之由、言上之間、所宛行不可有相違、以此旨、可存忠臣之狀如件、

天正十年

九月九日

大久保新十郎

奉之

朝比名新九郎殿

十日、北畠信雄、使ヲ甲斐ノ陣中ニ遣シテ、物ヲ德川家康ニ贈ル、是日、家康之ヲ謝シ、亦物ヲ贈ル、

〔古今消息集〕

六

態以高木九助申上候、仍今度甲州致在留付而、兩度迄珍物送被下候、遠路之處、御懇情之至難申盡存候、將又駿州名物にて御座候間、蜜柑一箱進獻之、次馬一疋、進上候、委曲九助可申上候條、可然様御披露所仰候、恐々謹言、

九月十日

家康(花押)

飯田半兵衛殿

飯田半兵衛

駿河名物蜜柑

家康信雄ヲ信長ノ如ク遇ス

〔参考〕

〔柏崎物語〕

朝野舊聞哀藁二百五所載

此間信雄へ御使高木九助を被遣、披露狀急度しる事也、ミカン一箱馬一疋進獻と被仰遣、信長同前よ被成、

德川家康、木曾義昌ニ誓書ヲ遺リ、信濃箕輪ヲ與フ、

〔古今消息集〕

五

一向後彌無二入魂可申事、

天正十年九月十日

五二九